

2020年5月19日
日本原燃株式会社
再処理事業部

新規制基準に係る設工認展開内容の整理について

2020年1月9日に提出した新規制基準対応に係る条文毎の工事等を取り纏めたリストを基に、設工認対象設備・機器毎に分類し、それぞれに対し1件1葉で設工認展開内容の整理を行い、添付のとおり取り纏めた。

詳細は添付資料参照のこと。

<添付資料>

- 添付資料－1 設工認展開内容（設計基準対象設備）
- 添付資料－2 設工認展開内容（重大事故等対処設備）

以 上

設工認展開内容の作成対象一覧(設計基準対象設備)

No.	対象機器
1	火災検出装置
2	防火ダンパ
3	消火器
4	耐火シール(貫通孔)
5	防火戸
6	グローブボックス
7	防火シャッター
8	燃料取出し装置A,B
9	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンA,B
10	燃料取扱装置(BWR燃料用)
11	燃料取扱装置(PWR燃料用)
12	燃料取扱装置(BWR燃料用及びPWR燃料用)
13	燃料移送水中台車
14	使用済燃料受入れ・貯蔵施設用冷却水設備(A,B)冷却塔(F1(A,B))
15	バスケット取扱装置
16	バスケット搬送機A,B
17	燃料横転クレーンA,B
18	精製建屋 グローブボックス
19	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 グローブボックス
20	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 貯蔵ホール
21	安全冷却水A冷却塔(A4(A,B))
22	非常用電源建屋冷却設備冷却塔A(G10(A,B))
23	前処理建屋
24	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟
25	薬品タンク
26	竜巻防護対策設備
27	北換気筒
28	保安器
29	アイソレータ
30	堰
31	防水扉
32	逆止弁
33	蒸気遮断弁制御回路
34	蒸気遮断弁
35	溢水防護板
36	蒸気防護板
37	緊急遮断弁
38	洞道搬送台車
39	貯蔵容器搬送用洞道(境界扉を含む)
40	自然現象把握カメラ(屋外カメラ),表示モニタ
41	モニタリングポスト
42	ダストモニタ
43	環境監視盤
44	データ表示装置
45	データ収集装置
46	所内高圧系統の非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線
47	所内高圧系統の制御建屋の6.9kV非常用母線

設工認展開内容（火災防護設備）

設備・機器名称		火災防護設備 火災検出装置
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること 第 29 条 感知器を多様化すること <ul style="list-style-type: none"> 制御室で常時監視できること 基準地震動で機能を維持すること 外部電源喪失時にも火災の感知が可能であること 落雷で機能喪失しないこと ・ 第 7 条 耐震性を確保すること（Cクラス） ・ 第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 条 主要材料に鋼材を使用する 第 22 条 感知器を多様化する <ul style="list-style-type: none"> 制御室に火災信号を表示するとともに警報を発する 感知対象設備に応じた地震力に対して機能を維持する 蓄電池を備える（火災監視盤等に設ける） 非常用電源又は運転予備電源から給電する 落雷で機能喪失しない（間接雷による雷サージの抑制） ・ 第 5 条の 2 地震力に耐える（基本方針） ・ 第 11 条 アクセス可能な場所に設置する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全機能を有する施設 ・ 耐震クラス Cクラス ・ 主要材料 鋼材（盤） <ul style="list-style-type: none"> シールドケーブル（接地）又は光伝送ケーブル ・ 系統構成 建屋間で信号を取り合う場合は保安器等を設ける ・ 組合せ <ul style="list-style-type: none"> 屋内：煙感知器＋熱感知器又は煙感知器＋炎感知器 屋外：炎感知器＋熱感知器（サーモカメラ） 地下タンク：炎感知器＋熱感知器（熱電対） 一般共同溝：煙感知器＋光ファイバ ・ 電源 <ul style="list-style-type: none"> 蓄電池（1 時間警戒後、10 分作動）からの給電 非常用電源又は運転予備電源からの給電 ・ 設置場所／台数 <ul style="list-style-type: none"> FA／527 台、F1（A）：71 台、F1（B）：143 台、重油タンク室（FA）：16 台、 AA／857 台、AB：844 台、AC／701 台、AG／353 台、AH／13 台、 AP／詳細検討中、BA／約 100 台、BB／約 50 台、CA／約 300 台、CB／約 200 台、 GA／254 台、KA／586 台、KB／84 台、AT／520 台 合計 約 5,600 台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置図（配置表）、系統図 ・ 再処理施設の火災防護に関する説明書（基準地震動に対する機能維持） ・ 耐震性に関する説明書（基本方針）
	既認可	—

設工認展開内容（火災防護設備）

設備・機器名称		火災防護設備 防火ダンパ
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること 3 時間耐火能力を有する耐火壁等（防火ダンパ）を設置すること 内部火災により安重施設の機能が同時に喪失しないこと ・ 第 7 条 耐震性を確保すること（Cクラス） ・ 第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 条 主要材料に鋼材を使用する 3 時間耐火能力を有する（鋼板厚さ 1.6 mm以上） 内部火災影響がないこと（FDT^Sを用いた評価） ・ 第 5 条の 2 地震力に耐える（基本方針） ・ 第 11 条 アクセス可能な場所に設置する 〔検査項目：材料、寸法、据付・外観検査〕
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全機能を有する施設 ・ 耐震クラス Cクラス ・ 主要材料 鋼材 ・ 主要寸法 鋼板厚さ 1.6mm 以上 ・ 設置場所／台数 AA／17 台、AC／219 台、AG／49 台、BA／5 台、CA／50 台、 GA／6 台、KA／52 台、KB／2 台、AT／8 台 合計 408 台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置図（配置表） ・ 耐震性に関する説明書（基本方針） ・ 3 時間耐火性能の適合性説明書（防火ダンパの火災耐久試験結果） ・ 内部火災影響評価に関する説明書（火災影響評価結果（当該区域（区画）／隣接区域（区画））
	既認可	—

設工認展開内容（火災防護設備）

設備・機器名称		火災防護設備 消火器
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条 消防法施行規則に基づく量の消火剤を有する消火器を配備すること 第 29 条 地震時にも消火活動ができるよう消火器を固定化すること ・ 第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 11 条 消火器を配備する 地震時にも消火活動ができるよう消火器を固定化する ・ 第 16 条 アクセス可能な場所に設置する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全機能を有する施設 ・ 消火剤種類 粉末、二酸化炭素、強化液 ・ 設置場所／台数 約 3,000 本
本文・添付書類	変更申請範囲	・ 系統図（配置表）
	既認可	—

設工認展開内容（火災防護設備）

設備・機器名称		火災防護設備 耐火シール（貫通孔）
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること 3 時間耐火能力を有する耐火壁等を設置すること 内部火災により安重施設の機能が同時に喪失しないこと ・ 第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 11 条 3 時間耐火能力を有する耐火壁の貫通部に耐火シール材を施す ・ 第 16 条 アクセス可能な場所に設置する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全機能を有する施設 ・ 主要材料 再処理施設の火災防護に関する説明書に示す耐火シール材 ・ 設置場所／台数 約 10,000 箇所以上
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置図（配置表） ・ 再処理施設の火災防護に関する説明書（3 時間耐火性能評価に関する説明書）
	既認可	—

設工認展開内容（火災防護設備）

設備・機器名称		火災防護設備 防火戸
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること 3 時間耐火能力を有する耐火壁等を設置すること 内部火災により安重施設の機能が同時に喪失しないこと ・ 第 7 条 耐震性を確保すること（C クラス） ・ 第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 11 条 主要材料に鋼材を使用する 3 時間耐火能力を有する（鋼板厚さ 1.6 mm 以上） ・ 第 6 条 地震力に耐える（基本方針） ・ 第 16 条 アクセス可能な場所に設置する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全機能を有する施設 ・ 耐震クラス C クラス ・ 主要材料 鋼材 ・ 主要寸法 鋼板厚さ 1.6mm 以上 ・ 設置場所／台数 約 800 箇所
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置図 ・ 耐震性に関する説明書（基本方針） ・ 再処理施設の火災防護に関する説明書（3 時間耐火性能評価に関する説明書）
	既認可	—

設工認展開内容（分析設備）

設備・機器名称		分析設備 グローブボックス
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第3条 遮蔽性能を有すること ・第5条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第7条 耐震性を確保すること（Bクラス） ・第15条 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第27条 必要に応じて鉛等による遮蔽機能を有する ・第11条 主要材料に鋼材等を使用する ・第6条 地震力に耐える（床応答曲線の作成、応力解析） ・第16条 アクセス可能な場所に設置する
基本仕様		<p>安全機能を有する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震クラス Bクラス ・主要材料 鋼材、難燃性パネル：鉛ガラス、ポリカーボネート（UL94 規格認証） ・設置場所／基数 CA/9基
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、構造図 ・耐震性に関する説明書（床応答曲線、応力解析）
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線のしゃへいに関する説明書

設工認展開内容（火災防護設備）

設備・機器名称		火災防護設備 防火シャッター
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること 3 時間耐火能力を有する耐火壁等を設置すること 内部火災により安重施設の機能が同時に喪失しないこと ・ 第 7 条 耐震性を確保すること（Cクラス） ・ 第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 11 条 主要材料に鋼材を使用する 3 時間耐火能力を有する（鋼板厚さ 1.6 mm以上） ・ 第 6 条 地震力に耐える（基本方針） ・ 第 16 条 アクセス可能な場所に設置する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全機能を有する施設 ・ 耐震クラス Cクラス ・ 主要材料 鋼材 ・ 主要寸法 鋼板厚さ 2.0mm 以上 ・ 設置場所／台数 KA: 3 枚 (各建屋における設置台数は再集計中)
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置図 ・ 耐震性に関する説明書（基本方針） ・ 再処理施設の火災防護に関する説明書（3 時間耐火性能評価に関する説明書）
	既認可	—

設工認展開内容（燃料取出し設備）

設備・機器名称		燃料取出し設備 燃料取出し装置 A, B
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 7 条 耐震性を確保すること (B (S s)) 第 31 条 ・第 15 条 移送物の落下, 転倒等を防止しできること 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 11 条 主要材料に鋼材を使用する ・第 6 条 地震力に耐える (床応答曲線の作成、応力解析) 第 33 条 ・第 16 条 アクセス可能な場所に設置する つりワイヤ 2 重化等により、内部飛散物の発生を防止する ・第 18 条 使用済燃料を搬送する能力を有する 機械的ストッパ及び逸走防止のインターロック等により、搬送中の使用済燃料を破損するおそれない 電源喪失時につり荷を保持するための電磁ブレーキ等を有し、使用済燃料を安全に保持する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安全機能を有する施設 ・耐震クラス Bクラス ・核燃料物質の最大質量 燃料集合体 1 体/個 ・容量 主ホイス ト 燃料集合体 1 体/ホイス ト (750kg) 補助ホイス ト 2t/ホイス ト ・設置場所/台数 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/2 台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、構造図 ・耐震性に関する説明書 (設計用床応答曲線、応力解析結果)
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送設備の容量に関する説明書

設工認展開内容（燃料取出し設備）

設備・機器名称		燃料取出し設備 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーンA, B
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第5条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第7条 耐震性を確保すること（B（S s）） 第31条 ・第15条 移送物の落下、転倒等を防止し、配置設計により貯蔵燃料上への重量物の落下を防止できること 試験・検査及び保守・修理できること 設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される環境条件において、その安全機能を発揮できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第11条 主要材料に鋼材を使用する ・第6条 地震力に耐える（床応答曲線の作成、応力解析） 第33条 ・第16条 設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの管に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮する アクセス可能な場所に設置する つりワイヤ2重化等により、内部飛散物の発生を防止する ・第18条 使用済燃料等を搬送する能力を有する 機械的ストッパ及び逸走防止のインターロック等により、搬送中の使用済燃料を破損するおそれがない 電源喪失時につり荷を保持するための電磁ブレーキ等を有し、使用済燃料を安全に保持する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な施設 ・耐震クラス Bクラス ・容量 主巻 150t 補巻 10t ・設置場所／台数 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋／2台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、構造図 ・耐震性に関する説明書（設計用床応答曲線、応力解析結果）
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送設備の容量に関する説明書

設工認展開内容（燃料貯蔵設備）

設備・機器名称		燃料取扱装置（BWR燃料用）
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第5条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第7条 耐震性を確保すること（B（S s）） 第31条 ・第15条 移送物の落下、転倒等を防止しできること 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第11条 主要材料に鋼材を使用する ・第6条 地震力に耐える（床応答曲線の作成、応力解析） 第33条 ・第16条 アクセス可能な場所に設置する つりワイヤ2重化等により、内部飛散物の発生を防止する ・第18条 使用済燃料を搬送する能力を有する 機械的ストッパ及び逸走防止のインターロック等により、搬送中の使用済燃料を破損するおそれがない 電源喪失時につり荷を保持するための電磁ブレーキ等を有し、使用済燃料を安全に保持する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安全機能を有する施設 ・耐震クラス Bクラス ・核物質の最大重量 燃料集合体1体／個 ・容量 主ホイスト 燃料集合体1体／ホイスト(450kg) 補助ホイスト 1500 kg／ホイスト ・設置場所／台数 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋／1台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、構造図 ・耐震性に関する説明書（設計用床応答曲線、応力解析結果）
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送設備の容量に関する説明書

設工認展開内容（燃料貯蔵設備）

設備・機器名称		燃料取扱装置（PWR燃料用）
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 7 条 耐震性を確保すること（B（S s）） 第 31 条 ・ 第 15 条 移送物の落下，転倒等を防止しできること 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 11 条 主要材料に鋼材を使用する ・ 第 6 条 地震力に耐える 第 33 条 ・ 第 16 条 アクセス可能な場所に設置する つりワイヤ 2 重化等により、内部飛散物の発生を防止する ・ 第 18 条 使用済燃料を搬送する能力を有する 機械的ストップ及び逸走防止のインターロック等により、搬送中の使用済燃料を破損するおそれがない 電源喪失時につり荷を保持するための電磁ブレーキ等を有し、使用済燃料を安全に保持する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全機能を有する施設 ・ 耐震クラス Bクラス ・ 核物質の最大重量 燃料集合体 1 体／個 ・ 容量 主ホイスト 燃料集合体 1 体／ホイスト(1000kg) 補助ホイスト 1000 kg／ホイスト ・ 設置場所／台数 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋／1 台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、構造図 ・ 耐震性に関する説明書（設計用床応答曲線、応力解析結果）
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬送設備の容量に関する説明書

設工認展開内容（燃料取扱貯蔵設備）

設備・機器名称		燃料取扱装置（BWR燃料及びPWR燃料用）
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第5条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第7条 耐震性を確保すること（B（S s）） 第31条 ・第15条 移送物の落下、転倒等を防止しできること <p>試験・検査及び保守・修理できること</p>
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第11条 主要材料に鋼材を使用する ・第6条 地震力に耐える 第33条 ・第16条 アクセス可能な場所に設置する つりワイヤ2重化等により、内部飛散物の発生を防止する ・第18条 使用済燃料を搬送する能力を有する 機械的ストッパ及び逸走防止のインターロック等により、搬送中の使用済燃料を破損するおそれがない 電源喪失時につり荷を保持するための電磁ブレーキ等を有し、使用済燃料を安全に保持する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安全機能を有する施設 ・耐震クラス Bクラス ・核物質の最大重量 燃料集合体1体／個 ・容量 主ホイス ト BWR燃料集合体1体／ホイス ト(450kg) PWR燃料集合体1体／ホイス ト(1000kg) 補助ホイス ト 2000 kg／ホイス ト ・設置場所／台数 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋／1台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、構造図 ・耐震性に関する説明書（設計用床応答曲線、応力解析結果）
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送設備の容量に関する説明書

設工認展開内容（燃料移送設備）

設備・機器名称		燃料移送設備 燃料移送水中台車
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 7 条 耐震性を確保すること（B（S s）） 第 31 条 ・ 第 15 条 移送物の落下，転倒等を防止しできること 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 11 条 主要材料に鋼材を使用する ・ 第 6 条 地震力に耐える（床応答曲線の作成、応力解析） 第 33 条 ・ 第 16 条 アクセス可能な場所に設置する ・ 第 18 条 使用済燃料等を搬送する能力を有する 機械的ストopp及び逸走防止のインターロック等により、搬送中の使用済燃料を破損するおそれがない
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全機能を有する施設 ・ 耐震クラス Bクラス ・ 容量 BWR燃料用バスケット1基（BWR燃料集合体9体含む）又は、PWR燃料用バスケット1基（PWR燃料集合体4体含む）（5 t） ・ 設置場所／台数 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋／2台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、構造図 ・ 耐震性に関する説明書（設計用床応答曲線、応力解析結果）
	既認可	—

設工認展開内容（安全冷却水系）

設備・機器名称		安全冷却水系 使用済燃料受入れ・貯蔵施設用冷却水設備(A)冷却塔 (F1(A)) 安全冷却水系 使用済燃料受入れ・貯蔵施設用冷却水設備(B)冷却塔 (F1(B))
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第5条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第7条 耐震性を確保すること（Sクラス） ・第9条 自然現象（竜巻、火山、凍結）及び人為事象（航空機落下、航空機落下火災）に対して安全性を損なわないこと ・第15条 動的機器の単一故障を仮定しても、その安全機能が確保すること 試験・検査及び保守修理できること ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物によって、その安全機能を損なわないこと 設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される環境条件において、その安全機能を発揮できること ・第17条 安全上重要な施設へ冷却水を供給できること ・第25条 非常用所内電源系統に接続し、外部電源が喪失した場合でも、その安全機能を確保できる
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第11条 主要材料に鋼材を使用する ・第6条 地震力に耐える（床応答曲線の作成、地震応答解析、応力解析） ・第8条 竜巻、火山、凍結によって安全機能を損なわない ・第17条 設計上要求される強度及び耐食性を確保する 耐圧試験又は漏えい試験において、著しい漏洩がない設計とする ・第16条 設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮する アクセス可能な場所に設置する 誘導電動機による回転数を制御する機構を有することで、内部飛散物の発生を防止できる 他施設と共用する安全冷却水系の一部は、共用によって再処理施設の安全性を損なわない ・第15条 動的機器の単一故障を仮定しても安全機能を確保する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な施設 ・耐震クラス Sクラス ・主要材料 STB340（伝熱管）、SGV450（ヘッドー） ・容量 26.7(23.0 × 10⁶(kcal/h/個)) MW/個 ・最高使用温度 70℃ ・電動機種類 誘導電動機 ・設置場所/台数 F1A/1台、F1B/1台 合計 2台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、構造図 ・耐震性に関する説明書（設計用床応答曲線、地震応答解析結果、応力解析結果） ・安全冷却水系冷却塔の雪荷重に関する強度計算書 ・竜巻防護に関する説明書（強度計算書） ・火山防護に関する説明書（強度計算書）
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・安全冷却水系の安全上重要な施設である屋外設置設備の凍結防止及び融雪に関する説明書 ・プール水冷却系の冷却能力に関する計算書

設工認展開内容（使用済燃料貯蔵設備）

設備・機器名称		燃料送出し設備 バスケット取扱装置
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第5条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第7条 耐震性を確保すること（Bクラス） 施設の波及的影響によりその安全性を損なわないこと ・第15条 単一故障時にも機能を損なわないこと 試験・検査及び保守・修理できること 飛散物の発生を防止し、安全機能を損なわないこと ・第33条 重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないこと（1.2Ss）
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第11条 主要材料に鋼材を使用する ・第6条 地震力に耐える（床応答曲線、応力解析） 基準地震動（Ss）にて波及的影響を与えない ・第18条 使用済燃料を搬送する能力（容量）を有する 搬送中の使用済燃料が破損しないよう「つりワイヤの二重化」、「フック脱落防止機構」、「動力供給停止時のつり荷保持機能」、「つり上げ高さ制限機能」、「異常時のつり上げ防止機能」、「逸走防止機能」を設ける ・第16条 アクセス可能な場所に設置するとともにアクセス可能な場所に移動可能とする 飛散物（バスケット）により燃料送出しピットを損傷させないよう「つりワイヤの二重化」、「動力供給停止時につり荷を保持」とする ・第36条 基準地震動の1.2倍にて波及的影響を与えない
基本仕様		<p>安全機能を有する施設・耐震クラス Bクラス（Ss）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要材料 鋼材 ・設置場所／台数 FA／1台 合計 1台 ・容量 5t ・その他 「つりワイヤ二重化」、「フック脱落防止機構」、「電源喪失時又はつかみ具駆動用の空気源喪失時にバスケットを落下させない構造」、「バスケットつり上げ高さ0.35m以下とするインターロック」、「バスケットつかみ不良時及び荷重異常時のつり上げ防止インターロック」、「逸走防止インターロック」、「転倒防止金具」を設置 水中部（つかみ具）は、気中に引き上げ可能とする
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表 ・耐震性に関する説明書（床応答曲線、応力解析結果）
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図、平面図、断面図、構造図 ・バスケットのつり上げ高さに関する説明書 ・搬送設備の容量に関する説明書

設工認展開内容（使用済燃料貯蔵設備）

設備・機器名称		燃料送出し設備 バスケット搬送機 A, B
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 7 条 耐震性を確保すること（Bクラス） 施設の波及的影響によりその安全性を損なわないこと ・ 第 15 条 単一故障時にも機能を損なわないこと 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 33 条 重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないこと（1.2Ss）
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 11 条 主要材料に鋼材を使用する ・ 第 6 条 地震力に耐える（床応答曲線、応力解析） 基準地震動（Ss）にて波及的影響を与えない ・ 第 18 条 使用済燃料を搬送する能力（容量）を有する 搬送中の使用済燃料が破損しないよう「つりワイヤの二重化」、「動力供給停止時のバスケット下降停止機能」、「転倒し難い構造」、「異常時のナセルつり上げ防止機能」、「逸走防止機能」を設ける ・ 第 16 条 アクセス可能な場所に設置するとともにアクセス可能な場所に移動可能とする ・ 第 36 条 基準地震動の 1.2 倍にて波及的影響を与えない
基本仕様		<p>安全機能を有する施設・耐震クラス Bクラス（Ss）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要材料 鋼材 ・ 設置場所／台数 FA／2 台 合計 2 台 ・ 容量 5t／台 ・ その他 「つりワイヤ二重化」、「電源喪失時にバスケットが落下しない構造」、「転倒防止金具の設置」、「バスケットセット不良時及び荷重異常時のナセルつり上げ防止インターロック」、「逸走防止インターロック」を設置 <p>水中部（架台以外）は、気中に引き上げ可能とする</p>
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、構造図 ・ 耐震性に関する説明書（床応答曲線、応力解析結果）
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置図、平面図、断面図 ・ 搬送設備の容量に関する説明書

設工認展開内容（せん断処理施設）

設備・機器名称		燃料供給設備 燃料横転クレーン A, B
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第2条 臨界を防止できる設計とすること ・第5条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第7条 耐震性を確保すること（Bクラス） 施設の波及的影響によりその安全性を損なわないこと ・第15条 単一故障時にも機能を損なわないこと 試験・検査及び保守・修理できること ・第33条 重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないこと（1.2Ss）
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第4条 使用済燃料集合体を1台当たり一時に1体ずつ取り扱う ・第11条 主要材料に鋼材を使用する ・第6条 地震力に耐える（床応答曲線、応力解析） 基準地震動（Ss）にて波及的影響を与えない ・第18条 使用済燃料を搬送する能力（容量）を有する 搬送中の使用済燃料が破損しないよう「過度のつり上げ防止等の機能」、「逸走防止機能」、「電源喪失時に使用済燃料を放さない機能」を設ける ・第16条 アクセス可能な場所に移動可能とする ・第36条 基準地震動の1.2倍にて波及的影響を与えない
基本仕様		<p>安全機能を有する施設・耐震クラス Bクラス（Ss）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要材料 鋼材 ・設置場所／台数 AA／2台 合計 2台 ・容量 使用済燃料集合体1体／台 ・その他 「使用済燃料集合体の過度のつり上げ防止、燃料のつかみ不良又は荷重異常時のつり上げ防止インターロック」、「逸走防止インターロック」、「電源喪失時にも燃料つかみ具が使用済燃料集合体を放さないフェイルセーフ構造および電磁ブレーキ」、「転倒防止金具」を設置 燃料横転クレーン A, B は、通常人の入域ができない燃料供給 A, B セルに設置されているため、部品ユニットで取り外しを行い、燃料横転クレーン A, B 保守セルに移動可能とする
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表 ・耐震性に関する説明書（床応答曲線、応力解析結果）
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図、平面図、断面図、構造図 ・臨界安全管理表 ・搬送設備の容量に関する説明書

設工認展開内容 (プルトニウム精製設備)

設備・機器名称		プルトニウム精製設備・精製建屋 グローブボックス
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第3条 遮蔽性能を有すること ・第4条 閉じ込めの機能を有すること ・第5条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第7条 耐震性を確保すること (Sクラス、B(Ss)クラス) ・第15条 試験・検査及び保守・修理できること 設計基準事故時の環境条件に耐えること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第27条 遮蔽能力を有する設備を設ける ・第10条 常時負圧状態を維持し、密閉できる構造とする グローブボックス外へ漏えいのおそれがない構造とする ・第11条 主要材料に鋼材を使用する ・第6条 地震力に耐える (床応答曲線の作成、応力解析) ・第16条 アクセス可能な場所に設置する 設計基準事故時の環境条件に耐える
基本仕様		<p>安全上重要な施設 (4基)、安全機能を有する施設 (1基)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震クラス Sクラス (4基) B(Ss)クラス (1基) ・主要材料 鋼材 ・補強部材 耐震サポート (例: XXXXXXXXXX) 材料 : 鋼材 寸法 : □-100 mm×100 mm×5 mm □-125 mm×125 mm×6 mm 取付ボルト : M20 (12本) ・設置場所/台数 精製建屋/5基
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、構造図 ・耐震性に関する説明書 (床応答曲線、応力解析結果)
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線による被ばくの防止に関する説明書

設工認展開内容（ウラン・プルトニウム混合脱硝設備、
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備）

設備・機器名称	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 グローブボックス	
ADRB 約束事項	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条 遮蔽性能を有すること ・第4条 閉じ込めの機能を有すること ・第5条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第7条 耐震性を確保すること（Sクラス、B(Ss)クラス） ・第15条 試験・検査及び保守・修理できること 設計基準事故時の環境条件に耐えること 	
技術基準の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・第27条 遮蔽能力を有する設備を設ける ・第10条 常時負圧状態を維持し、密閉できる構造とする グローブボックス外へ漏えいのおそれがない構造とする ・第11条 主要材料に鋼材を使用する ・第6条 地震力に耐える（床応答曲線の作成、応力解析） ・第16条 アクセス可能な場所に設置する 設計基準事故時の環境条件に耐える 	
基本仕様	<p>安全上重要な施設（12基）、安全機能を有する施設（4基）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震クラス Sクラス（2基） B(Ss)クラス（14基） ・補強部材（例：■■■■） 内装架台 材料：鋼材 寸法：□-100×50×4（3本） 耐震サポート 材料：鋼材 寸法：□-100×50×6（12本） □-100×100×6（30本） 取付ボルト：M20（72本） ・設置場所／基数 CA／16基 	
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、構造図 ・耐震性に関する説明書（床応答曲線、応力解析結果）
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線による被ばくの防止に関する説明書

設工認展開内容（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備）

設備・機器名称		ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 貯蔵ホール
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第2条 核燃料物質が臨界に達するおそれのないように措置を講じること ・第5条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第7条 耐震性を確保すること（B(Ss)クラス） ・第33条 必要な機能を損なうことにより重大事故等の発生のおそれがないこと（1.2Ss） ・第15条 試験・検査及び保守・修理できること 設計基準事故時の環境条件に耐えること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第4条 臨界を防止するための措置を講じる ・第11条 主要材料に鋼材を使用する ・第6条 地震力に耐える（床応答曲線の作成、応力解析） ・第36条 必要な機能を損なうことにより重大事故等の発生のおそれがないこと（床応答曲線の作成、応力解析） ・第16条 アクセス可能な場所に設置する 設計基準事故時の環境条件に耐える
基本仕様		<p>安全上重要な施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震クラス B(Ss)クラス ・主要材料 鋼材 ・設置場所／基数 CB/4基
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、構造図 ・耐震性に関する説明書（床応答曲線、応力解析結果）
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・臨界防止に関する説明書

設工認展開内容（冷却水設備）

設備・機器名称		冷却水設備 安全冷却水 A、B 冷却塔（A4(A、B)）
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 6 条 支持できる地盤に設置すること ・第 7 条 耐震性を確保すること（S クラス） ・第 9 条 風（台風）、竜巻、積雪、火山の影響、外部火災及び航空機落下に耐えること ・第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること 単一故障を仮定しても安全その機能が維持できること 設計基準事故時の環境条件に耐えること 内部発生飛散物によって安全機能を損なわないこと 非常用所内電源系統に接続すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 11 条 主要材料に鋼材を使用する ・第 5 条 地震力に対し支持することが出来る地盤に設置する ・第 6 条 地震力に耐える（床応答曲線の作成、地震応答解析、応力解析） ・第 8 条 風（台風）（34m/s）、竜巻（100m/s）、積雪（190cm）、火山（火山灰：55cm、1.3g/cm³）、外部火災（森林火災、近隣工場等の火災及び爆発、航空機墜落火災（輻射強度約 30kW/m²））及び航空機落下に耐える ・第 15 条 多重性を有し 1 系列で十分な冷却能力を有する 非常用電源系統に接続する ・第 16 条 アクセス可能な場所に設置する 設計基準事故時の環境条件に耐える ・第 17 条 強度及び耐食性を有する
基本仕様		<p>安全上重要な施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震クラス S クラス ・主要材料 鋼材 ・その他 耐熱被覆（詳細設計中） ・最高使用温度、圧力 ■■■MPa、■■■℃ ・伝熱容量 11.6MW/基（1.00×10⁷kcal/h/基） ・設置場所／台数 前処理建屋北側 屋外/1 基、分析建屋西側 屋外/1 基
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、系統図、配置図、構造図 ・耐震性に関する説明書（床応答曲線、応力解析結果） ・竜巻に関する説明書（風圧力に対する評価結果） ・火山に関する説明書（火山灰に対する評価結果） ・外部火災に関する説明書（森林火災、近隣の産業施設の火災及び爆発、航空機墜落による火災に対する評価結果） ・耐圧強度及び耐食性に関する計算書（評価結果）
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・崩壊熱除去に関する説明書 ・冷却水設備の安全冷却水系の航空機に対する防護設計における分離配置

設工認展開内容（冷却水設備）

設備・機器名称		冷却水設備 非常用電源建屋冷却設備冷却塔 A, B (G10(A, B))
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第5条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第6条 支持できる地盤に設置すること ・第7条 耐震性を確保すること (Sクラス) ・第9条 風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、外部火災及び航空機落下に耐えること ・第15条 試験・検査及び保守・修理できること 単一故障を仮定しても安全その機能が維持できること 設計基準事故時の環境条件に耐えること 内部発生飛散物によって安全機能を損なわないこと 非常用所内電源系統に接続すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第11条 主要材料に鋼材を使用する ・第5条 地震力に対し支持することが出来る地盤に設置する ・第6条 地震力に耐える(床応答曲線の作成、地震応答解析、応力解析) ・第8条 風(台風)(34m/s)、竜巻(100m/s)、積雪(190cm)、火山(火山灰: 55cm、1.3g/cm³)、外部火災(森林火災、近隣工場等の火災及び爆発、航空機墜落火災(輻射強度約30kW/m²))及び航空機落下に耐える ・第15条 多重性を有し1系列で十分な冷却能力を有する 非常用電源系統に接続する ・第16条 アクセス可能な場所に設置する 設計基準事故時の環境条件に耐える ・第17条 強度及び耐食性を有する
基本仕様		<p>安全上重要な施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震クラス Sクラス ・主要材料 鋼材 ・その他 耐熱被覆(詳細設計中) ・最高使用温度、圧力 ■■■MPa ■■■°C ・伝熱容量 4.45MW/基 (3.83×10⁶kcal/h/基) ・設置場所/台数 非常用電源建屋西側 屋外/1基、非常用電源建屋東側 屋外/1基
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、系統図、配置図、構造図 ・耐震性に関する説明書(床応答曲線、応力解析結果) ・竜巻に関する説明書(風圧力に対する評価結果) ・火山に関する説明書(火山灰に対する評価結果) ・外部火災に関する説明書(森林火災、近隣の産業施設の火災及び爆発、航空機墜落による火災に対する評価結果) ・耐圧強度及び耐食性に関する計算書(評価結果)
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・崩壊熱除去に関する説明書 ・冷却水設備の安全冷却水系の航空機に対する防護設計における分離配置

設工認展開内容（建物・構築物）

設備・機器名称		前処理建屋
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第3条 遮蔽性能を有すること ・第4条 施設外への漏えいを防止すること ・第5条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第6条 支持できる地盤に設置すること 第30条 ・第7条 耐震性を確保すること ・第9条 竜巻、火山、外部火災、航空機落下、落雷に耐えること、 第33条 鳥類等の侵入を防止又は抑制すること ・第15条 設計基準事故時の環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること ・第33条 重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないこと(1.2Ss)
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第4条 主要材料にコンクリート、鋼材を使用する ・第5条 許容支持力度を有する地盤に設置する（地盤の極限支持力度 10.4MPa） 第23条 ・第5条の2 地震力に耐える（地震応答解析、応力解析） ・第5条の4 竜巻（100m/s）、火山（火山灰：55cm、1.3g/cm³）、外部火災（森林 第26条 火災、近隣工場等の火災及び爆発、航空機墜落火災（輻射強度 30kW/m²）、航空機の衝突（20t、速度 150m/s）、落雷（150kVA）に耐える、鳥類等の侵入を防止又は抑制する ・第7条 施設外への漏えいを防止するための堰を設置 ・第8条 必要な遮蔽厚さを有する壁等 ・第10条 汚染を除去し易い構造（塗装） ・第11条 設計基準事故時の環境条件に耐える アクセス可能な構造 〔 検査項目：基盤、材料、構造、強度、外観検査 〕 ・第26条 重大事故等の対処に必要な機能を損なわないこと(地震応答解析)
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な施設の構築物を有する（せん断セル、溶解槽セル等） ・耐震クラス $\left\{ \begin{array}{l} \text{Sクラスの構築物を有する（せん断セル、溶解槽セル等）} \\ \text{Sクラスの機器・配管系の間接支持機能を有する} \end{array} \right\}$ ・主要材料 普通コンクリート、重量コンクリート、鉄筋コンクリート用棒鋼 ・主要寸法 南北方向 86.20m、東西方向 69.20m、高さ 地上 33.80m 壁厚 0.50m～1.75m 鉄筋 D16、D19、D22、D25、D29、D32、D35、D38、D41、D51 ・その他 エポキシ樹脂系塗装、避雷設備の設置、堰の設置、防火帯内に配置、地盤の極限支持力度 10.4 MPa、バードスクリーンを設置
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、平面図（断面図含む） ・耐震性に関する説明書（地震応答解析結果、応力解析結果） ・竜巻に関する説明書（風圧力、気圧差、飛来物の衝撃荷重に対する評価結果） ・火山に関する説明書（火山灰に対する評価結果） ・外部火災に関する説明書（森林火災、近隣工場等の火災及び爆発、航空機墜落による火災に対する評価結果、危険物タンク等への熱影響に対する評価結果）
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機に対する防護設計に関する説明書（航空機の衝突に対する評価結果） ・放射線しゃへいに関する説明書（しゃへい評価結果）

設工認展開内容 (建物)

設備・機器名称		第1 ガラス固化体貯蔵建屋東棟
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第3条 遮蔽性能を有すること ・第5条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第6条 支持できる地盤に設置すること ・第7条 耐震性を確保すること (Sクラス部位、間接支持、波及的影響) ・第9条 竜巻、火山、外部火災、航空機落下、落雷、生物学的事象に耐えること ・第15条 設計基準事故時の環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること ・第22条 冷却のために必要な措置を講じること (バードスクリーン含) ・第33条 建物全体としての変形能力を確保すること (1.2Ss)
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第11条 主要材料にコンクリート、鋼材を使用する ・第5条 十分な支持力の地盤に設置する(地盤の極限支持力度 8.6MPa) ・第6条 地震力に耐える (Sクラス部位、間接支持、波及的影響) ・第8条 竜巻 (100m/s)、火山 (火山灰: 55cm、1.3g/cm³)、外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災及び爆発、航空機墜落火災 (輻射強度 30kW/m²))、航空機の衝突 (20t、速度 150m/s)、落雷 (150kVA) に耐える、鳥類等の侵入を防止又は抑制する ・第27条 必要な遮蔽厚さを有する壁等 ・第26条 汚染を除去し易い構造 (塗装) ・第16条 設計基準事故時の環境条件に耐える、アクセス可能な構造 ・第25条 入口、出口シャフト、バードスクリーンを設ける。 ・第26条 建物全体としての変形能力を確保する (1.2Ss)
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な施設の構築物を有する (貯蔵区域) ・耐震クラス Sクラスの構築物を有する (貯蔵区域) Sクラスの機器・配管系の間接支持機能を有する ・主要材料 普通コンクリート、鉄筋コンクリート用棒鋼、一般構造用圧延鋼材、溶接構造用圧延鋼材、建築構造用圧延鋼材、ロックウール ・主要寸法 南北方向 47.00m、東西方向 55.50m、高さ 地上 13.90m (冷却空気入口シャフトの高さは、25.20m。冷却空気出口シャフトの高さは、35.90m) 壁厚 0.40m~2.10m ・その他 エポキシ樹脂系塗装、避雷設備の設置、防火帯内に配置、地盤の極限支持力度 8.6 MPa、バードスクリーンを設置
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、平面図 (断面図含む) ・耐震性に関する説明書 (地震応答解析結果、応力解析結果) ・竜巻に関する説明書 (風圧力、気圧差、飛来物の衝撃荷重に対する評価結果) ・火山に関する説明書 (火山灰に対する評価結果) ・外部火災に関する説明書 (森林火災、近隣工場等の火災及び爆発、航空機墜落による火災に対する評価結果、危険物タンク等への熱影響に対する評価結果)
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機に対する防護設計に関する説明書 (航空機の衝突に対する評価結果) ・放射線しゃへいに関する説明書 (しゃへい評価結果)

設工認展開内容（化学薬品貯蔵供給設備）

設備・機器名称		化学薬品貯蔵供給設備 薬品タンク
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第9条 外部火災の熱影響を受ける薬品タンクを地下に設置する ・第12条 試薬ルートの変更及び緊急遮断弁を設置する
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第6条 主要材料にステンレス鋼を使用する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安重分類 一般施設 ・耐震クラス Cクラス ・主要材料 ステンレス鋼、炭素鋼 ・設置場所/台数 <p>地下タンク：硝酸ヒドラジン、n-ドデカン、TBP AR/3台・・・ 合計 約3台</p> <p>緊急遮断弁：硝酸ヒドラジン、n-ドデカン、TBP、硝酸、硝酸ヒドロキシルアミン、水酸化ナトリウム AR/約12台・・・ 合計 約12台（試薬1系統あたり約2台）</p>
本文・添付書類	変更申請範囲	・系統図
	既認可	・系統図

設工認展開内容（竜巻防護対策設備）

設備・機器名称		竜巻防護対策設備
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第5条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第7条 耐震性を確保すること（Cクラス） 施設の波及的影響によりその安全性を損なわないこと ・第9条 竜巻、火山の影響、外部火災及び落雷に耐えること ・第15条 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第11条 主要材料に鋼材等を使用する ・第6条 地震力に耐える（床応答曲線の作成、地震応答解析、応力解析） 基準地震動（S_s）にて波及的影響を与えない ・第8条 竜巻（100m/s）、火山（火山灰：55cm、$1.3g/cm^3$）、外部火災（森林火災、近隣工場等の火災及び爆発、航空機墜落火災（輻射強度 $30kW/m^2$））に耐える 落雷（270kVA）を考慮し、避雷設備を設ける ・第16条 アクセス可能な場所に設置する 設計基準事故時の環境条件に耐える ・第17条 設計上要求される強度を有する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安重分類 安全機能を有する設備 ・耐震クラス C（S_s）クラス ・主要材料 飛来物防護板 鋼材又は鉄筋コンクリート 飛来物防護ネット 鋼線（ネット） 鋼材（支持架構） ・設置場所／台数 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔の防護用／2基 再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔の防護用／2基 第2非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水系冷却塔の防護用／2基 前処理建屋、ガラス固化建屋、精製建屋 屋外換気ダクトの防護用／3基 主排気筒、主排気筒管理建屋、主排気筒周辺の屋外ダクト、主排気筒サンプリング配管の防護用／1基
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表・配置図・平面図・断面図・構造図 ・耐震性に関する説明書（設計用床応答曲線、応力解析結果） ・竜巻に関する説明書（風圧力、飛来物の衝撃荷重に対する評価結果） ・火山に関する説明書（火山灰に対する評価結果） ・外部火災に関する説明書（森林火災、近隣工場等の火災及び爆発、航空機墜落による火災に対する評価結果、危険物タンク等へ熱影響に対する評価結果）
	既認可	—

設工認展開内容（換気設備）

設備・機器名称		換気設備 北換気筒
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第5条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第6条 安全機能を損なわれるおそれがない地盤に設けること ・第7条 耐震性を確保すること（Cクラス） 施設の波及的影響によりその安全性を損なわないこと ・第9条 風（台風）、竜巻及び落雷に耐えること ・第15条 試験・検査及び保守・修理できること 他施設との共用により安全性を損なわないこと
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第11条 主要材料に鋼材を使用する ・第5条 地震力に対し支持することが出来る地盤に設置する ・第6条 地震力に耐える（床応答曲線の作成、地震応答解析、応力解析） 基準地震動（Ss）にて波及的影響を与えない ・第8条 風（台風）（34m/s）、竜巻（100m/s）に耐える 落雷（150kVA）を考慮し、避雷設備を設ける ・第16条 アクセス可能な場所に設置する 設計基準事故時の環境条件に耐える 他施設との共用により安全性を損なわない
基本仕様		<p>安全機能を有する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震クラス C（Ss）クラス ・主要材料 支持架構 鋼材 筒身 SMA400BP ・排気口地上高さ、排気量 使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒 排気口地上高さ 約75m 排気量 約3万m³/h 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒 排気口地上高さ 約75m 排気量 約28万m³/h ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒 排気口地上高さ 約75m 排気量 約14万m³/h ・設置場所/台数 屋外/1基
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、配置図、構造図 ・耐震性に関する説明書（床応答曲線、応力解析結果） ・竜巻に関する説明書（風圧力、飛来物の衝撃荷重に対する評価結果）
	既認可	—

設工認展開内容（計測制御設備）

設備・機器名称		計測制御設備 保安器収納箱（保安器）、制御盤（保安器）
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第5条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第7条 耐震性を確保すること（Sクラス，Cクラス） ・第9条 間接雷による雷サージを抑制する ノイズ対策，電氣的及び物理的な独立性を持たせる（電磁的障害） ・第15条 多重化又は多様化すること 環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること ・第18条 監視、制御できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第4条 主要材料に鋼材を使用する ・第6条 地震力に耐える（応力解析） ・第8条 安全上重要な施設とアナログ信号を取り合う計測制御設備の信号出力側の建屋と信号入力側の建屋の両方に保安器を設置 ・第15条 安全上重要な施設は多重化又は多様化して設置する ・第16条 環境条件に耐えること アクセス可能な場所に設置する ・第20条 計測（監視）、制御できること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な施設，安全機能を有する施設 ・耐震クラス Sクラス，Cクラス ・主要材料 鋼材（盤） ・系統構成 安全上重要な施設とアナログ信号を取り合う計測制御設備の信号出力側の建屋と信号入力側の建屋の両方に保安器を設置 ・仕様 絶縁耐力5.0kV以上（雷サージ，ノイズ，電磁波対策） ・設置場所／台数 ※面は箱／盤数量，（）内は保安器数量を示す。 【保安器収納箱へ設置】 FA／4面（66台）、F1（A）：8面（26台）、F1（B）：14面（41台）、AA／6面（72台）、AB：2面（50台）、AC／2面（28台）、BA／2面（2台）、CA／3面（37台） 合計：41面（322台） 【既設制御盤へ設置】 CA／2面（2台） <p>※多重化又は多様化された安全上重要な施設の計測制御設備の設置，想定される環境条件に耐える計測制御設備の設置，想定される変動範囲内で監視，制御できる計測範囲を有した計測制御設備の設置は変更無し</p> <p>※分離建屋における落雷による安全上重要な施設の故障（法令報告）により、設置（工事）済み</p>
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・系統図、構造図 ・耐震計算書（保安器収納箱） ・安全上重要な施設の説明書
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・系統図 ・安全上重要な施設の説明書

設工認展開内容（計測制御設備）

設備・機器名称		計測制御設備 安全系制御盤（アイソレータ）、制御盤（アイソレータ）
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第5条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第7条 耐震性を確保すること（Sクラス，Cクラス） ・第9条 間接雷による雷サージを抑制する ノイズ対策，電氣的及び物理的な独立性を持たせる（電磁的障害） ・第15条 多重化又は多様化すること 環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること ・第18条 監視、制御できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第4条 主要材料に鋼材を使用する ・第6条 地震力に耐える（応力解析） ・第8条 安全上重要な施設とアナログ信号を取り合う計測制御設備の出力信号側にアイソレータを設置する ・第15条 安全上重要な施設は多重化又は多様化して設置する ・第16条 環境条件に耐えること アクセス可能な場所に設置する ・第20条 計測（監視）、制御できること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な施設，安全機能を有する施設 ・耐震クラス Sクラス，Cクラス ・主要材料 鋼材（盤） ・系統構成 安全上重要な施設とアナログ信号を取り合う計測制御設備の信号出力側の建屋と信号入力側の建屋の両方に保安器を設置 ・仕様 絶縁耐力 5.0kV以上 フォトカプラ内蔵（電氣的分離対策） ・設置場所／台数 ※面は盤数量，（）内はアイソレータ数量を示す。 【既設制御盤へ設置】 AA／2面（8台）、AB／12面（76台）CA／2面（2台） 合計：14面（86台） ※多重化又は多様化された安全上重要な施設の計測制御設備の設置，想定される環境条件に耐える計測制御設備の設置，想定される変動範囲内で監視，制御できる計測範囲を有した計測制御設備の設置は変更無し ※分離建屋における落雷による安全上重要な施設の故障（法令報告）により、設置（工事）済み
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・系統図 ・安全上重要な施設の説明書
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・系統図、構造図 ・耐震計算書（安全系制御盤） ・安全上重要な施設の説明書

設工認展開内容（溢水防護設備）

設備・機器名称		溢水防護設備 堰
ADRB 約束事項		<p>第 11 条 再処理施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による溢水，再処理施設内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水又は燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水が発生した場合においても，再処理施設内における扉，堰，遮断弁等により溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また，燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能を維持できる設計とする。</p> <p>溢水防護区画外の溢水に対して，壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえ，壁，防水扉（又は水密扉），堰，床ドレン逆止弁による流入防止対策を図り溢水の流入を防止する設計とする。流入防止対策として設置する壁，防水扉（又は水密扉），堰，床ドレン逆止弁は，溢水により発生する水位や水圧に対して流入防止機能が維持できるとともに，基準地震動による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が可能な限り損なわれない設計とする。</p> <p>第 12 条 化学薬品防護設備と兼用する場合は，化学薬品に対して耐性を有する設計とする。</p> <p>第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること</p> <p>第 33 条 地震を要因とする重大事故等対処時に機能を期待する堰は，基準地震動を 1.2 倍した地震動により生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が可能な限り損なわれない設計とする。</p>
技術基準の整理		<p>第 11 条 安全機能を有する施設は，再処理施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>第 12 条 安全機能を有する施設は，再処理施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>第 16 条 アクセス可能な場所に設置する</p>
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安全機能を有する施設 ・耐震クラス Cクラス (C(1.2Ss)) ・主要材料 鋼材 ・主要寸法 詳細設計中 ・設置場所／台数 詳細設計中
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計方針、配置図、構造図 ・添付書類（耐震計算書、強度計算書）
	既認可	—

設工認展開内容（溢水防護設備）

設備・機器名称		溢水防護設備 防水扉
ADRB 約束事項		<p>第 11 条 再処理施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による溢水，再処理施設内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水又は燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングによる溢水が発生した場合においても，再処理施設内における扉，堰，遮断弁等により溢水防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また，燃料貯蔵プール・ピット等の冷却機能及び燃料貯蔵プール・ピット等への給水機能を維持できる設計とする。</p> <p>溢水防護区画外の溢水に対して，壁，扉，堰，床段差等の設置状況を踏まえ，壁，防水扉（又は水密扉），堰，床ドレン逆止弁による流入防止対策を図り溢水の流入を防止する設計とする。流入防止対策として設置する壁，防水扉（又は水密扉），堰，床ドレン逆止弁は，溢水により発生する水位や水圧に対して流入防止機能が維持できるとともに，基準地震動による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が可能な限り損なわれない設計とする。</p> <p>第 12 条 化学薬品防護設備と兼用する場合は，化学薬品に対して耐性を有する設計とする。</p> <p>第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること</p> <p>第 33 条 地震を要因とする重大事故等対処時に機能を期待する堰は，基準地震動を 1.2 倍した地震動により生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が可能な限り損なわれない設計とする。</p>
技術基準の整理		<p>第 11 条 安全機能を有する施設は，再処理施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>第 12 条 安全機能を有する施設は，再処理施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>第 16 条 アクセス可能な場所に設置する</p>
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安全機能を有する施設 ・耐震クラス Cクラス (C(1.2Ss)) ・主要材料 鋼材 ・主要寸法 詳細設計中 ・設置場所／台数 詳細設計中
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・本文、配置図 ・添付書類（耐震計算書、強度計算書）
	既認可	—

設工認展開内容 (溢水・化学薬品防護設備)

設備・機器名称		溢水・化学薬品防護設備 逆止弁
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること 火災区域または火災区画のファンネルに煙等流入防止装置を設置すること ・ 第 7 条 耐震性を確保すること (Cクラス) ・ 第 11 条 溢水を考慮しても安全機能を損なわないこと 溢水による水圧に対して流入防止機能が維持できること 地震時の溢水を考慮し、基準地震動に対して耐震性を確保すること (Ss) ・ 第 12 条 漏えいした化学薬品を考慮しても安全機能を損なわないこと 漏えいした化学薬品による水圧及び腐食又は化学的損傷に対して流入防止機能が維持できること 地震時の化学薬品の漏えいを考慮し、基準地震動に対して耐震性を確保すること (Ss) ・ 第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 11 条 主要材料に鋼材を使用する 煙流入防止装置を設置する ・ 第 6 条 地震力に耐える (基本方針) ・ 第 12 条 溢水による水圧に耐える (強度評価、水圧試験) 基準地震動に耐える (応力評価) ・ 第 13 条 漏えいした化学薬品による水圧に耐える (強度評価、水圧試験) 主要材料に耐化学薬品性の材料を使用する 基準地震動に耐える (応力評価) ・ 第 16 条 アクセス可能な場所に設置する
基本仕様		<p>安全機能を有する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震クラス Cクラス ・ 主要材料 鋼材※ ・ 仕様 フロート式逆止弁または煙流入防止装置付きフロート式逆止弁 ・ 設置場所/台数 FA/116 台、F1B/16 台、AA/30 台、AB/37 台、AC/14 台、CA/37 台、KA/48 台 合計 298 台 <p>※化学薬品の要求に対する仕様は、設計後に反映</p>
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本設計方針、配置図、構造図 ・ 耐震性に関する説明書 (基本方針) ・ 溢水及び化学薬品漏えいに関する説明書 (没水の影響評価結果) ・ 強度評価に関する説明書 (逆止弁の強度評価結果、水圧試験結果)
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床ドレン等の系統説明図

設工認展開内容（溢水防護設備）

設備・機器名称		溢水防護設備 遠隔隔離システム（蒸気遮断弁制御回路）
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第5条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第7条 耐震性を確保すること（Cクラス） ・第11条 漏えい蒸気を考慮しても安全機能を損なわないこと ・第15条 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第4条 主要材料に鋼材を使用する ・第6条 地震力に耐える（基本方針） ・第12条 蒸気放出による影響を発生させないよう自動で漏えい蒸気を早期隔離する遠隔隔離システム（温度検出器及び蒸気遮断弁）を設置 ・第16条 アクセス可能な場所に設置する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安全機能を有する施設 ・耐震クラス Cクラス ・主要材料 鋼材（蒸気遮断弁、温度検出器、盤、ケーブルトレイ、電線管） 難燃性ケーブル（ケーブル） ・系統構成 温度検出器、蒸気遮断弁、監視制御盤、制御盤、電路（ケーブル、ケーブルトレイ、電線管）を設置 中央制御室（監視制御盤）から蒸気遮断弁の手動遠隔隔離が可能 ・仕様 温度高警報（設定値：50℃） 温度高高警報及び蒸気遮断弁自動閉止インターロック（設定値：60℃） ※温度検出器、蒸気遮断弁、盤等の詳細仕様は設計中 ・設置場所／台数 【温度計】 FA／11台、F1（B）：1台、AA／28台、AB／49台、AC／27台、CA／4台、KA／29台 合計：149台 【蒸気遮断弁】 FB／1台、AA／1台、AB／1台、AC／1台、KA／1台、AT／1台 合計：6台 【現場監視制御盤】 AA／1面、AB／1面、AC／2面、CA／1面、KA／1面 合計：6面
本文・添付書類	変更申請範囲	・系統図
	既認可	—

設工認展開内容 (溢水・化学薬品防護設備)

設備・機器名称		溢水・化学薬品防護設備 蒸気遮断弁
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 7 条 耐震性を確保すること (Cクラス) ・第 11 条 自動で漏えい蒸気を隔離すること 中央制御室からの手動遠隔隔離も行えること ・第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 11 条 主要材料に鋼材を使用する ・第 6 条 地震力に耐える (基本方針) ・第 12 条 自動で漏えい蒸気を隔離する 中央制御室から手動で遠隔隔離できる仕様とする ・第 16 条 アクセス可能な場所に設置する 〔検査項目：材料、寸法、耐圧・漏えい、据付・外観検査〕
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安全機能を有する施設 ・耐震クラス Cクラス ・主要材料 鋼材 ・仕様 自動弁 ・設置場所/台数 FA/1台、AA/1台、KA/1台、AT/3台(AB, AC, CA への供給、各 1台) 合計 約 6台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性に関する説明書 (基本方針) ・溢水に関する説明書 (没水・蒸気の影響評価結果) ・一般蒸気系の系統説明図
	既認可	—

設工認展開内容 (溢水・化学薬品防護設備)

設備・機器名称		溢水・化学薬品防護設備 溢水防護板
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 7 条 耐震性を確保すること (Cクラス) ・ 第 11 条 溢水を考慮しても安全機能を損なわないこと 実機での被水の条件を考慮しても安全機能を損なわないこと 地震時の溢水を考慮し、基準地震動に対して耐震性を確保すること (Ss) ・ 第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 11 条 主要材料に鋼材を使用する ・ 第 6 条 地震力に耐える (基本方針) ・ 第 12 条 溢水による水圧に耐える (強度評価) 基準地震動に耐える (応力評価) ・ 第 16 条 アクセス可能な場所に設置する
基本仕様		<p>安全機能を有する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震クラス Cクラス ・ 主要材料 鋼材 ・ 設置場所/台数 AA/3台、AB/2台、AC/5台 合計 約 10 台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本設計方針、配置図、構造図 ・ 耐震性に関する説明書 (基本方針) ・ 溢水に関する説明書 (没水・被水・蒸気の影響評価結果) ・ 強度評価に関する説明書 (溢水防護板の強度評価結果)
	既認可	—

設工認展開内容 (溢水・化学薬品防護設備)

設備・機器名称		溢水・化学薬品防護設備 蒸気防護板
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第5条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第7条 耐震性を確保すること (Cクラス) ・第11条 漏えい蒸気を考慮しても安全機能を損なわないこと 地震時の漏えい蒸気を考慮し、基準地震動に対して耐震性を確保すること (Ss) ・第15条 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第4条 主要材料に鋼材を使用する ・第5条の2 地震力に耐える (基本方針) ・第5条の4 漏えい蒸気環境 (環境温度、圧力) に耐える 基準地震動に耐える (床応答曲線の作成、地震応答解析、応力解析) ・第11条 アクセス可能な場所に設置する 〔検査項目：材料、寸法、据付・外観検査 〕
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安全機能を有する施設 ・耐震クラス Cクラス ・主要材料 鋼材 ・主要寸法 防護対象および漏えい蒸気の発生箇所に応じた形状とする。 (例 縦1490mm、横910mm、高さ820mm (ボックス形状)、 取付ボルト SUS304、M16×12本 (設計中)) ・設置場所/台数 FA/7台、AA/54台、AB/5台、AC/6台、KA/6台 合計78台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、構造図、配置図 ・耐震性に関する説明書 (基本方針、床応答曲線) ・溢水影響評価に関する説明書 (蒸気の影響評価結果、地震応答解析結果、応力解析結果)
	既認可	—

設工認展開内容（溢水防護設備）

設備・機器名称		溢水防護設備 緊急遮断弁
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 7 条 耐震性を確保すること（Cクラス） 地震時に破損しないよう基準地震動に耐えること ・ 第 11 条 溢水により安全機能を損なわないこと 自動で遮断隔離すること 中央制御室からの手動遠隔隔離も行えること ・ 第 12 条 化学薬品の漏えいにより安全機能を損なわないこと ・ 第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること 設計基準事故時の環境条件によって安全機能を損なわないこと
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 11 条 主要材料に鋼材を使用する ・ 第 6 条の 2 地震力に耐える（床応答曲線の作成、地震応答解析、応力解析） ・ 第 12 条 溢水から防護する 自動で遮断隔離すること 中央制御室からの手動遠隔隔離も行えること ・ 第 13 条 化学薬品の漏えいから防護する ・ 第 16 条 アクセス可能な場所に設置する 設計基準事故時の環境条件に耐える ・ 第 17 条 設計上要求される強度を有する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安重分類 安全機能を有する設備 ・ 耐震クラス Cクラス ・ 主要材料 緊急遮断弁 鋼材 ・ 設置場所／台数 制御建屋、精製建屋、ウランブルトニウム混合脱硝建屋、 ガラス固化建屋、一般共同溝 /56 台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表・配置図・平面図・断面図・構造図・系統説明図 ・ 耐震性に関する説明書（設計用床応答曲線、地震応答解析結果、応力解析結果） ・ 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書
	既認可	—

設工認展開内容（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備）

設備・機器名称		ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 洞道搬送台車
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第2条 核燃料物質が臨界に達するおそれがないように措置を講じること ・第3条 遮蔽性能を有すること ・第5条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第7条 耐震性を確保すること（Bクラス） ・第15条 試験・検査及び保守・修理できること 共用によって再処理施設の安全性を損なわないこと
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第4条 混合酸化物貯蔵容器を一時に1体ずつ取り扱う ・第27条 必要な遮蔽厚さを有する（遮蔽評価） ・第11条 主要材料に鋼材を使用する ・第6条 地震力に耐える（床応答曲線の作成、応力解析） ・第16条 アクセス可能な場所に設置する 共用によって再処理施設の安全機能が損なわれないように設置する ・第18条 混合酸化物貯蔵容器を搬送する能力を有する
基本仕様		<p>安全機能を有する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震クラス Bクラス ・主要材料 鋼材 ・設置場所／台数 貯蔵容器搬送用洞道／1台 ・その他 混合酸化物貯蔵容器を一時に1体ずつ取り扱う 混合酸化物貯蔵容器が転倒し難い構造とする 衝突防止のインターロックを設ける
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、系統図、配置図、構造図 ・被ばくの防止に関する説明書（遮蔽評価結果） ・耐震性に関する説明書（床応答曲線、応力解析結果）
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・臨界防止に関する説明書

設工認展開内容（貯蔵容器搬送用洞道）

設備・機器名称		貯蔵容器搬送用洞道（境界扉を含む）
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 条 遮蔽性能を有すること ・ 第 4 条 再処理施設との負圧管理とすること ・ 第 5 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること 3 時間耐火能力を有する扉を設置すること ・ 第 6 条 支持できる地盤に設置すること ・ 第 7 条 耐震性を確保すること（B クラス、C クラス） ・ 第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること 共用によって再処理施設の安全性を損なわないこと
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 27 条 必要な遮蔽厚さを有する壁等を設ける（遮蔽評価） ・ 第 10 条 再処理施設の負圧状態を維持する ・ 第 11 条 主要材料にコンクリート、鋼材を使用する 扉は 3 時間耐火能力を有する（鋼板厚さ 1.6 mm 以上） ・ 第 5 条 許容支持力度を有する地盤に設置する ・ 第 6 条 地震力に耐える（基本方針、床応答曲線の作成、応力解析） ・ 第 16 条 アクセス可能な場所に設置する 共用によって再処理施設の安全機能が損なわれないように設置する
基本仕様		<p>【貯蔵容器搬送用洞道】安全機能を有する施設の構築物を有する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震クラス B クラスの構築物を有する B クラスの機器・配管系の間接支持機能を有する ・ 主要材料 普通コンクリート、鉄筋コンクリート用棒鋼 <p>【境界扉】安全機能を有する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震クラス C クラス ・ 主要材料 鋼材 ・ 主要寸法 鋼板厚さ 1.6mm 以上 ・ 設置場所／箇所数 貯蔵容器搬送用洞道／2箇所 ・ その他 MOX燃料加工施設境界の扉及び再処理施設境界の扉は、同時に開放しない
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、配置図、平面図 ・ 被ばくの防止に関する説明書（遮蔽評価結果） ・ 耐震性に関する説明書（基本方針、床応答曲線、応力解析結果） ・ 3 時間耐火性能の適合性説明書（火災耐久試験結果）
	既認可	—

設工認展開内容（制御室）

設備・機器名称		自然現象把握カメラ 表示モニタ
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 7 条 耐震性を確保すること（s クラス） ・第 11 条 溢水を考慮しても安全機能を損なわないこと ・第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 条 主要材料に鋼材を使用する ・第 6 条 地震力に耐える（基本方針） ・第 16 条 アクセス可能な場所に設置する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安全機能を有する施設 ・耐震クラス S クラス ・主要材料 鋼材（盤、ケーブルトレイ、電線管） 難燃性ケーブル（ケーブル） ・系統構成 監視カメラ、表示装置、電路（ケーブル、ケーブルトレイ、電線管） を設置 中央制御室および使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 で遠隔監視が可能 ・仕様 暗視機能 ・設置場所／台数 カメラ 前処理建屋／3 台、 表示装置 中央制御室／1 台 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室／1 台
本文・添付書類	変更申請範囲	・系統図
	既認可	—

設工認展開内容（監視設備）

設備・機器名称		環境モニタリング設備 モニタリングポスト
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第5条、第29条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第7条 耐震性を確保すること（Cクラス） ・第15条 試験・検査及び保守・修理できること ・第24条 周辺監視区域境界付近における空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視し、及び測定すること 測定値を中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室及び緊急時対策所に表示すること 伝送は、有線及び無線により、多様性を有する設計とすること 電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計とすること 短時間の停電時に電源を確保するため、専用の無停電電源装置を有すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第11条、第35条 主要材料に鋼材を使用する ・第6条 地震力に耐える（基本方針） ・第16条 アクセス可能な場所に設置する ・第21条 周辺監視区域境界付近における空間放射線量率を監視、測定する 測定値を中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室及び緊急時対策所に表示する 伝送は、有線及び無線により、多様性を有する設計とする 電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計とする 短時間の停電時に電源を確保するため、専用の無停電電源装置を有する
基本仕様		<p>安全機能を有する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震クラス Cクラス ・主要材料 鋼材 ・設置場所／台数 周辺監視区域境界付近/9台 合計 約9台 ・計測範囲 低レンジ $10^{-2} \sim 10^1 \mu\text{Gy/h}$ 高レンジ $10^0 \sim 10^5 \mu\text{Gy/h}$ ・検出器 低レンジ NaI (Tl) シンチレーション 高レンジ 電離箱 ・伝送方式 有線及び無線（衛星電話）により、多様性を有する ・電源 非常用所内電源系統に接続及び専用の無停電電源装置を有する
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書、系統図 ・耐震性に関する説明書（基本方針）
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図

設工認展開内容（監視設備）

設備・機器名称		環境モニタリング設備 ダストモニタ
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 条、第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 7 条 耐震性を確保すること（Cクラス） ・第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること ・第 24 条 周辺監視区域境界付近における空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視し、及び測定すること。 測定値を中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室及び緊急時対策所に表示すること。 伝送は、有線及び無線により、多様性を有する設計とすること。 電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計とすること。 短時間の停電時に電源を確保するため、専用の無停電電源装置を有すること。
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 11 条、第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・第 6 条 地震力に耐える（基本方針） ・第 16 条 アクセス可能な場所に設置する ・第 21 条 周辺監視区域境界付近における空間放射線量率を監視、測定する 測定値を中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室及び緊急時対策所に表示する 伝送は、有線及び無線により、多様性を有する設計とする 電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計とする 短時間の停電時に電源を確保するため、専用の無停電電源装置を有する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安重分類 安全機能を有する施設 ・耐震クラス Cクラス ・主要材料 鋼材 ・設置場所／台数 周辺監視区域境界付近/9台 合計 約9台 ・計測範囲 アルファ線用 $10^{-2} \sim 10^4 \text{ s}^{-1}$ ベータ線用 $10^{-2} \sim 10^4 \text{ s}^{-1}$ ・検出器 アルファ線用 ZnS(Ag)シンチレーション ベータ線用 プラスチックシンチレーション ・伝送方式 有線及び無線（衛星電話）により、多様性を有する ・電源 非常用所内電源系統に接続及び専用の無停電電源装置を有する
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書、系統図 ・耐震性に関する説明書（基本方針）
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図

設工認展開内容（監視設備）

設備・機器名称		環境監視盤（モニタリングポスト、ダストモニタの一部）
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 条、第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 7 条 耐震性を確保すること（Cクラス） ・第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること ・第 24 条 周辺監視区域境界付近における空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視し、及び測定すること。 測定値を中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室及び緊急時対策所に表示すること。 伝送は、有線及び無線により、多様性を有する設計とすること。 電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計とすること。
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 11 条、第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・第 6 条 地震力に耐える（基本方針） ・第 16 条 アクセス可能な場所に設置する ・第 21 条 周辺監視区域境界付近における空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視し、及び測定する 測定値を中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室及び緊急時対策所に表示する 伝送は、有線及び無線により、多様性を有する設計とする 電源復旧までの期間の電源を確保するため、非常用所内電源系統に接続する設計とする
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安重分類 安全機能を有する施設 ・耐震クラス Cクラス ・主要材料 鋼材 ・設置場所／台数 制御建屋 中央制御室及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 制御室 /各 1 台 合計 2 面 ・表示対象 モニタリングポスト 低レンジ モニタリングポスト 高レンジ アルファ線ダストモニタ ベータ線ダストモニタ ・伝送方式 有線及び無線（衛星電話）により、多様性を有する ・電源 非常用所内電源系統に接続
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書、系統図 ・耐震性に関する説明書（基本方針）
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋情報把握設備 データ表示装置
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること 第 29 条 ・ 第 7 条 耐震性を確保すること 第 31 条 ・ 第 13 条 誤操作を防止できること ・ 第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 46 条 必要な情報を把握できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 6 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと 第 33 条 ・ 第 11 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること 第 35 条 ・ 第 16 条 検査又は試験並びに保守及び修理ができること ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 50 条 必要な情報を把握できること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 常設重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス 常設耐震重要重大事故等対処設備（Sクラス） ・ 主要材料 樹脂製 ・ 設置場所 緊急時対策建屋 地下1階 ・ 台数 2台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策建屋機器配置概要図（地下1階） ・ 情報収集装置及び情報表示装置の系統概要図 ・ 耐震計算書
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1.1.1-1 図 再処理施設緊急時対策所 データ収集装置の系統図

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋情報把握設備 データ収集装置
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること 第 29 条 ・ 第 7 条 耐震性を確保すること 第 31 条 ・ 第 13 条 誤操作を防止できること ・ 第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 46 条 必要な情報を把握できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 6 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと 第 33 条 ・ 第 11 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること 第 35 条 ・ 第 16 条 検査又は試験並びに保守及び修理ができること ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 50 条 必要な情報を把握できること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 常設重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス 常設耐震重要重大事故等対処設備（Sクラス） ・ 主要材料 鋼材 ・ 設置場所 緊急時対策建屋 地下1階 ・ 台数 2台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策建屋機器配置概要図（地下1階） ・ 情報収集装置及び情報表示装置の系統概要図 ・ 耐震計算書
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1. 1. 1-1 図 再処理施設緊急時対策所 データ収集装置の系統図

設工認展開内容（保安電源設備）

設備・機器名称		所内高圧系統の非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第5条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第7条 耐震性を確保すること ・第15条 機械又は器具の単一故障が発生した場合においてもその機能を損なわないこと 運転中又は停止中に検査又は試験ができること ・第25条 故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できること 多重性を確保すること 独立性を確保すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第6条 基準地震動に耐える ・第11条 電源盤の材料は可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する ・第15条 異なる2系統で構成し、多重性を確保する ・第16条 運転中又は停止中に検査又は試験ができる ・第29条 機器の損壊、故障その他の異常を検知し、及びその拡大を防止する 異なる2系統で構成し、多重性を確保する 異なる2箇所に設置し、独立性を確保する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・設計基準対象設備 ・耐震クラス Sクラス ・主要材料 電源盤の材料は可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・設置場所／系統 : GA 建屋／2系統
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、系統図、配置図、構造図 ・耐震性に関する説明書（耐震計算）
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・本文、仕様表、系統図、配置図、構造図 ・耐震性に関する説明書（耐震計算）

設工認展開内容（保安電源設備）

設備・機器名称		所内高圧系統の制御建屋の6.9kV非常用母線
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第5条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第7条 耐震性を確保すること ・第15条 機械又は器具の単一故障が発生した場合においてもその機能を損なわないこと 運転中又は停止中に検査又は試験ができること ・第25条 故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できること 多重性を確保すること 独立性を確保すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第6条 基準地震動に耐える ・第11条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する ・第15条 異なる2系統で構成し、多重性を確保する ・第16条 運転中又は停止中に検査又は試験ができる ・第29条 機器の損壊、故障その他の異常を検知し、及びその拡大を防止する 異なる2系統で構成し、多重性を確保する 異なる2箇所に設置し、独立性を確保する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・設計基準対象設備 ・耐震クラス Sクラス ・主要材料 電源盤の材料は可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・設置場所／系統 : AG 建屋／2系統
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、系統図、配置図、構造図 ・耐震性に関する説明書（耐震計算）
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・本文、仕様表、系統図、配置図、構造図 ・耐震性に関する説明書（耐震計算）

設工認展開内容の作成対象一覧(重大事故等対処設備)

No.	対象機器
1	代替可溶性中性子吸収供給系(重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽, 弁及び配管)
2	重大事故時可溶性中性子吸収供給系(重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽, 弁及び配管)
3	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路(緊急停止系)
4	重大事故時可溶性中性子吸収材緊急供給回路(緊急停止系)
5	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路(臨界検知用放射線検出器)
6	重大事故時可溶性中性子吸収材緊急供給回路(臨界検知用放射線検出器)
7	廃ガス貯留設備(廃ガス貯留設備の隔離弁, 廃ガス貯留設備の空気圧縮機, 廃ガス貯留設備の逆止弁, 廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽, 廃ガス貯留設備の配管・弁)
8	主排気筒へ排出するユニット
9	凝縮器
10	予備凝縮器
11	冷却水設備の安全冷却水系(再処理設備本体用)
12	臨界事故時水素掃気系(機器圧縮空気供給配管・弁)
13	臨界事故時水素掃気系(可搬型建屋内ホース)
14	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット
15	高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水給排水配管・弁
16	高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水注水配管・弁
17	高レベル廃液ガラス固化建屋の凝縮器冷却水給排水配管・弁
18	高レベル廃液ガラス固化建屋の気液分離器
19	計測制御設備(計装導圧配管及び温度計ガイド管)
20	可搬型ダクト
21	可搬型フィルタ
22	高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型デミスタ
23	可搬型排風機
24	圧縮空気自動供給貯槽
25	圧縮空気自動供給ユニット
26	機器圧縮空気自動供給ユニット
27	圧縮空気手動供給ユニット
28	建屋内空気中継配管(水素爆発の未然防止)
29	建屋内空気中継配管(水素爆発の再発防止)
30	機器圧縮空気供給配管・弁(水素爆発の未然防止)
31	機器圧縮空気供給配管・弁(水素爆発の再発防止)
32	固定式消火設備
33	屋内消火栓設備(逆止弁、送水口)
34	可搬型燃料貯蔵プール空間線量率計(線量率計)
35	可搬型燃料貯蔵プール空間線量率計(サーベイメータ)
36	可搬型スプレーヘッダ
37	高レベル廃液ガラス固化建屋排気系の固化セル圧力放出系
38	可搬型放水砲供給水流量計、可搬型放水砲供給水圧力計
39	軽油貯蔵タンク
40	重大事故対処用母線の前処理建屋重大事故対処用母線
41	制御建屋重大事故等対処用電源ケーブル
42	可搬型分電盤
43	情報把握計装設備用伝送系統、建屋間伝送用無線装置、可搬型情報収集装置、可搬型情報表示装置
44	可搬型酸素濃度計
45	可搬型二酸化炭素濃度計
46	可搬型窒素酸化物濃度計
47	可搬型通話装置、可搬型トランシーバ、可搬型衛星電話、電路(レシーバ、アンテナ、ケーブル、トレイ、電線管)
48	排気モニタリング設備
49	可搬型ガスモニタ
50	可搬型排気サンプリング設備
51	可搬型排気モニタリング用データ伝送装置
52	可搬型排気モニタリング用発電機

設工認展開内容の作成対象一覧(重大事故等対処設備)

No.	対象機器
53	ガンマ線用サーベイメータ
54	中性子線用サーベイメータ
55	アルファ・ベータ線用サーベイメータ
56	可搬型ダストサンプラ
57	可搬型線量率計
58	可搬型ダストモニタ
59	可搬型環境モニタリング用データ伝送装置
60	可搬型環境モニタリング用発電設備
61	可搬型データ表示装置
62	可搬型放射能測定装置
63	可搬型核種分析装置
64	可搬型トリチウム測定装置
65	ガンマ線用サーベイメータ(NaI(Tl)シンチレーション)
66	ガンマ線用サーベイメータ(電離箱)
67	中性子線用サーベイメータ(SA)
68	アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA)
69	可搬型ダスト・よう素サンプラ(SA)
70	可搬型気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)
71	可搬型風向風速計
72	可搬型気象観測用データ伝送装置
73	可搬型気象観測用発電機
74	可搬型データ表示装置
75	環境モニタリング用可搬型発電機
76	統合原子力防災ネットワークの統合原子力防災ネットワークIP電話、IP-FAX、TV会議システム
77	可搬型排水受槽
78	ホース展張車(代替安全冷却水系)
79	ホース展張車(水供給設備)
80	運搬車(代替安全冷却水系)
81	運搬車(水供給設備)
82	運搬車(抑制設備)
83	可搬型中型移送ポンプ運搬車
84	軽油用タンクローリ
85	ガンマ線用サーベイメータ
86	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 可搬型発電機
87	大型移送ポンプ車(放水設備)
88	大型移送ポンプ車(注水設備)
89	可搬型放水砲
90	ホイールローダ
91	可搬型汚濁水拡散防止フェンス
92	小型船舶
93	第1貯水槽
94	緊急時対策建屋の遮蔽設備
95	緊急時対策建屋送風機
96	緊急時対策建屋排風機
97	緊急時対策建屋換気設備のダクト・ダンパ
98	緊急時対策建屋フィルタユニット
99	緊急時対策建屋加圧ユニット
100	緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁
101	情報収集装置
102	情報表示装置
103	6.9kV緊急時対策建屋用母線
104	460V緊急時対策建屋用母線
105	重油貯槽
106	対策本部室差圧計

設工認展開内容の作成対象一覧(重大事故等対処設備)

No.	対象機器
107	待機室差圧計
108	可搬型エリア モニタ
109	アルファ・ベータ線用サーベイメータ
110	緊急時対策建屋換気設備 監視制御盤
111	緊急時対策建屋環境測定設備 可搬型酸素濃度計
112	緊急時対策建屋環境測定設備 可搬型二酸化炭素濃度計
113	緊急時対策建屋環境測定設備 可搬型窒素酸化物濃度計
114	緊急時対策建屋放射線計測設備 可搬型ダストサンプラ
115	緊急時対策建屋放射線計測設備 可搬型線量率計
116	緊急時対策建屋放射線計測設備 可搬型ダストモニタ
117	緊急時対策建屋放射線計測設備 可搬型データ伝送装置
118	緊急時対策建屋放射線計測設備 可搬型発電機
119	緊急時対策建屋電源設備 緊急時対策建屋用発電機
120	緊急時対策建屋電気設備 燃料油移送ポンプ
121	緊急時対策建屋電気設備 燃料油配管・弁
122	代替安全冷却水系 可搬型中型移送ポンプ
123	代替安全冷却水系 可搬型建屋内ホース
124	第1保管庫・貯水所

設工認展開内容（溶解設備）

設備・機器名称		代替可溶性中性子吸収材緊急供給系（代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽，弁及び配管）
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条 可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計 ・第 31 条 代替元に適用される地震力に対し十分に耐えること（代替有） ・第 33 条 可能な限り多様性、独立性を有すること 必要数を確保すること 重大事故時の環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること ・第 34 条 可溶性中性子吸収材の供給
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 22 条 （火災等による損傷の防止） 可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する ・第 24 条 （地震による損傷の防止） 事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えるものであること。 ・第 26 条 重大事故等対処設備 <ul style="list-style-type: none"> 一 必要な個数及び容量を有すること。→溶解槽 A, B に対し各 1 系列 二 環境条件下において必要な機能を有効に発揮すること。→環境条件考慮 三 確実に操作できること。→自動的に中性子吸収材供給 四 検査又は試験ができること。→起動信号による弁の開確認 五 速やかに切り替えられる機能を備えること。→弁による切替 六 悪影響を及ぼさないこと。→弁による隔離 七 線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定→操作不要 2 常設重大事故等対処設備 設計基準事故対処設備と同時に機能が損なわれない→DB と独立した系統構成 ・第 28 条 可溶性中性子吸収材の供給→硝酸 Gd 水溶液の供給
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安重分類 非安重 ・耐震クラス C クラス (1.0Ss) ・主要材料 ステンレス鋼 ・設置場所／台数 (前処理建屋) 溶解槽 A, B / 各 1 系列 合計 約 2 系列
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、系統図、配置図、工事フロー図 ・耐震性に関する説明書（基本方針）、耐圧強度及び耐食性に関する説明書、その他添付書類（臨界防止計算書、火災防止に関する説明書（基本方針）、（未臨界防止計算書）、系統説明図）
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・臨界防止に関する説明書 ・耐震性に関する説明書

設工認展開内容（溶解設備/精製建屋一時貯留設備）

設備・機器名称	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系（重大事故時可溶性中性子吸収材供給槽，弁及び配管）	
ADRB 約束事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計 ・ 第 31 条 安全機能を有する施設の耐震設計における地震力に対し十分に耐えること ・ 第 33 条 可能な限り多様性、独立性を有すること 必要数を確保すること 重大事故時の環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 34 条 可溶性中性子吸収材の供給 	
技術基準の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 22 条 （火災等による損傷の防止） 可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する ・ 第 24 条 （地震による損傷の防止） 地震力に十分に耐えるものであること。→第 7 一時貯留処理槽用は S クラスに作用する地震力に耐える ・ 第 26 条 重大事故等対処設備 <ul style="list-style-type: none"> 一 必要な個数及び容量を有すること。→事故想定機器に対し 1 系列 二 環境条件下において必要な機能を有効に発揮すること。→環境条件考慮 三 確実に操作できること。→自動的に中性子吸収材供給 四 検査又は試験ができること。→起動信号による弁の開確認 五 速やかに切り替えられる機能を備えること。→弁による切替 六 悪影響を及ぼさないこと。→弁による隔離 七 線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定→操作不要 2 常設重大事故等対処設備 設計基準事故対処設備と同時に機能が損なわれない→DB 設備なし ・ 第 28 条 可溶性中性子吸収材の供給→硝酸 Gd 水溶液の供給 	
基本仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安重分類 非安重 ・ 耐震クラス C クラス (精製建屋の第 7 一時貯留処理槽は耐震 S クラスのため、1.0Ss 設計) ・ 主要材料 ステンレス鋼 ・ 設置場所／台数 (AA) エンドピース酸洗浄槽 A, B、ハル洗浄槽 A, B／各 1 系列 (AC) 第 5 一時貯留処理槽、第 7 一時貯留処理槽／各 1 系列 合計 約 6 系列 	
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、系統図、配置図、その他の重要な機器等の構造図、工事フロー図 ・ 耐震性に関する説明書（基本方針）、耐圧強度及び耐食性に関する説明書、その他添付書類（臨界防止計算書、火災防止に関する説明書（基本方針）、系統説明図）
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨界防止に関する説明書 ・ 耐震性に関する説明書

設工認展開内容（安全保護回路）

設備・機器名称		代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路（緊急停止系）
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条 可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計 ・第 31 条 代替元に適用される地震力に対し十分に耐えること（代替有） ・第 33 条 可能な限り多様性、独立性を有すること 位置的分散を図ること 必要数を確保すること 重大事故時の環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること ・第 34 条 可溶性中性子吸収材の供給、核燃料物質の移送停止、放射線分解水素の掃気、廃ガス貯留設備による廃ガスの貯留
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 22 条 （火災等による損傷の防止） 可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する ・第 24 条 （地震による損傷の防止） 地震力に十分に耐えるものであること。→S クラスに作用する地震力に耐える ・第 26 条 重大事故等対処設備 <ul style="list-style-type: none"> 一 必要な個数及び容量を有すること。→事故想定機器に対し 1 系列 二 環境条件下において必要な機能を有効に発揮すること。→環境条件考慮 三 確実に操作できること。→中央制御室によるスイッチ操作 四 検査又は試験ができること。→スイッチ操作による緊急停止機能の確認 五 速やかに切り替えられる機能を備えること。→切替えを要しない 六 悪影響を及ぼさないこと。→他の設備から独立 七 線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定→中央制御室によるスイッチ操作 2 常設重大事故等対処設備 設計基準事故対処設備と同時に機能が損なわれない→DB と独立した系統構成 ・第 28 条 可溶性中性子吸収材の供給、核燃料物質の移送停止、放射線分解水素の掃気、廃ガス貯留設備による廃ガスの貯留
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安重分類 非安重 ・耐震クラス C クラス (1.0Ss) ・主要材料 鋼材 (盤) ・設置場所/台数 前処理建屋/1 式 合計 1 式
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、系統図、工事フロー図 ・耐震性に関する説明書（基本方針）、その他添付書類（、系統説明図）
	既認可	—

設工認展開内容（安全保護回路）

設備・機器名称		重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路（緊急停止系）
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計 ・ 第 31 条 安全機能を有する施設の耐震設計における地震力に対し十分に耐えること（代替なし） ・ 第 33 条 可能な限り多様性、独立性を有すること 必要数を確保すること 重大事故時の環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 34 条 可溶性中性子吸収材の供給、核燃料物質の移送停止、放射線分解水素の掃気、廃ガス貯留設備による廃ガスの貯留
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 22 条 （火災等による損傷の防止） 可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する ・ 第 24 条 （地震による損傷の防止） 地震力に十分に耐えるものであること。→第 7 のみ S クラスに作用する地震力に耐える ・ 第 26 条 重大事故等対処設備 <ul style="list-style-type: none"> 一 必要な個数及び容量を有すること。→事故想定機器に対し 1 系列 二 環境条件下において必要な機能を有効に発揮すること。→環境条件考慮 三 確実に操作できること。→中央制御室によるスイッチ操作 四 検査又は試験ができること。→スイッチ操作による緊急停止機能の確認 五 速やかに切り替えられる機能を備えること。切替えを要しない 六 悪影響を及ぼさないこと。 他の設備から独立 七 線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定→中央制御室によるスイッチ操作 2 常設重大事故等対処設備 設計基準事故対処設備と同時に機能が損なわれない→DB 設備なし ・ 第 28 条 可溶性中性子吸収材の供給、核燃料物質の移送停止、放射線分解水素の掃気、廃ガス貯留設備による廃ガスの貯留
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安重分類 ・ 耐震クラス C クラス（精製建屋用は 1.0Ss） ・ 主要材料 鋼材（盤） ・ 設置場所／台数 前処理建屋用／1 式、精製建屋用／1 式 合計 約 2 式
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、系統図、工事フロー図 ・ 耐震性に関する説明書（基本方針）、その他添付書類（系統説明図）
	既認可	—

設工認展開内容（工程計装設備）

設備・機器名称		代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路（臨界検知用放射線検出器）
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計 ・ 第 31 条 代替元に適用される地震力に対し十分に耐えること（代替有） ・ 第 33 条 可能な限り多様性、独立性を有すること 必要数を確保すること 重大事故時の環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 34 条 可溶性中性子吸収材の供給、核燃料物質の移送停止、放射線分解水素の掃気、廃ガス貯留設備による廃ガスの貯留
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 22 条 （火災等による損傷の防止） 可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する ・ 第 24 条 （地震による損傷の防止） 地震力に十分に耐えるものであること。→S クラスに作用する地震力に耐える ・ 第 26 条 重大事故等対処設備 <ul style="list-style-type: none"> 一 必要な個数及び容量を有すること。→事故想定機器に対し 1 系列 二 環境条件下において必要な機能を有効に発揮すること。→環境条件考慮 三 確実に操作できること。→操作不要 四 検査又は試験ができること。→起動信号による弁の開確認 五 速やかに切り替えられる機能を備えること。→該当なし 六 悪影響を及ぼさないこと。→他の設備から独立 七 線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定→操作不要 2 常設重大事故等対処設備 設計基準事故対処設備と同時に機能が損なわれない→DB と独立した系統構成 ・ 第 28 条 可溶性中性子吸収材の供給、核燃料物質の移送停止、放射線分解水素の掃気、廃ガス貯留設備による廃ガスの貯留
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安重分類 非安重 ・ 耐震クラス C クラス（1.0Ss） ・ 主要材料 鋼材（盤） ・ 設置場所／個数 前処理建屋 ： （3 台／1 系列）×2 系列＝6 個
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、系統図、配置図、工事フロー図 ・ 耐震性に関する説明書（基本方針）、その他添付書類（（系統説明図）
	既認可	—

設工認展開内容（工程計装設備）

設備・機器名称		重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路（臨界検知用放射線検出器）
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条 可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計 ・第 31 条 安全機能を有する施設の耐震設計における地震力に対し十分に耐えること（代替なし） ・第 33 条 可能な限り多様性、独立性を有すること 必要数を確保すること 重大事故時の環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること ・第 34 条 可溶性中性子吸収材の供給、核燃料物質の移送停止、放射線分解水素の掃気、廃ガス貯留設備による廃ガスの貯留
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 22 条（火災等による損傷の防止） 可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する ・第 24 条（地震による損傷の防止） 地震力に十分に耐えるものであること。→第 7 一時貯留処理槽用のみ S クラスに作用する地震力に耐える ・第 26 条 重大事故等対処設備 <ul style="list-style-type: none"> 一 必要な個数及び容量を有すること。→事故想定機器に対し 1 系列 二 環境条件下において必要な機能を有効に発揮すること。→環境条件考慮 三 確実に操作できること。→操作不要 四 検査又は試験ができること。→起動信号による弁の開確認 五 速やかに切り替えられる機能を備えること。該当なし 六 悪影響を及ぼさないこと。他の設備から独立 七 線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定→操作不要 2 常設重大事故等対処設備 設計基準事故対処設備と同時に機能が損なわれない→DB 設備なし ・第 28 条 可溶性中性子吸収材の供給、核燃料物質の移送停止、放射線分解水素の掃気、廃ガス貯留設備による廃ガスの貯留
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安重分類 ・耐震クラス C クラス ・主要材料 鋼材（盤） ・設置場所／個数 前処理建屋：（3 台／1 系列）×4 系列＝12 個 精製建屋：（3 台／1 系列）×2 系列＝6 個
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、系統図、配置図、工事フロー図 ・耐震性に関する説明書（基本方針）、その他添付書類（系統説明図）
	既認可	—

設工認展開内容（せん断処理・溶解廃ガス処理設備／精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系））

設備・機器名称		廃ガス貯留設備（廃ガス貯留設備の隔離弁，廃ガス貯留設備の空気圧縮機，廃ガス貯留設備の逆止弁，廃ガス貯留設備の廃ガス貯留槽，廃ガス貯留設備の配管・弁）
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条 可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計 ・第 31 条 安全機能を有する施設の耐震設計における地震力に対し十分に耐えること（代替なし） ・第 33 条 可能な限り多様性、独立性を有すること 必要数を確保すること 重大事故時の環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること ・第 34 条 廃ガス貯留設備による廃ガスの貯留
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 22 条 可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する ・第 24 条 地震力に十分に耐えるものであること。→廃ガス貯留槽、バウンダリの隔離弁は S クラスに作用する地震力に耐える ・第 26 条 重大事故等対処設備 <ul style="list-style-type: none"> 一 必要な個数及び容量を有すること。→事故想定機器に対し 1 系列 ただし、建屋ごとに臨界事故の想定機器間で兼用 二 環境条件下において必要な機能を有効に発揮すること。→環境条件考慮 三 確実に操作できること。→中央制御室操作 四 検査又は試験ができること。→起動信号による弁の開確認 五 速やかに切り替えられる機能を備えること。→弁による切替 六 悪影響を及ぼさないこと。→弁による隔離 七 線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定→中央制御室操作 設計基準事故対処設備と同時に機能が損なわれない→DB 設備なし ・第 28 条 廃ガス貯留設備による廃ガスの貯留
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安重分類 ・耐震クラス 廃ガス貯留槽及び隔離弁：S クラス、その他：C クラス ・主要材料 ステンレス鋼 ・設置場所／台数 隔離弁 前処理建屋／4 基、精製建屋／2 基 合計 6 基 空気圧縮機 前処理建屋／2 台、精製建屋／3 台 合計 5 台 逆止弁 前処理建屋／1 基、精製建屋／1 基 合計 2 基 廃ガス貯留槽 前処理建屋／1 式（約 10m³）、精製建屋／1 式（約 21m³） 合計 2 式 廃ガス貯留設備の配管・弁 前処理建屋／1 式、精製建屋／1 式 合計 2 式
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、系統図、配置図、その他の重要な機器等の構造図、工事フロー図 ・耐震性に関する説明書（基本方針）、耐圧強度及び耐食性に関する説明書、その他添付書類（未臨界防止計算書）
	既認可	—

設工認展開内容（代替換気設備）

設備・機器名称		主排気筒へ排出するユニット
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条、第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 7 条、第 31 条 耐震性を確保すること（S クラス／常設耐震重要重大事故等対処設備） ・ 第 31 条 安全機能を有する施設の耐震設計における地震力に対し十分に耐えること（1.2Ss） ・ 第 33 条 可能な限り多様性、独立性を有すること 必要数を確保すること 重大事故時の環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 35 条 換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 11 条、第 35 条 主要材料にステンレス鋼又は炭素鋼を使用する ・ 第 6 条、第 33 条 地震力に耐える（床応答曲線の作成、応力解析） ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有する 環境条件（温度、圧力及び湿度）に耐える アクセス可能な構造 弁の操作により速やかに切替る 弁等による操作、接続による系統構成により悪影響を与えない 設計基準事故対処設備から独立した系統構成とする 既設ダクトと排出ユニットを容易に接続する 設計基準事故対処設備と同時に機能が損なわれない ・ 第 39 条 蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備
基本仕様		<p>安全上重要な施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震クラス S クラス／常設耐震重要重大事故等対処設備（1.2Ss） ・ 主要材料 主排気塔へ排出するユニット：ステンレス鋼、ダクト・ダンパ：炭素鋼、主排気筒：炭素鋼 ・ 設置場所／台数 前処理建屋／1 系列 合計 1 系列
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、系統図、配置図 ・ 耐震性に関する説明書（床応答曲線、応力解析結果）
	既認可	—

設工認展開内容（代替換気設備）

設備・機器名称		セル導出設備 凝縮器
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第5条、第29条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第7条 耐震性を確保すること（Cクラス） ・第31条 耐震性を確保すること（常設耐震重要重大事故等対処設備） ・第15条 重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないこと 第33条 可能な限り多様性、独立性を有すること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 必要数及び必要な除熱能力を確保すること 重大事故時の環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること ・第35条 蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第11条、第35条 主要材料にステンレス鋼を使用する ・第6条 地震力に耐える（基本方針） ・第33条 地震力に耐える（床応答曲線の作成、応力解析） ・第16条 接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設置する 第36条 隔離等の操作により、悪影響を及ぼさない設計とする 必要数（6基）及び除熱能力（廃ガス出口温度50℃以下）を確保する 重大事故時の環境条件（温度130℃、水素濃度12vol%未満での水素爆発を考慮した圧力、湿度100%（蒸気））を考慮する 重大事故等の対処に必要な機能が損なわないこと（地震応答解析） アクセス可能な場所に設置する ・第37条 強度及び耐食性を確保する ・第39条 蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するための設備を設ける
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安全機能を有する施設 ・耐震クラス Cクラス／常設耐震重要重大事故等対処設備（1.2Ss） ・主要材料 ステンレス鋼 ・容量 AA／約68kW、AB／約80kW、AC／約82kW、CA／約20kW、KA／約1200kW ・設置場所／台数 AA／1基、AB／2基、AC／1基、CA／1基、KA／1基 合計6基
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、系統図、配置図、構造図 ・耐震性に関する説明書（基本方針、床応答曲線、応力解析結果） ・耐圧強度及び耐食性に関する説明書（評価結果） ・重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、数量説明）
	既認可	—

設工認展開内容（代替換気設備）

設備・機器名称		セル導出設備 予備凝縮器
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 条、第 29 条 可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用すること ・第 7 条、第 31 条 耐震性を確保すること（常設耐震重要重大事故等対処設備） ・第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること ・第 33 条 重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないこと 凝縮器と異なる設置方向とし、地震への多様性を確保すること 共通要因によって同時に機能喪失しないよう、独立性を有すること 必要数（5 基）及び必要な除熱能力を確保すること 弁等の操作や接続により、他の設備に悪影響を及ぼさないこと。 速やかに切替操作が可能なように系統に必要な弁を設けること 試験・検査及び保守・修理できること ・第 35 条 蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 16 条、第 36 条 アクセス可能な場所に設置する。 ・第 11 条、第 35 条 主要材料にステンレス鋼を使用する ・第 6 条 地震力に耐える（床応答曲線、応力解析） ・第 33 条 重大事故等に対処に必要な機能が損なわないこと（地震応答解析） ・第 36 条 必要数（5 基）を確保する。 廃ガス出口温度を 50℃以下とするために必要な除熱能力を確保する。 使用環境を考慮しても機能を損なわない（温度 130℃、水素濃度 12vol% 未満での水素爆発を考慮した圧力、湿度 100%（蒸気）） 弁は手動操作を可能とし、ホース等とは簡便に接続できる 悪影響を及ぼさない設計とする 共通要因で機能が損なわれない設計とする 接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設置する ・第 29 条 蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために本設備を設置する。
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安重分類 非安重 ・耐震クラス ー／常設耐震重要重大事故等対処設備（1. 2Ss） ・主要材料 ステンレス鋼 ・設置場所／台数 AA／1 基，AB／1 基，AC／1 基，CA／1 基，KA／1 基 合計 5 基
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、系統図、配置図、その他の重要な機器等の構造図、工事フロー図 ・耐震性に関する説明書（基本方針）、耐圧強度及び耐食性に関する説明書、その他添付書類（系統説明図）
	既認可	—

設工認展開内容（冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用））

設備・機器名称	冷却水設備の安全冷却水系（再処理設備本体用）	
ADRB 約束事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条／第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 7 条／第 31 条 耐震性を確保すること（Sクラス／常設耐震重要重大事故等対処設備） ・ 第 15 条 試験・検査及び保守・修理ができること ・ 第 33 条 可能な限り多様性、独立性を有すること 位置的分散を図ること 必要数を確保すること 重大事故時の環境条件に耐えること 容易かつ確実に接続できること 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第35条 内部ループへの通水による冷却、貯槽等への注水、冷却コイル等への通水による冷却に対処できる設備を設けること 	
技術基準の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第11条／第35条 主要材料にステンレス鋼を使用する ・ 第6条／第33条 地震力に耐える（配管標準支持間隔） ・ 第16条 試験・検査及び保守・修理のためにアクセス可能な場所に設置する ・ 第17条 設計基準事故時の環境条件に耐える 設計上要求される強度を有する ・ 第36条 常設重大事故等対処設備の接続口は、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する 環境条件（温度、圧力、地震）に対して強度を有する 可搬型重大事故等対処設備と容易かつ確実に接続できる構造とする（カブラ方式／フランジ方式） ・ 第38条 内部ループへの通水による冷却、貯槽等への注水、冷却コイル等への通水による冷却に対処できる設備を設ける 	
基本仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な施設／常設重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス Sクラス／常設耐震重要重大事故等対処設備 ・ 主要材料 ステンレス鋼 ・ 主要寸法 口径／厚さ ・ 接続口系列数 4系列（2系列を有する安全冷却水系）、2系列（1系列を有する安全冷却水系） ※それぞれ互いに異なる複数の場所に設置 ・ 接続方式 カブラ方式／フランジ方式 	
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、配置図、系統図 ・ 耐震性に関する説明書（配管標準支持間隔） ・ 耐圧強度及び耐食性に関する説明書 ・ 重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）） ・ その他添付書類（系統説明図）
	既認可	—

設工認展開内容（圧縮空気設備）

設備・機器名称		臨界事故時水素掃気系（機器圧縮空気供給配管・弁）
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条 可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計 ・第 31 条 安全機能を有する施設の耐震設計における地震力に対し十分に耐えること（代替なし） ・第 33 条 可能な限り多様性、独立性を有すること 位置的分散を図ること 必要数を確保すること 重大事故時の環境条件に耐えること 容易かつ確実に接続できること 試験・検査及び保守・修理できること ・第 34 条 放射線分解水素の掃気
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 22 条 （火災等による損傷の防止） 可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する ・第 24 条 （地震による損傷の防止） 地震力に十分に耐えるものであること。→DB の水素掃気系と同等のため S クラスに作用する地震力に耐える ・第 26 条 重大事故等対処設備 <ul style="list-style-type: none"> 一 必要な個数及び容量を有すること。→事故想定機器に対し 2 系列 二 環境条件下において必要な機能を有効に発揮すること。→環境条件考慮 三 確実に操作できること。→手動による現場操作弁 四 検査又は試験ができること。→外観、員数 五 速やかに切り替えられる機能を備えること。→弁による切替 六 悪影響を及ぼさないこと。→弁による隔離 七 線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定→接続口の複数化、線量低減した場所に設置 2 常設重大事故等対処設備 設計基準事故対処設備と同時に機能が損なわれない→DB 設備なし ・第 28 条 放射線分解水素の掃気
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安重分類 非安重 ・耐震クラス C クラス（1.0Ss） ・主要材料 ステンレス鋼 ・設置場所／系列 前処理建屋／12 系列、精製建屋／4 系列 合計 約 16 系列
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・系統図、配置図、その他の重要な機器等の構造図、工事フロー図 ・耐震性に関する説明書（基本方針）、耐圧強度及び耐食性に関する説明書、その他添付書類（火災防止に関する説明書（基本方針、放射線分解による水素発生量、掃気量の計算書）、系統説明図）
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性に関する説明書

設工認展開内容（圧縮空気設備）

設備・機器名称		臨界事故時水素掃気系（可搬型建屋内ホース）																											
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条 可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計 ・第 31 条 安全機能を有する施設の耐震設計における地震力に対し十分に耐えること（代替なし） ・第 33 条 可能な限り多様性、独立性を有すること、位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、容易かつ確実に接続できること、試験・検査及び保守・修理できること ・第 34 条 放射線分解水素の掃気 																											
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 22 条 可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する ・第 24 条 地震力に十分に耐えるものであること。→DB の水素掃気系と同等のため S クラスに作用する地震力に耐える ・第 26 条 必要な個数及び容量を有する、環境条件下において必要な機能を有効に発揮する、確実に操作できる、検査又は試験ができる、速やかに切り替えられる機能を備える、悪影響を及ぼさない、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、容易かつ確実に接続することができること、接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設ける、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定その他の措置を講ずる、常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずる、設計基準事故対処設備と同時に機能が損なわれないようにする ・第 28 条 放射線分解水素の掃気 																											
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安重分類 非安重 ・耐震クラス ー（可搬型重大事故等対処設備：固縛措置） ・主要材料 合成ゴム ・仕様等 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>建屋</th> <th>外形</th> <th>ホース長</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>故障時</th> <th>設置場所／台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA (溶解槽、エンドピース酸洗 浄槽用、ハル洗浄槽用)</td> <td>呼称 25</td> <td>20m／本</td> <td>2 本</td> <td>2 本</td> <td>2 本</td> <td>AA 内 6 本 屋外エリア 2 本</td> </tr> <tr> <td>AC (第 5 一時貯留処理槽、第 7 一時貯留処理槽)</td> <td>呼称 25</td> <td>20m／本</td> <td>2 本</td> <td>2 本</td> <td>2 本</td> <td>AC 内 6 本 屋外エリア 2 本</td> </tr> </tbody> </table>							建屋	外形	ホース長	必要数	予備	故障時	設置場所／台数	AA (溶解槽、エンドピース酸洗 浄槽用、ハル洗浄槽用)	呼称 25	20m／本	2 本	2 本	2 本	AA 内 6 本 屋外エリア 2 本	AC (第 5 一時貯留処理槽、第 7 一時貯留処理槽)	呼称 25	20m／本	2 本	2 本	2 本	AC 内 6 本 屋外エリア 2 本
建屋	外形	ホース長	必要数	予備	故障時	設置場所／台数																							
AA (溶解槽、エンドピース酸洗 浄槽用、ハル洗浄槽用)	呼称 25	20m／本	2 本	2 本	2 本	AA 内 6 本 屋外エリア 2 本																							
AC (第 5 一時貯留処理槽、第 7 一時貯留処理槽)	呼称 25	20m／本	2 本	2 本	2 本	AC 内 6 本 屋外エリア 2 本																							
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・系統図、配置図、工事フロー図 ・添付書類（SA 設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、数量説明） 																											
	既認可	—																											

設工認展開内容（セル導出設備）

設備・機器名称	セル導出設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット	
ADRB 約束事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条、第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 7 条 耐震性を確保すること（Cクラス） ・ 第 31 条 耐震性を確保すること（常設耐震重要重大事故等処設備） ・ 第 15 条 必要な個数及び容量を有すること 第 33 条 設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有すること 速やかに切替操作が可能なように系統に必要な弁を設けること 他の設備への悪影響防止のために弁等を設けること 重大事故時の環境条件に耐えること 再処理施設の運転中又は停止中に試験・検査及び保守・修理できること 重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないこと（1.2Ss） ・ 第 35 条 換気系統の配管の流路を遮断し、また換気系統の配管内が加圧状態に 第 36 条 なった場合に外部へ放射性物質を排出できること 	
技術基準の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 11 条、第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・ 第 6 条 地震力に耐える（基本方針） ・ 第 33 条 地震力に耐える（床応答曲線の作成、応力解析） ・ 第 16 条 セル導出に必要な容量を有する 第 36 条 環境条件を考慮し、作業時の被ばく線量を 10mSv 以下で管理する 弁による切替可能とする 弁による隔離可能とする 重大事故時の環境条件（温度、圧力等）を考慮する アクセス可能な場所に設置する 重大事故等の対処に必要な機能が損なわないこと（床応答曲線の作成、応力解析） ・ 第 37 条 強度及び耐食性を確保する ・ 第 39 条 換気系統の配管の流路を遮断し、また換気系統の配管内が加圧状態に 第 40 条 なった場合に外部へ放射性物質を排出できる設備を設ける 	
基本仕様	<p>安全機能を有する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震クラス Cクラス／常設耐震重要重大事故等対処設備（1.2Ss） ・ 主要材料 ステンレス鋼 ・ 主要口径 100A 	
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、系統図 ・ 耐震性に関する説明書（基本方針、床応答曲線、応力解析結果） ・ 耐圧強度及び耐食性に関する説明書（評価結果） ・ 重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、数量説明）
	既認可	—

設工認展開内容（安全冷却水設備）

設備・機器名称	安全冷却水設備 代替安全冷却水系 高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水給排水配管・弁	
ADRB 約束事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条、第 29 条 可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用すること ・ 第 7 条、第 31 条 耐震性を確保すること（常設耐震重要重大事故等対処設備） ・ 第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 33 条 重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないこと（1. 2Ss） 共通要因によって同時に機能喪失しないよう、独立性を有すること 必要数を確保すること 重大事故時の環境条件に対して機能を損なわないこと 重大事故時の環境条件を考慮し、操作可能とすること 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 35 条 蒸発乾固の発生を未然に防止できること 	
技術基準の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 16 条、第 36 条 アクセス可能な場所に設置する ・ 第 11 条、第 35 条 主要材料にステンレス鋼を使用する ・ 第 6 条 地震力に耐える（床応答曲線、応力解析） ・ 第 33 条 重大事故等に対処に必要な機能が損なわないこと（地震応答解析） ・ 第 36 条 必要数（2 系列 1 セット）を確保する 使用環境を考慮しても機能を損なわない（温度 60℃、圧力 0.98MPa、湿度接液状態） 弁は手動操作を可能とし、ホース等とは簡便に接続できる 悪影響を及ぼさない設計とする。 共通要因で機能が損なわれない設計とする 接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設置する ・ 第 39 条 蒸発乾固の発生を未然に防止するために本設備を設置する 	
基本仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安重分類 非安重 ・ 耐震クラス ー／常設耐震重要重大事故等対処設備（1. 2Ss） ・ 主要材料 ステンレス鋼 ・ 設置場所／台数 KA／2 系列 	
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、系統図、配置図、その他の重要な機器等の構造図、工事フロー図 ・ 耐震性に関する説明書（地震応答解析結果、床応答曲線、応力解析結果）、耐圧強度及び耐食性に関する説明書、重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、数量説明）、その他添付書類（系統説明図）
	既認可	ー

設工認展開内容（安全冷却水設備）

設備・機器名称		代替安全冷却水系 高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水注水配管・弁
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条、第 29 条 可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用すること ・ 第 7 条、第 31 条 耐震性を確保すること（常設耐震重要重大事故等対処設備） ・ 第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 33 条 重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないこと(1.2Ss) 共通要因によって同時に機能喪失しないよう、独立性を有すること 必要数を確保すること 重大事故時の環境条件に対して機能を損なわないこと 重大事故時の環境条件を考慮し、操作可能とすること 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 35 条 蒸発乾固が発生した場合において、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を緩和できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 16 条、第 36 条 アクセス可能な場所に設置する ・ 第 11 条、第 35 条 主要材料にステンレス鋼を使用する ・ 第 6 条 地震力に耐える（床応答曲線、応力解析） ・ 第 33 条 重大事故等に対処に必要な機能が損なわないこと（地震応答解析） ・ 第 36 条 必要数（2 系列 1 セット）を確保する 使用環境を考慮しても機能を損なわない（温度 60℃、圧力 0.98MPa、湿度接液状態） 弁は手動操作を可能とし、ホース等とは簡便に接続できる 悪影響を及ぼさない設計とする 共通要因で機能が損なわれない設計とする 接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設置する ・ 第 39 条 蒸発乾固が発生した場合において、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を緩和するために本設備を設置する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安重分類 非安重 ・ 耐震クラス ー／常設耐震重要重大事故等対処設備（1.2Ss） ・ 主要材料 ステンレス鋼 ・ 設置場所／台数 KA／2 系列
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、系統図、配置図、その他の重要な機器等の構造図、工事フロー図 ・ 耐震性に関する説明書（地震応答解析結果、床応答曲線、応力解析結果）、耐圧強度及び耐食性に関する説明書、重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、数量説明）、その他添付書類（系統説明図）
	既認可	—

設工認展開内容（安全冷却水設備）

設備・機器名称		代替安全冷却水系 高レベル廃液ガラス固化建屋の凝縮器冷却水給排水配管・弁
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条、第 29 条 可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用すること ・ 第 7 条、第 31 条 耐震性を確保すること（常設耐震重要重大事故等対処設備） ・ 第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 33 条 重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないこと(1.2Ss) 共通要因によって同時に機能喪失しないよう、独立性を有すること 必要数を確保すること 重大事故時の環境条件に対して機能を損なわないこと 重大事故時の環境条件を考慮し、操作可能とすること 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 35 条 蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 16 条、第 36 条 アクセス可能な場所に設置する ・ 第 11 条、第 35 条 主要材料にステンレス鋼を使用する ・ 第 6 条 地震力に耐える（床応答曲線、応力解析） ・ 第 33 条 重大事故等に対処に必要な機能が損なわないこと（地震応答解析） ・ 第 36 条 必要数（1 セット 1 系列）を確保する 使用環境を考慮しても機能を損なわない（温度 60℃、圧力 0.98MPa、湿度接液状態） 弁は手動操作を可能とし、ホース等とは簡便に接続できる 悪影響を及ぼさない設計とする。 共通要因で機能が損なわれない設計とする 接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設置する ・ 第 39 条 蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために本設備を設置する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安重分類 非安重 ・ 耐震クラス ー常設耐震重要重大事故等対処設備（1.2Ss） ・ 主要材料 ステンレス鋼 ・ 設置場所／台数 KA／2 系列
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、系統図、配置図、その他の重要な機器等の構造図、工事フロー図 ・ 耐震性に関する説明書（地震応答解析結果、床応答曲線、応力解析結果）、耐圧強度及び耐食性に関する説明書、重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、数量説明）、その他添付書類（系統説明図）
	既認可	ー

設工認展開内容（代替換気設備）

設備・機器名称		セル導出設備 高レベル廃液ガラス固化建屋の気液分離器
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条、第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 7 条 耐震性を確保すること（Cクラス） ・ 第 31 条 耐震性を確保すること（常設耐震重要重大事故等対処設備） ・ 第 15 条、第 33 条 可能な限り独立性を有すること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 必要数を確保すること 重大事故時の環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること 重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないこと（1.2Ss） ・ 第 35 条 蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 11 条、第 35 条 主要材料にステンレス鋼を使用する ・ 第 6 条 地震力に耐える（基本方針） ・ 第 33 条 地震力に耐える（床応答曲線の作成、応力解析） ・ 第 16 条、第 36 条 隔離等の操作により、悪影響を及ぼさない設計とする 必要数（1基）を確保する 重大事故時の環境条件（温度 50℃、水素濃度 12vol 未満での水素爆発を考慮した圧力、湿度 100%（蒸気））を考慮する アクセス可能な場所に設置する 重大事故等の対処に必要な機能が損なわないこと（床応答曲線の作成、応力解析） ・ 第 37 条 強度及び耐食性を確保する ・ 第 39 条 蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するための設備を設ける
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全機能を有する施設 ・ 耐震クラス Cクラス／常設耐震重要重大事故等対処設備（1.2Ss） ・ 主要材料 ステンレス鋼 ・ 容量 約 0.2m³ ・ 設置場所／台数 KA／1基
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、系統図、配置図、構造図 ・ 耐震性に関する説明書（基本方針、床応答曲線、応力解析結果） ・ 耐圧強度及び耐食性に関する説明書（評価結果） ・ 重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、数量説明）
	既認可	—

設工認展開内容（計装設備）

設備・機器名称	計装設備 計装配管（計装導圧配管及び温度計ガイド管） ※設計基準対処施設の計測制御設備、安全保護回路の一部と兼用	
ADRB 約束事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条、第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 7 条、第 31 条 耐震性を確保すること（S クラス，C クラス） （常設耐震重要重大事故等対処設備） ・ 第 15 条 多重化又は多様化すること、環境条件に耐えること、試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 18 条 監視、制御できること ・ 第 19 条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、安全保護動作が自動的に作動すること ・ 第 33 条 重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないこと ・ 第 43 条 重大事故等の対処に必要なパラメータを計測できること 	
技術基準の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 条、第 29 条 主要材料に鋼材を使用する ・ 第 6 条、第 33 条 地震力に耐える（応力解析） ・ 第 15 条 多重化又は多様化して設置する ・ 第 16 条 環境条件に耐えること、アクセス可能な場所に設置する ・ 第 20 条 計測（監視）、制御できること ・ 第 22 条 安全保護動作が自動的に作動すること ・ 第 36 条 多様性を図った計測方法、異なる計測点での計測による位置的分散、使用する系統構成を同様とすることによる悪影響防止、地震力に耐える（1.2Ss）、溢水量を考慮した配置及び被水を考慮した仕様、容易に現場で接続可能な構造、アクセス可能な場所に設置 ・ 第 47 条 パラメータを計測する 	
基本仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常設重大事故等対処設備、安全上重要な施設，安全機能を有する施設 ・ 耐震クラス S クラス，C クラス、常設耐震重要重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材（ステンレス鋼） ・ 仕様 JIS に定める配管のとおり（設計中） ・ 構造 接続口（接手）：カプラー方式 ・ 設置場所／台数 ※数量は可搬型計器との接続口を設置する工事対象を示す。 AA/9 箇所、AB/4 箇所、AC/2 箇所、CA/2 箇所、KA/1 箇所 合計：18 箇所 	
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 系統図、構造図、配置図 ・ 耐震計算書（配管）、安全上重要な施設の説明書 ・ 重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、数量説明）
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 系統図、構造図 ・ 耐震計算書（配管）、安全上重要な施設の説明書

設工認展開内容（可搬型ダクト）

設備・機器名称		代替換気設備 代替セル排気系 可搬型ダクト
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 31 条 地震により必要な機能が損なわれないこと ・ 第 33 条 可能な限り多様性、独立性を有すること 位置的分散を図ること 必要数を確保すること 重大事故時の環境条件に耐えること 容易かつ確実に接続できること 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第35条／第36条 大気中へ放出される放射性物質を低減するために必要な設備を設けること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第35条 可能な限り主要材料に鋼材又は不燃性・難燃性材料を使用する ・ 第33条 転倒しないよう固縛等の措置を講じる、異なる保管場所に保管する ・ 第36条 複数の保管場所（常設重大事故等対処設備等を設置する建屋等から100m以上離隔）に分散して保管する 必要数（必要数、予備、故障時バックアップ:2n）を確保する 環境条件（温度、圧力、地震）を考慮して機能喪失しない設計・措置を講じる、固縛措置等を講じて保管する 常設設備と容易かつ確実に接続できる構造とする（フランジ構造） アクセス可能な場所に保管する ・ 第39条／第40条 大気中へ放出される放射性物質を低減するために必要な設備を設ける
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス ー（可搬型重大事故等対処設備：固縛措置等を実施） ・ 主要材料 メーカーカタログ品（フランジ構造） ・ 設置場所／台数 必要数：一式、故障時バックアップ：一式 屋内：一式、屋外エリア：一式
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、配置図、系統図 ・ 重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、数量説明）
	既認可	ー

設工認展開内容（可搬型フィルタ）

設備・機器名称		代替換気設備 代替セル排気系 可搬型フィルタ
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 31 条 地震により必要な機能が損なわれないこと ・ 第 33 条 可能な限り多様性、独立性を有すること 位置的分散を図ること 必要数を確保すること 重大事故時の環境条件に耐えること 容易かつ確実に接続できること 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第35条／第36条 大気中へ放出される放射性物質を低減するために必要な設備を設けること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第35条 可能な限り主要材料に鋼材又は不燃性・難燃性材料を使用する ・ 第33条 転倒しないよう固縛等の措置を講じる、異なる保管場所に保管する ・ 第36条 複数の保管場所（常設重大事故等対処設備等を設置する建屋等から100m以上離隔）に分散して保管する 必要数（必要数、予備、故障時バックアップ:2n）を確保する 環境条件（温度、圧力、地震）を考慮して機能喪失しない設計・措置を講じる、固縛措置等を講じて保管する 常設設備と容易かつ確実に接続できる構造とする（フランジ構造） アクセス可能な場所に保管する ・ 第39条／第40条 大気中へ放出される放射性物質を低減するために必要な設備を設ける
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス ー（可搬型重大事故等対処設備：固縛措置等を実施） ・ 主要材料 メーカーカタログ品 ・ 粒子除去効率 99.9%以上（0.3μmDOP粒子） ・ 容量 約 2500m³／h／基 ・ 設置場所／台数 必要数：10基、故障時バックアップ：10基 屋内：10基、屋外エリア：10基
本文・添付書	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、配置図、系統図 ・ 重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、数量説明）
	既認可	ー

設工認展開内容（代替換気設備）

設備・機器名称		代替セル排気系 高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型デミスタ
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 33 条 可能な限り多様性、独立性を有すること 位置的分散を図ること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 必要数を確保すること 重大事故時の環境条件に耐えること 容易かつ確実に接続できること 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 35 条 蒸発乾固が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 35 条 主要材料にステンレス鋼を使用する ・ 第 36 条 必要数（必要数、故障時バックアップ：2n）を確保する 複数の保管場所（常設重大事故等対処設備等を設置する建屋等から 100m 以上隔離）に分散して保管する 環境条件（地震）を考慮して固縛措置等を講じて保管する 重大事故の対処が可能な可搬型重大事故等対処設備を用いる 容易かつ確実に接続できる構造とする アクセス可能な場所に設置する ・ 第 39 条 蒸発乾固が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和できる設備を設ける
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス ー（可搬型重大事故等対処設備：固縛措置等を実施） ・ 主要材料 ステンレス鋼 ・ 容量 約 2,400m³/h/基 ・ 設置場所/台数 KA/4 基、外部保管エリア/4 基 合計 8 基
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、系統図、配置図 ・ 重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、数量説明）
	既認可	—

設工認展開内容（可搬型排風機）

設備・機器名称		代替換気設備 代替セル排気系 可搬型排風機
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 31 条 地震により必要な機能が損なわれないこと ・ 第 33 条 可能な限り多様性、独立性を有すること 位置的分散を図ること 必要数を確保すること 重大事故時の環境条件に耐えること 容易かつ確実に接続できること 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第35条／第36条 大気中へ放出される放射性物質を低減するために必要な設備を設けること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第35条 可能な限り主要材料に鋼材又は不燃性・難燃性材料を使用する ・ 第33条 転倒しないよう固縛等の措置を講じる、異なる保管場所に保管する ・ 第36条 複数の保管場所（常設重大事故等対処設備等を設置する建屋等から100m以上離隔）に分散して保管する 必要数（必要数、予備、故障時バックアップ:2n+1）を確保する 環境条件（温度、圧力、地震）を考慮して機能喪失しない設計・措置を講じる、固縛措置等を講じて保管する 常設設備と容易かつ確実に接続できる構造とする（フランジ構造） アクセス可能な場所に保管する ・ 第39条／第40条 大気中へ放出される放射性物質を低減するために必要な設備を設ける
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス ー（可搬型重大事故等対処設備：固縛措置等を実施） ・ 主要材料 メーカーカタログ品 ・ 容量 約 2400m³／h／基 ・ 設置場所／台数 必要数：5台、故障時／待機除外バックアップ：6台 屋内：5台、屋外エリア：6台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、配置図、系統図 ・ 重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、数量説明）
	既認可	ー

設工認展開内容（安全圧縮空気系）

設備・機器名称		代替安全圧縮空気系 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 圧縮空気自動供給貯槽
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条、第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 7 条、第 31 条 耐震性を確保すること。(Sクラス) ・ 第 33 条 可能な限り多様性、独立性、位置的分散を有すること 必要な個数及び容量を有すること 設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有すること 速やかに切替操作が可能なように系統に必要な弁を設けること 他の設備への悪影響防止のために弁等を設けること 再処理施設の運転中又は停止中に試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 36 条 水素爆発を未然に防止するための空気を安全圧縮空気系の圧力が所定の圧力（通常運転圧力約 0.7MPa）を下回った場合に自動で供給すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 11 条、第 35 条 主要材料にステンレス鋼を使用する ・ 第 33 条 地震力に対して必要な機能が損なわれない→Sクラス ・ 第 36 条 <ol style="list-style-type: none"> 一. 水素濃度を未然防止濃度未満に維持できる容量を有する 二. 環境条件を考慮する 三. 安全圧縮空気系の圧力低下で自動的に供給できる設計とする 四. アクセス可能な場所に設置する 五. 弁による切替可能とする 六. 弁による隔離可能とする 七. 重大事故時の作業時の被ばく線量を 10mSv 以下で管理する ・ 第 40 条 水素爆発の発生を未然に防止するための設備→圧縮空気の供給による水素の希釈
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安重分類 非安重 ・ 耐震クラス Sクラス ・ 主要材料 ステンレス鋼 ・ 設置場所／基数 分離建屋／3基（空気容量 約 5.5m³／基） 精製建屋／2基（空気容量 約 2.5m³／基） 精製建屋／3基（空気容量 約 5 m³／基） 合計 8基
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、系統図、配置図、構造図 ・ 添付書類 耐震性に関する説明書（計算書の追加） 耐圧強度及び耐食性に関する説明書（計算書の追加） 安全上重要な施設に関する説明書（安重範囲の変更） 系統説明図
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・ —

設工認展開内容（安全圧縮空気系）

設備・機器名称		代替安全圧縮空気系 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 圧縮空気自動供給ユニット
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条、第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 7 条、第 31 条 耐震性を確保すること。(Sクラス) ・ 第 33 条 可能な限り多様性、独立性、位置的分散を有すること 必要な個数及び容量を有すること 設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有すること 速やかに切替操作が可能なように系統に必要な弁を設けること 他の設備への悪影響防止のために弁等を設けること 再処理施設の運転中又は停止中に試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 36 条 水素爆発を未然に防止するための空気を安全圧縮空気系の圧力が所定の圧力（通常運転圧力約 0.7MPa）を下回った場合に自動で供給すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 11 条、第 35 条 主要材料にステンレス鋼を使用する ・ 第 33 条 地震力に対して必要な機能が損なわれない→Sクラス ・ 第 36 条 <ul style="list-style-type: none"> 一. 水素濃度を未然防止濃度未満に維持できる容量を有する 二. 環境条件を考慮する 三. 安全圧縮空気系の圧力低下で自動的に供給できる設計とする 四. アクセス可能な場所に設置する 五. 弁による切替可能とする 六. 弁による隔離可能とする 七. 重大事故時の作業時の被ばく線量を 10mSv 以下で管理する ・ 第 40 条 水素爆発の発生を未然に防止するための設備→圧縮空気の供給による水素の希釈
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安重分類 非安重 ・ 耐震クラス Sクラス ・ 主要材料 ステンレス鋼 ・ 設置場所／数量 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋／1式（空気容量 約 15m³[normal]） 合計 1式
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、系統図、配置図 ・ 添付書類 耐震性に関する説明書（計算書の追加） 耐圧強度及び耐食性に関する説明書（計算書の追加） 系統説明図
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・ —

設工認展開内容（安全圧縮空気系）

設備・機器名称	代替安全圧縮空気系 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 機器圧縮空気自動供給ユニット	
ADRB 約束事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条、第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 7 条、第 31 条 耐震性を確保すること。(Sクラス) ・ 第 33 条 可能な限り多様性、独立性、位置的分散を有すること 必要な個数及び容量を有すること 設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有すること 速やかに切替操作が可能なように系統に必要な弁を設けること 他の設備への悪影響防止のために弁等を設けること 再処理施設の運転中又は停止中に試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 36 条 水素爆発を未然に防止するための空気を安全圧縮空気系の圧力が所定の圧力（通常運転圧力約 0.4MPa）を下回った場合に自動で供給すること 	
技術基準の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 11 条、第 35 条 主要材料にステンレス鋼を使用する ・ 第 33 条 地震力に対して必要な機能が損なわれない→Sクラス ・ 第 36 条 <ul style="list-style-type: none"> 一. 水素濃度を未然防止濃度未満に維持できる容量を有する 二. 環境条件を考慮する 三. 安全圧縮空気系の圧力低下で自動的に供給できる設計とする 四. アクセス可能な場所に設置する 五. 弁による切替可能とする 六. 弁による隔離可能とする 七. 重大事故時の作業時の被ばく線量を 10mSv 以下で管理する ・ 第 40 条 水素爆発が発生した場合において水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持するために必要な設備→圧縮空気の供給による水素の希釈 	
基本仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安重分類 非安重 ・ 耐震クラス Sクラス ・ 主要材料 ステンレス鋼 ・ 設置場所／数量 分離建屋／1式（空気容量 約 10m³ [normal]） 精製建屋／1式（空気容量 約 52m³[normal]） ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋建屋／1式（空気容量 約 20m³ [normal]） 合計 3式 	
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、系統図、配置図 ・ 添付書類 耐震性に関する説明書（計算書の追加） 耐圧強度及び耐食性に関する説明書（計算書の追加） 系統説明図
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・ —

設工認展開内容 (安全圧縮空気系)

設備・機器名称		代替安全圧縮空気系 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 圧縮空気手動供給ユニット
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条、第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 7 条、第 31 条 耐震性を確保すること。(Sクラス) ・ 第 33 条 可能な限り多様性、独立性、位置的分散を有すること 必要な個数及び容量を有すること 設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有すること 速やかに切替操作が可能なように系統に必要な弁を設けること 他の設備への悪影響防止のために弁等を設けること 再処理施設の運転中又は停止中に試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 36 条 水素爆発の再発を防止するための空気の供給
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 11 条、第 35 条 主要材料にステンレス鋼を使用する ・ 第 33 条 地震力に対して必要な機能が損なわれない→Sクラス ・ 第 36 条 <ul style="list-style-type: none"> 一. 水素濃度を未然防止濃度未満に維持できる容量を有する 二. 環境条件を考慮する 三. 手動による現場操作弁を設置する 四. アクセス可能な場所に設置する 五. 通常時に使用する系統とは切り離して設置する 六. 他の設備から独立して設置する 七. 重大事故時の作業時の被ばく線量を 10mSv 以下で管理する ・ 第 40 条 水素爆発が発生した場合において水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持するために必要な設備→圧縮空気の供給による水素の希釈
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安重分類 非安重 ・ 耐震クラス Sクラス ・ 主要材料 ステンレス鋼 ・ 設置場所/数量 分離建屋/1式(空気容量 約 15m³[normal]) 精製建屋/1式(空気容量 約 62m³[normal]) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/1式(空気容量 約 31m³[normal]) 合計 3式
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、系統図、配置図 ・ 添付書類 耐震性に関する説明書(計算書の追加) 耐圧強度及び耐食性に関する説明書(計算書の追加) 系統説明図
	既認可	・ -

設工認展開内容（安全圧縮空気系）

設備・機器名称		代替安全圧縮空気系 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 建屋内空気中継配管
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 条、第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 7 条、第 31 条 耐震性を確保すること。(Sクラス) ・第 33 条 可能な限り多様性、独立性、位置的分散を有すること 必要な個数及び容量を有すること 設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有すること 速やかに切替操作が可能なように系統に必要な弁を設けること 他の設備への悪影響防止のために弁等を設けること 再処理施設の運転中又は停止中に試験・検査及び保守・修理できること ・第 36 条 水素爆発を未然に防止するための空気の供給
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 11 条、第 35 条 主要材料にステンレス鋼を使用する ・第 33 条 地震力に対して必要な機能が損なわれない→Sクラス ・第 36 条 <ul style="list-style-type: none"> 一. 事故想定機器に対し 2 系列設置する 二. 環境条件を考慮する 三. 手動による現場操作弁を設置、ホースとの接続は簡便なコネクタ方式とする 四. アクセス可能な場所に設置する 五. 通常時に使用する系統とは切り離して設置する 六. 他の設備から独立して設置する 七. 重大事故時の作業時の被ばく線量を 10mSv 以下で管理する ・第 40 条 水素爆発の発生を未然に防止するための設備→圧縮空気の供給による水素の希釈
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安重分類 非安重 ・耐震クラス Sクラス ・主要材料 ステンレス鋼 ・設置場所／系列 分離建屋／2 系列 精製建屋／2 系列 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋／2 系列 高レベル廃液ガラス固化建屋／2 系列 合計 8 系列
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、系統図、配置図 ・添付書類 耐震性に関する説明書（計算書の追加） 耐圧強度及び耐食性に関する説明書（計算書の追加） 系統説明図
	既認可	・ —

設工認展開内容（安全圧縮空気系）

設備・機器名称		代替安全圧縮空気系 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 建屋内空気中継配管
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条、第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 7 条、第 31 条 耐震性を確保すること。(Sクラス) ・ 第 33 条 可能な限り多様性、独立性、位置的分散を有すること 必要な個数及び容量を有すること 設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有すること 速やかに切替操作が可能なように系統に必要な弁を設けること 他の設備への悪影響防止のために弁等を設けること 再処理施設の運転中又は停止中に試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 36 条 水素爆発の再発を防止するための空気の供給
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 11 条、第 35 条 主要材料にステンレス鋼を使用する ・ 第 33 条 地震力に対して必要な機能が損なわれない→Sクラス ・ 第 36 条 <ul style="list-style-type: none"> 一. 事故想定機器に対し 2 系列設置する 二. 環境条件を考慮する 三. 手動による現場操作弁を設置、ホースとの接続は簡便なコネクタ方式とする 四. アクセス可能な場所に設置する 五. 通常時に使用する系統とは切り離して設置する 六. 他の設備から独立して設置する 七. 重大事故時の作業時の被ばく線量を 10mSv 以下で管理する ・ 第 40 条 水素爆発が発生した場合において水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持するために必要な設備→圧縮空気の供給による水素の希釈
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安重分類 非安重 ・ 耐震クラス Sクラス ・ 主要材料 ステンレス鋼 ・ 設置場所／系列 分離建屋／2 系列 精製建屋／2 系列 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋／2 系列 高レベル廃液ガラス固化建屋／2 系列 合計 8 系列
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、系統図、配置図 ・ 添付書類 耐震性に関する説明書（計算書の追加） 耐圧強度及び耐食性に関する説明書（計算書の追加） 系統説明図
	既認可	・ ー

設工認展開内容（安全圧縮空気系）

設備・機器名称	代替安全圧縮空気系 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 水素掃気配管・弁、機器圧縮空気供給配管・弁	
ADRB 約束事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条、第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 7 条、第 31 条 耐震性を確保すること。(Sクラス) ・ 第 33 条 可能な限り多様性、独立性、位置的分散を有すること 必要な個数及び容量を有すること 設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有すること 速やかに切替操作が可能なように系統に必要な弁を設けること 他の設備への悪影響防止のために弁等を設けること 再処理施設の運転中又は停止中に試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 36 条 水素爆発の再発を防止するための空気の供給 	
技術基準の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 11 条、第 35 条 主要材料にステンレス鋼を使用する ・ 第 33 条 地震力に対して必要な機能が損なわれない→Sクラス ・ 第 36 条 <ul style="list-style-type: none"> 一. 事故想定機器に対し2系列設置する 二. 環境条件を考慮する 三. 手動による現場操作弁を設置、ホースとの接続は簡便なコネクタ方式とする 四. アクセス可能な場所に設置する 五. 通常時に使用する系統とは切り離して設置する 六. 他の設備から独立して設置する 七. 重大事故時の作業時の被ばく線量を 10mSv 以下で管理する ・ 第 40 条 水素爆発が発生した場合において水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持するために必要な設備→圧縮空気の供給による水素の希釈 	
基本仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安重分類 安重（水素掃気配管・弁）、非安重（機器圧縮空気供給配管・弁） ・ 耐震クラス Sクラス ・ 主要材料 ステンレス鋼 ・ 設置場所／系列 前処理建屋／14 系列 分離建屋／24 系列 精製建屋／30 系列 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋／8 系列 高レベル廃液ガラス固化建屋／22 系列 合計 98 系列 	
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、系統図、配置図 ・ 添付書類 耐震性に関する説明書（計算書の追加） 耐圧強度及び耐食性に関する説明書（計算書の追加） 系統説明図
	既認可	・ ー

設工認展開内容（安全圧縮空気系）

設備・機器名称	代替安全圧縮空気系 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 機器圧縮空気供給配管・弁	
ADRB 約束事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条、第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 7 条、第 31 条 耐震性を確保すること。(Sクラス) ・ 第 33 条 可能な限り多様性、独立性、位置的分散を有すること 必要な個数及び容量を有すること 設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有すること 速やかに切替操作が可能なように系統に必要な弁を設けること 他の設備への悪影響防止のために弁等を設けること 再処理施設の運転中又は停止中に試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 36 条 水素爆発の再発を防止するための空気の供給 	
技術基準の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 11 条、第 35 条 主要材料にステンレス鋼を使用する ・ 第 33 条 地震力に対して必要な機能が損なわれない→Sクラス ・ 第 36 条 <ul style="list-style-type: none"> 一. 事故想定機器に対し2系列設置する 二. 環境条件を考慮する 三. 手動による現場操作弁を設置、ホースとの接続は簡便なコネクタ方式とする 四. アクセス可能な場所に設置する 五. 通常時に使用する系統とは切り離して設置する 六. 他の設備から独立して設置する 七. 重大事故時の作業時の被ばく線量を 10mSv 以下で管理する ・ 第 40 条 水素爆発が発生した場合において水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持するために必要な設備→圧縮空気の供給による水素の希釈 	
基本仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安重分類 非安重 ・ 耐震クラス Sクラス ・ 主要材料 ステンレス鋼 ・ 設置場所／系列 前処理建屋／14 系列 分離建屋／24 系列 精製建屋／30 系列 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋／8 系列 高レベル廃液ガラス固化建屋／22 系列 合計 98 系列 	
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、系統図、配置図 ・ 添付書類 耐震性に関する説明書（計算書の追加） 耐圧強度及び耐食性に関する説明書（計算書の追加） 系統説明図
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・ —

設工認展開内容（火災防護設備）

設備・機器名称		火災防護設備 固定式消火設備
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること 第 29 条 煙又は放射線の影響により消火困難となる箇所に設置すること 作動前に従事者等の退出ができるよう警報等を吹鳴すること 外部電源喪失時（第 29 条については全交流動力電源喪失時）にも消火が可能であること 制御室等から起動できること 系統分離に応じた動的機器の単一故障により同時に機能を喪失しないこと 破損，誤作動又は誤操作により，消火対象設備の安全機能を損なわないこと 基準地震動で機能を維持すること 消火対象設備に応じた地震力に対して機能を維持すること ・ 第 7 条 耐震性を確保すること（Cクラス） ・ 第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 11 条 主要材料に鋼材を使用する 第 22 条 ・ 第 6 条 地震力に耐える（基本方針） ・ 第 16 条 アクセス可能な場所に設置する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全機能を有する施設 ・ 仕様材料 鋼材（盤） ・ 耐震クラス Cクラス（消火対象設備に応じた地震力に対する機能維持） ・ 種類、消火方式 泡消火設備（全域 or 局所） 粉末消火設備（全域 or 局所） ハロゲン化物消火設備（全域 or 局所） 不活性ガス消火設備（全域） ・ 電源 非常用電源又は運転予備用電源からの給電 ・ 設置場所／台数 詳細設計中
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置図、系統図 ・ 耐震性に関する説明書（基本方針）
	既認可	—

設工認展開内容（火災防護設備）

設備・機器名称		火災防護設備 屋内消火栓設備（逆止弁、送水口）																																																																		
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること 第 29 条 地震時における地盤変位により、消火水を建物へ供給する消火配管が破断した場合においても、消火活動を可能とすること 消火活動に対処できるように配置すること ・第 7 条 耐震性を確保すること（Cクラス） ・第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること 																																																																		
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 11 条 主要材料に鋼材を使用する 第 35 条 地盤変位による消火配管の破断を想定し、送水口又は逆止弁を設置する ・第 11 条 故障、損壊又は異常な作動により、安全上重要な施設の安全機能に支障をおよぼさない ・第 35 条 故障、損壊又は異常な作動により、重大事故等対処施設の安全機能に支障をおよぼさない ・第 6 条 地震力に耐える（基本方針） ・第 16 条 アクセス可能な場所に設置する 																																																																		
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安全機能を有する施設 ・耐震クラス Cクラス ・主要材料 鋼材 ・設置場所／台数 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>FA</th> <th>AA</th> <th>AB</th> <th>AG</th> <th>BA</th> <th>CA</th> <th>CB</th> <th>KA</th> <th>KB</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>逆止弁設置</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>送水口設置</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>FB</th> <th>FC</th> <th>FD</th> <th>FD2</th> <th>AD</th> <th>AE</th> <th>AK</th> <th>AH</th> <th>DA</th> <th>DB</th> <th>DC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>逆止弁設置</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>—</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>送水口設置</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>—</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> <td>1箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">合計 逆止弁：19 箇所、送水口：17 箇所</p>		FA	AA	AB	AG	BA	CA	CB	KA	KB	逆止弁設置	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	送水口設置	1箇所	1箇所	—	—	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		FB	FC	FD	FD2	AD	AE	AK	AH	DA	DB	DC	逆止弁設置	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	—	1箇所	1箇所	送水口設置	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	—	1箇所	1箇所	1箇所
	FA	AA	AB	AG	BA	CA	CB	KA	KB																																																											
逆止弁設置	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所																																																											
送水口設置	1箇所	1箇所	—	—	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所																																																											
	FB	FC	FD	FD2	AD	AE	AK	AH	DA	DB	DC																																																									
逆止弁設置	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	—	1箇所	1箇所																																																									
送水口設置	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	—	1箇所	1箇所	1箇所																																																									
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・系統図 ・耐震性に関する説明書（基本方針） ・その他の添付書類（系統説明図） 																																																																		
	既認可	—																																																																		

設工認展開内容（計装設備）

設備・機器名称		計装設備 可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 可能な限り多様性、独立性を有すること。 位置的分散を図ること 必要数を確保すること 重大事故当時の環境条件に耐えること 容易かつ確実に接続できること 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 38 条 重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設備を設けること。 ・ 第 43 条 重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備が設けること。
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 26 条 重大事故等の対処が可能な可搬型重大事故等対処設備を設ける 複数の保管場所（補給水設備が設置される建屋から 100m 以上の離隔距離を確保した場所）に分散して保管する 必要数（必要数及び予備：2n）を確保する 重大事故等時の環境条件（地震、風（台風）、竜巻等）を考慮して固縛措置等を講じて保管する 容易かつ確実に接続できる構造とする アクセス可能な場所に保管する ・ 第 32 条 重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設備を設ける ・ 第 37 条 重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備が設ける
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス ー （可搬型重大事故等対処設備：固縛措置等を実施） ・ 個数 2 （予備として故障時のバックアップを 1 台） ・ 計測範囲 1E+3～1E+9 μ Sv/h ・ 計測方式 半導体検出器 ・ 設置場所／台数 必要数 1 台、故障時バックアップ 1 台 合計 2 台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置図 ・ 仕様表
	既認可	—

設工認展開内容（計装設備）

設備・機器名称		計装設備 可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 可能な限り多様性、独立性を有すること。 位置的分散を図ること 必要数を確保すること 重大事故当時の環境条件に耐えること 容易かつ確実に接続できること 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 38 条 重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設備を設けること。 ・ 第 43 条 重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備が設けること。
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 26 条 重大事故等の対処が可能な可搬型重大事故等対処設備を設ける 複数の保管場所（補給水設備が設置される建屋から 100m 以上の離隔距離を確保した場所）に分散して保管する 必要数（必要数及び予備：2n）を確保する 重大事故等時の環境条件（地震、風（台風）、竜巻等）を考慮して固縛措置等を講じて保管する 容易かつ確実に接続できる構造とする アクセス可能な場所に保管する ・ 第 32 条 重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設備を設ける ・ 第 37 条 重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備が設ける
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス ー （可搬型重大事故等対処設備：固縛措置等を実施） ・ 個 数 2 （予備として故障時のバックアップを 1 台） ・ 計測範囲 1E-1～1E+6 μ Sv/h ・ 計測方式 半導体検出器 ・ 設置場所／台数 必要数 1 台、故障時バックアップ 1 台 合計 2 台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置図 ・ 仕様表
	既認可	—

設工認展開内容（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）

設備・機器名称		スプレイ設備 可搬型スプレイヘッド
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 33 条 独立性を有すること。 位置的分散を図ること 必要数を確保すること 重大事故当時の環境条件に耐えること 容易かつ確実に接続できること 試験・検査及び保守・修理できること ・第 38 条 燃料貯蔵プール等へのスプレイによる対処に対応できる設備を設けること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 36 条 重大事故等の対処が可能な可搬型重大事故等対処設備を設ける 複数の保管場所（補給水設備が設置される建屋から 100m 以上の離隔距離を確保した場所）に分散して保管する 必要数（必要数及び予備：2n）を確保する 重大事故等時の環境条件（地震、風（台風）、竜巻等）を考慮して固縛措置等を講じて保管する 容易かつ確実に接続できる構造とする（マチノ式） アクセス可能な場所に保管する ・第 42 条 燃料貯蔵プール等へのスプレイによる対処に対応できる設備を設ける
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型重大事故等対処設備 ・耐震クラス ー（可搬型重大事故等対処設備：固縛措置等を実施） ・主要材料 アルミニウム合金 ・設置場所／台数 必要数 12 台、故障時バックアップ 12 台 合計 24 台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、配置図、系統図 ・重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、数量説明）
	既認可	—

設工認展開内容（高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備）

設備・機器名称		高レベル廃液ガラス固化建屋排気系（固化セル圧力放出系）
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条 可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用すること ・ 第 7 条 耐震性を確保すること（S クラス） ・ 第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 11 条の 3 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する ・ 第 6 条の 2 地震力に耐える（床応答曲線、応力解析） ・ 第 16 条 アクセス可能な場所に設置する 検査項目：材料、寸法、据付・外観検査
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安重分類 安重 ・ 耐震クラス S クラス ・ 主要材料 ステンレス鋼 ・ 設置場所／基数 KA/1 系列
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、系統図、配置図、工事フロー図 ・ 耐震性に関する説明書（基本方針）、その他添付書類（系統説明図）
	既認可	—

設工認展開内容（工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）

設備・機器名称		計装設備 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第5条、第29条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第7条、第31条 耐震性を確保すること（Sクラス，Cクラス） （可搬型重大事故等対処設備） ・第15条 多重化又は多様化すること、環境条件に耐えること、試験・検査及び保守・修理できること ・第33条 重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないこと ・第43条 重大事故等の対処に必要なパラメータを計測できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第4条、第29条 主要材料に鋼材を使用する ・第6条、第33条 地震力に耐える（応力解析） ・第16条 環境条件に耐えること、アクセス可能な場所に設置する ・第20条 計測（監視）、制御できること ・第36条 多様性を図った計測方法、異なる計測点での計測による位置的分散、使用する系統構成を同様とすることによる悪影響防止、地震力に耐える（1.2Ss）、溢水量を考慮した配置及び被水を考慮した仕様、容易に現場で接続可能な構造、アクセス可能な場所に設置 ・第47条 パラメータを計測する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型重大事故等対処設備 ・耐震クラス 可搬型重大事故等対処設備 ・仕様 （設計中） ・構造 接続口（接手）：カップラ方式 ・設置場所 建屋から100m以上の離隔距離を確保した場所
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・系統図、構造図、配置図 ・耐震計算書（配管）、安全上重要な施設の説明書 ・重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、数量説明）
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・系統図、構造図 ・耐震計算書（配管）、安全上重要な施設の説明書

設工認展開内容（駆動用燃料補給設備）

設備・機器名称		重大事故等対処設備 軽油貯蔵タンク
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 31 条 耐震性を確保すること ・ 第 33 条 必要数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 42 条 独立性を有し、位置的分散を図ること 必要となる十分な容量を確保すること 少なくとも 1 系統は機能の維持及び人の接近性の確保すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 地震力に耐える（床応答曲線の作成、地震応答解析、応力解析） ・ 第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有する 重大事故等の環境条件（地震等）に耐える アクセス可能な場所に設置する 他の設備から独立して、単独で使用できる構成とする 安全上重要な設備と異なる系統構成とし、独立性を有することで同に機能喪失しない。 ・ 第 46 条 他の設備から独立して、単独で使用できる構成とする 重大事故の対処に必要な電力を確保するとともに、代替電源設備の電路として使用し必要な電力を供給する 少なくとも 1 系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 常設重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス S クラス ・ 容量 約 100 m³/基 ・ 設置場所/基数 第 1 軽油貯蔵所/4 基、第 2 軽油貯蔵所/4 基
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、配置図、構造図 ・ 耐震性に関する説明書（耐震計算） ・ 重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、容量説明）
	既認可	—

設工認展開内容（電源設備）

設備・機器名称		重大事故等対処設備 前処理建屋重大事故対処用母線
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 31 条 耐震性を確保すること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 42 条 独立性を有し、位置的分散を図ること 必要となる十分な容量を確保すること 少なくとも 1 系統は機能の維持及び人の接近性の確保すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 基準地震動に耐える ・ 第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有する 重大事故等の環境条件においても機能を損なわない 重大事故等が発生した場合においても確実に操作できる 運転中又は停止中に検査又は試験ができる 重大事故等時に線量率の高くなるおそれのない場所に設置する 非常用所内電源系統と異なる系統構成にする 非常用所内電源系統と異なる場所に設置する 母線を 2 系統設けるが、それぞれ異なる場所に接続口を設ける ・ 第 46 条 非常用所内電源系統と異なる系統構成にする 非常用所内電源系統と異なる場所に設置する 必要な個数及び容量を有する 少なくとも 1 系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 常設重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス S クラス ・ 主要材料 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること 実証試験により延焼性（IEEE383 等）及び自己消火性（UL1581）を確認した難燃性ケーブルを使用すること。 ・ 設置場所／系統 : AA 建屋／2 系統
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、系統図、配置図、構造図 ・ 耐震性に関する説明書（耐震計算） ・ 重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、容量説明）
	既認可	—

設工認展開内容（電源設備）

設備・機器名称		重大事故等対処設備 制御建屋 重大事故等対処用電源ケーブル
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は可燃性の材料を使用すること。 ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を有すること。 重大事故時等の環境に耐えること。 運転中又は停止中に検査又は試験ができること。 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと。 ・ 第 42 条 独立性を有し、位置的分散を図ること。 対処に必要な十分な容量を確保すること。
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用すること。 ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有すること。 重大事故時等の環境に耐えること。 運転中又は停止中に検査又は試験ができること。 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと。 ・ 第 46 条 重大事故の対処に必要な電力を確保するための設備を設けること。
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安重分類 重大事故等対処設備 ・ 主要材料 実証試験により延焼性（IEEE383 等）及び自己消火性（UL1581）を確認した難燃性ケーブルを使用すること。 ・ 設置場所／台数 : AG 建屋／2 系統
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本文 ・ 系統図
	既認可	<ul style="list-style-type: none"> ・

設工認展開内容（電源設備）

設備・機器名称		重大事故等対処設備 可搬型分電盤
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 31 条 耐震性を確保すること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 42 条 独立性を有し、位置的分散を図ること 必要となる十分な容量を確保すること 少なくとも 1 系統は機能の維持及び人の接近性の確保すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 基準地震動に耐える ・ 第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有する 重大事故等の環境条件においても機能を損なわない 重大事故等が発生した場合においても確実に操作できる 運転中又は停止中に検査又は試験ができる 非常用所内電源系統と異なる系統構成にする 非常用所内電源系統と異なる場所に設置する ・ 第 46 条 非常用所内電源系統と異なる系統構成にする 非常用所内電源系統と異なる場所に設置する 必要な個数及び容量を有する 少なくとも 1 系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス S クラス ・ 主要材料 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する ・ 設置場所／面数 AA 建屋／2 面、AB 建屋／2 面、AC 建屋／2 面、AG 建屋／2 面、CA 建屋／2 面、 KA 建屋／2 面、F 建屋／2 面
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、系統図、配置図、構造図 ・ 耐震性に関する説明書（耐震計算） ・ 重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、容量説明）
	既認可	—

設工認展開内容（制御室）

設備・機器名称	制御室 情報把握計装設備用屋内伝送系統 建屋間伝送用無線装置 可搬型情報収集装置 可搬型情報表示装置	
ADRB 約束事項	<ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 31 条 耐震性を確保すること（常設重大事故等対処設備） ・第 33 条 重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないこと ・第 43 条 重大事故等の対処に必要なパラメータを制御室及び緊急時対策所で把握できること 	
技術基準の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条 主要材料に鋼材及び難燃性ケーブルを使用する ・第 33 条 地震力に耐える（基本方針） ・第 36 条 監視制御盤及び安全系監視制御盤と独立した異なる系統構成、必要なデータ伝送量を有する、2 系統設置する、風（台風）等により機能を損なわない、積載荷重により機能を損なわない、地震力に耐える（C クラス相当）、溢水量を考慮した配置及び被水から防護できる仕様、容易に現場で接続可能な構造、アクセス可能な場所に設置 ・第 47 条 パラメータを制御室及び緊急時対策所へ伝送する 	
基本仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・常設重大事故等対処設備 ・耐震クラス 常設重大事故等対処設備 ・主要材料 鋼材等（電線管、盤）、難燃性ケーブル ・仕様（設計中） ・構造 接続口：コネクタ方式 ・設置場所 AA/AB/AC/CA/KA/AG/AZ/FA/貯水槽 ・台数 一式 	
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・系統図、配置図 ・耐震性に係る説明書（基本方針）、 ・重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、数量説明）
	既認可	—

設工認展開内容（制御室環境測定設備）

設備・機器名称		中央制御室環境測定設備 可搬型酸素濃度計
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 位置的分散を図ること 必要数を確保すること 重大事故時の環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 44 条 運転員がとどまるために必要な設備を設けること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 36 条 複数の保管場所（制御建屋と簡易倉庫）に分散して保管する 必要数（必要数、故障時バックアップ：2n+1）を確保する 重大事故時の環境条件（地震、圧力、温度等）を考慮して固縛措置等を講じて保管する 重大事故時の環境条件（温度、圧力、湿度、放射線）に対応するアクセス可能な場所に保管する ・ 第 48 条 中央制御室の環境測定設備を配備する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス ー（可搬型重大事故等対処設備：固縛措置等を実施） ・ 設置場所／台数 制御建屋／2台、第1保管庫／1台 合計 約3台 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋／2台、第1保管庫／1台 合計 約3台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器配置図 ・ 重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、数量説明）
	既認可	ー

設工認展開内容（制御室環境測定設備）

設備・機器名称		中央制御室環境測定設備 可搬型二酸化炭素濃度計
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 位置的分散を図ること 必要数を確保すること 重大事故時の環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 44 条 運転員がとどまるために必要な設備を設けること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 36 条 複数の保管場所（制御建屋と簡易倉庫）に分散して保管する 必要数（必要数、故障時バックアップ）を確保する 重大事故時の環境条件（地震、圧力、温度等）を考慮して固縛措置等を講じて保管する 重大事故時の環境条件（温度、圧力、湿度、放射線）に対応するアクセス可能な場所に保管する ・ 第 48 条 中央制御室の環境測定設備を配備する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス ー（可搬型重大事故等対処設備：固縛措置等を実施） ・ 設置場所／台数 制御建屋／2 台、第 1 保管庫／1 台 合計 約 3 台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置図 ・ 重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、数量説明）
	既認可	ー

設工認展開内容（制御室環境測定設備）

設備・機器名称		中央制御室環境測定設備 可搬型窒素酸化物濃度計
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 位置的分散を図ること 必要数を確保すること 重大事故時の環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 44 条 運転員がとどまるために必要な設備を設けること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 36 条 複数の保管場所（制御建屋と簡易倉庫）に分散して保管する 必要数（必要数、故障時バックアップ）を確保する 重大事故時の環境条件（地震、圧力、温度等）を考慮して固縛措置等を講じて保管する 重大事故時の環境条件（温度、圧力、湿度、放射線）に対応するアクセス可能な場所に保管する ・ 第 48 条 中央制御室の環境測定設備を配備する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス ー（可搬型重大事故等対処設備：固縛措置等を実施） ・ 設置場所／台数 制御建屋／2 台、第 1 保管庫／1 台 合計 約 3 台 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋／2 台、第 1 保管庫／1 台 合計 約 3 台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置図 ・ 重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、数量説明）
	既認可	ー

設工認展開内容（通信連絡設備）

設備・機器名称	代替通信連絡設備 可搬型通話装置 可搬型トランシーバ 可搬型衛星電話 電路（レシーバ、アンテナ、ケーブル、トレイ、電線管）	
ADRB 約束事項	<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 条、第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 7 条、第 31 条 耐震性を確保すること（耐震 C クラス） （常設重大事故等対処設備） ・第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること 共用により機能を損なわないこと ・第 47 条 多様性を備えた所外との通信連絡ができること 電源が喪失した場合でも動作可能であること ・第 33 条 重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないこと 共用により機能を損なわないこと 	
技術基準の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 条、第 29 条 主要材料に鋼材及び難燃性ケーブルを使用する ・第 6 条、第 33 条 地震力に耐える（基本方針） ・第 16 条 アクセス可能な場所に設置する 同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する ・第 31 条 有線回線，衛星回線による通信方式の多様性を確保する 第 51 条 緊急時対策建屋用発電機，非常用所内電源系統，無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵する ・第 36 条 他通信機器及び通信方式、電源の多様性、位置的分散、同一系統／端末使用による悪影響防止、地震力に耐える（C クラス相当）風（台風）等により機能を損なわない建屋内に設置、地震力に耐える（C クラス相当）、操作及びアクセス可能な場所に設置 	
基本仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震クラス 可搬型重大事故等対処設備 ・主要材料 鋼材等（電線管、盤） ・仕様（通信方式） 有線，無線、衛星回線（通信事業者回線） ・電源 緊急時対策建屋用発電機に接続又 ・保管場所 各建屋、制御室、緊急時対策建屋、外部保管エリア ・操作場所 各建屋、制御室、緊急時対策所 ・台数 1 式（可搬型衛星電話は MOX 加工施設と同一の端末を使用） 	
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・系統図、配置図 ・耐震性に係る説明書（基本方針）、 ・重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、数量説明）
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称	放射線監視設備 排気モニタリング設備 (可搬型重大事故等対処設備との接続配管)	
ADRB 約束事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条、第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 7 条、第 31 条 耐震性を確保すること (Cクラス、常設耐震重要重大事故等対処設備) ・ 第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、接続方式を統一すること、簡便な接続方式を用いること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと、試験・検査できること ・ 第 45 条 再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録すること 	
技術基準の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 10 条、第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・ 第 6 条、第 33 条 地震力に耐える(1.2Ss) ・ 第 36 条 別系列の排気筒モニタと位置的分散を図る 放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する 外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に設置又は代替設備による機能の確保等により機能を維持する コネクタに統一することにより、現場での接続が可能な設計とする 弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・ 第 37 条 強度及び耐食性を確保する ・ 第 49 条 再処理施設から大気中へ放出される放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14 及びトリチウムを連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定し、記録する 	
基本仕様	<p>安全上重要な施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震クラス Cクラス／常設耐震重要重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 設置場所／台数 主排気筒管理建屋/ 1 式 ・ 範囲 排気筒モニタの配管から可搬型排気モニタリング設備を接続する配管まで ・ 接続方式 コネクタ接続 	
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、系統図、配置図 ・ 耐震性に関する説明書（基本方針、床応答曲線、応力解析結果） ・ 耐圧強度及び耐食性に関する説明書（評価結果） ・ 重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、数量説明）
	既認可	

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称		代替モニタリング設備 可搬型排気モニタリング設備 可搬型ガスモニタ
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、接続方式を統一すること、簡便な接続方式を用いること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと、試験・検査できること ・ 第 45 条 再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・ 第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する 外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない コネクタに統一することにより、現場での接続が可能な設計とする 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・ 第 49 条 処理施設から大気中へ放出される放射性希ガスの濃度を連続測定し、記録する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 設置場所／台数 主排気筒管理建屋/ 1 台 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋/ 1 台 ・ 計測範囲 $1 \times 10^{-15} \sim 10^{-8}$ A ・ 検出器 電離箱 ・ 伝送方式 無線（衛星電話）伝送 ・ 電源 可搬型発電機又は非常用所内電源系統
本文・添付書類	変更申請範囲	・ 仕様書、系統図
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称		代替モニタリング設備 可搬型排気モニタリング設備 可搬型排気サンプリング設備
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと、試験・検査できること ・第 45 条 再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量に対して十分な容量を有する 外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない コネクタに統一することにより、現場での接続が可能な設計とする 再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・第 49 条 再処理施設から大気中へ放出される放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14 及びトリチウムを連続的に捕集するとともに、記録する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型重大事故等対処設備 ・主要材料 鋼材 ・設置場所／台数 主排気筒管理建屋/1 台 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋/1 台 ・ダスト・よう素：50 L/min（定格） トリチウム・炭素-14：0.5 L/min（定格） ・捕集対象 粒子状放射性物質，放射性よう素，トリチウム及び炭素-14 ・電源 可搬型発電機又は非常用所内電源系統
本文・添付書類	変更申請範囲	・仕様書、系統図
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称		代替モニタリング設備 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと、試験・検査できること ・第 45 条 再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する 外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・第 49 条 可搬型排気モニタリング設備の指示値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型重大事故等対処設備 ・主要材料 鋼材 ・保管場所／台数 第1保管庫・貯水所/1台、主排気筒管理建屋/1台 ・伝送頻度 1回／1分 ・電源 可搬型発電機 ・伝送方式 無線（衛星電話）伝送
本文・添付書類	変更申請範囲	・仕様書、系統図
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称		代替モニタリング設備 可搬型排気モニタリング用発電機
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと、試験・検査できること ・第 45 条 再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 可搬型排気モニタリング設備等に給電できる容量を有する 外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・第 49 条 可搬型排気モニタリング設備等に給電できる
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型重大事故等対処設備 ・主要材料 鋼材 ・保管場所／台数 主排気筒管理建屋/1台 ・容 量 約 3 k V A / 台 ・給電対象 可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置可搬型試料分析設備（可搬型核種分析装置、可搬型トリチウム測定装置）
本文・添付書類	変更申請範囲	・仕様書、系統図
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称	代替モニタリング設備 建屋周辺モニタリング設備 ガンマ線用サーベイメータ (S A)	
ADRB 約束事項	<ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと、試験・検査できること ・第 45 条 再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録すること 	
技術基準の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・第 49 条 建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する 	
基本仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型重大事故等対処設備 ・主要材料 鋼材 ・保管場所／台数 制御建屋及び使用済燃料受入れ・所蔵建屋/ 8 台 ・計測範囲 0.0001～1,000 mSv/h ・電源 乾電池又は充電池式 	
本文・添付書類	変更申請範囲	・仕様書
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称		代替モニタリング設備 建屋周辺モニタリング設備 中性子線用サーベイメータ (S A)
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと、試験・検査できること ・第 45 条 再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・第 49 条 建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型重大事故等対処設備 ・主要材料 鋼材 ・保管場所／台数 制御建屋/ 2 台 ・計測範囲 0.01～10,000 μ Sv/h ・電源 乾電池又は充電池式
本文・添付書類	変更申請範囲	・仕様書
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称		代替モニタリング設備 建屋周辺モニタリング設備 アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A）
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと、試験・検査できること ・第 45 条 再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・第 49 条 建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型重大事故等対処設備 ・主要材料 鋼材 ・保管場所／台数 制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/ 3 台 ・計測範囲 アルファ線 B. G. $\sim 100k \text{ min}^{-1}$ ベータ線 B. G. $\sim 300k \text{ min}^{-1}$ ・電源 乾電池又は充電池式
本文・添付書類	変更申請範囲	・仕様書
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称	代替モニタリング設備 建屋周辺モニタリング設備 可搬型ダストサンプラ（S A）	
ADRB 約束事項	<ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと、試験・検査できること ・第 45 条 再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録すること 	
技術基準の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量を有する 外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・第 49 条 建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する 	
基本仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型重大事故等対処設備 ・主要材料 鋼材 ・保管場所／台数 制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/ 3 台 ・サンプリング流量 120 L/min ・電源 乾電池又は充電池式 	
本文・添付書類	変更申請範囲	・仕様書
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称		代替モニタリング設備 可搬型環境モニタリング設備 可搬型線量率計
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと、試験・検査できること ・ 第 45 条 再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録すること 常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数の可搬型の代替モニタリング設備を配備すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・ 第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する 外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・ 第 49 条 周辺監視区域において、線量を測定する 代替モニタリング設備は、常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数を配備する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 保管場所／台数 第 1 保管庫・貯水所/ 9 台 ・ 計測範囲 B. G. ～100 mSv/h 又は mGy/h ・ 電源 可搬型発電機 ・ 伝送方式 無線（衛星電話）伝送
本文・添付書類	変更申請範囲	・ 仕様書、系統図
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称		代替モニタリング設備 可搬型環境モニタリング設備 可搬型ダストモニタ
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと、試験・検査できること ・第 45 条 再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録すること 常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数の可搬型の代替モニタリング設備を配備すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する 外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・第 49 条 周辺監視区域において、空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定できる 代替モニタリング設備は、常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数を配備する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型重大事故等対処設備 ・主要材料 鋼材 ・保管場所／台数 第 1 保管庫・貯水所/ 9 台 ・計測範囲 アルファ線 B. G. $\sim 99.9\text{k min}^{-1}$ ベータ線 B. G. $\sim 99.9\text{k min}^{-1}$ ・電源 可搬型発電機 ・伝送方式 無線（衛星電話）伝送
本文・添付書類	変更申請範囲	・仕様書、系統図
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称		代替モニタリング設備 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと、試験・検査でできること ・ 第 45 条 再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・ 第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する 外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・ 第 49 条 可搬型排気モニタリング設備の指示値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 保管場所／台数 第1保管庫・貯水所/9台 ・ 伝送頻度 1回／1分 ・ 電源 可搬型発電機 ・ 伝送方式 無線（衛星電話）伝送
本文・添付書類	変更申請範囲	・ 仕様書、系統図
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称		代替モニタリング設備 可搬型環境モニタリング用発電機
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと、試験・検査できること ・ 第 45 条 再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録すること 常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数の可搬型の代替モニタリング設備を配備すること。
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・ 第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 可搬型環境モニタリング設備等に給電できる容量を有する 外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・ 第 49 条 可搬型環境モニタリング設備等に給電できる容量を有する 代替モニタリング設備は、常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数を配備する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 保管場所／台数 第 1 保管庫・貯水所/ 9 台 ・ 容量 約 3 kVA／台 ・ タンク容量 13L ・ 燃費 1.3L／h
本文・添付書類	変更申請範囲	・ 仕様書、系統図
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称		代替モニタリング設備 可搬型データ表示装置
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと、試験・検査でできること ・ 第 45 条 再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・ 第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 保有数は、必要数として 1 台、予備として故障時のバックアップを 1 台の合計 2 台以上を確保する 外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・ 第 49 条 中央制御室に伝送された可搬型ガスモニタ及び可搬型環境モニタリング設備の指示値を表示し、記録する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 保管場所／台数 第 1 保管庫・貯水所・制御建屋/ 1 台 ・ 表示範囲 リアルタイムトレンド（3 時間） ・ 電源 乾電池又は充電池式 ・ 伝送方式 無線（衛星電話）伝送
本文・添付書類	変更申請範囲	・ 仕様書、系統図
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称		代替試料分析関係設備 可搬型試料分析設備 可搬型放射能測定装置
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと試験・検査できること ・第 45 条 再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する 外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・第 49 条 捕集した放射性よう素，粒子状放射性物質，炭素-14 及びトリチウムの放射性物質の濃度を測定する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型重大事故等対処設備 ・主要材料 鋼材 ・保管場所／台数 第 1 保管庫・貯水所・主排気筒管理建屋/ 1 台 ・計測範囲 アルファ線 B. G. ～99.9k min⁻¹ ベータ線 B. G. ～99.9k min⁻¹ ・電源 乾電池又は充電池
本文・添付書類	変更申請範囲	・仕様書
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称		代替試料分析関係設備 可搬型試料分析設備 可搬型核種分析装置
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと、試験・検査できること ・ 第 45 条 再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・ 第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する 外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・ 第 49 条 捕集した放射性よう素，粒子状放射性物質，炭素-14 及びトリチウムの放射性物質の濃度を測定する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 保管場所／台数 第 1 保管庫・貯水所・主排気筒管理建屋/ 2 台 ・ 計測範囲 27.5～11,000 keV ・ 電源 可搬型発電機
本文・添付書類	変更申請範囲	・ 仕様書
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称		代替試料分析関係設備 可搬型試料分析設備 可搬型トリチウム測定装置
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと、試験・検査できること ・ 第 45 条 再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・ 第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する 外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・ 第 49 条 捕集したトリチウムの放射性物質の濃度を測定する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 保管場所／台数 第 1 保管庫・貯水所・主排気筒管理建屋/ 1 台 ・ 計測範囲 2～2,000 keV ・ 電源 可搬型発電機
本文・添付書類	変更申請範囲	・ 仕様書
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称	可搬型放射能観測設備 ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA）	
ADRB 約束事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと、試験・検査できること ・ 第 45 条 再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録すること 	
技術基準の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・ 第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 再処理施設及びその周辺において、線量を測定するために必要な計測範囲を有する 外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・ 第 49 条 放射能観測車が機能喪失した場合に、<u>空間放射線量率</u>を測定する 	
基本仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 保管場所／台数 第 1 保管庫・貯水所/ 1 台 ・ 計測範囲 B. G. ～30 μ Sv/h 0～30k s⁻¹ ・ 電源 乾電池又は充電電池 	
本文・添付書類	変更申請範囲	・ 仕様書
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称		可搬型放射能観測設備 ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、試験・検査できること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと ・ 第 45 条 再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・ 第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 再処理施設及びその周辺において、線量を測定するために必要な計測範囲を有する 外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・ 第 49 条 放射能観測車が機能喪失した場合に、<u>空間放射線量率</u>を測定する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 保管場所／台数 第 1 保管庫・貯水所/ 1 台 ・ 計測範囲 1～300,000 μ Sv/h ・ 電源 乾電池又は充電池
本文・添付書類	変更申請範囲	・ 仕様書
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称		可搬型放射能観測設備 中性子線用サーベイメータ (SA)
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、試験・検査できること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと ・ 第 45 条 再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・ 第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 再処理施設及びその周辺において、線量を測定するために必要な計測範囲を有する 外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・ 第 49 条 放射能観測車が機能喪失した場合に、<u>空間放射線量率</u>を測定する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 保管場所／台数 第 1 保管庫・貯水所/ 1 台 ・ 計測範囲 0.01～10,000 $\mu\text{Sv/h}$ ・ 電源 乾電池又は充電池
本文・添付書類	変更申請範囲	・ 仕様書
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称		可搬型放射能観測設備 アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、試験・検査できること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと ・第 45 条 再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 再処理施設及びその周辺において、空気中の放射性物質の濃度の測定に必要な計測範囲を有する 外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・第 49 条 放射能観測車が機能喪失した場合に、<u>空気中の放射性物質の濃度を測定する</u>
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型重大事故等対処設備 ・主要材料 鋼材 ・保管場所／台数 第 1 保管庫・貯水所/ 1 台 ・計測範囲 B. G. ～100k（アルファ線）、B. G. ～300k（ベータ線） ・電源 乾電池又は充電電池
本文・添付書類	変更申請範囲	・仕様書
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称		可搬型放射能観測設備 可搬型ダスト・よう素サンプラ（S A）
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、試験・検査できること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと ・ 第 45 条 再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・ 第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 再処理施設及びその周辺において、空気中の放射性物質の濃度の測定に必要なサンプリング量を有する 外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・ 第 49 条 放射能観測車が機能喪失した場合に、<u>空気中の放射性物質を捕集する</u>
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 保管場所／台数 第 1 保管庫・貯水所/ 1 台 ・ 流量範囲 120 L/min ・ 電源 乾電池又は充電電池
本文・添付書類	変更申請範囲	・ 仕様書
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称		代替気象観測設備 可搬型気象観測設備
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、試験・検査できること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと ・ 第 45 条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・ 第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる 外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・ 第 49 条 象観測設備が機能喪失した場合に、敷地内の風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を<u>観測</u>し、及びその結果を記録する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 保管場所／台数 第 1 保管庫・貯水所/ 1 台 ・ 計測範囲 風向風速計 風向：16 方位 風速：0～90 m/s 日射計 0～2,000 W/m² 放射収支計 -0.714～1.50 kW/m² 雨量計 0.5mm 毎の計測 ・ 電源 可搬型発電機 ・ 伝送方式 無線（衛星電話）伝送
本文・添付書類	変更申請範囲	・ 仕様書、系統図
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称		代替気象観測設備 可搬型風向風速計
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、試験・検査できること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと ・第 45 条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 敷地内において風向、風速を観測できる 外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・第 49 条 象観測設備が機能喪失した場合に、敷地内の風向、風速を観測し、及びその結果を記録する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型重大事故等対処設備 ・主要材料 鋼材 ・保管場所／台数 主排気筒管理建屋/ 1 台 ・計測範囲 風向：8 方位 風速：2～30 m/s ・電源 不要
本文・添付書類	変更申請範囲	・仕様書
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称		代替気象観測設備 可搬型気象観測用データ伝送装置
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、試験・検査できること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと ・ 第 45 条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・ 第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 保有数は、必要数として 1 台、予備として故障時のバックアップを 1 台の合計 2 台以上を確保する 外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・ 第 49 条 可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 保管場所／台数 第 1 保管庫・貯水所/ 1 台 ・ 伝送頻度 1 回／1 分 ・ 電源 可搬型発電機 ・ 伝送方式 無線（衛星電話）伝送
本文・添付書類	変更申請範囲	・ 仕様書、系統図
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称		代替気象観測設備 可搬型気象観測用発電機
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、試験・検査できること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと ・第 45 条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 可搬型気象観測設備等に給電できる容量を有する 外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・第 49 条 可搬型気象観測設備等に給電できる
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型重大事故等対処設備 ・主要材料 鋼材 ・保管場所／台数 第 1 保管庫・貯水所/ 1 台 ・容量 約 3 kVA／台 ・タンク容量 13L ・燃費 1.3L／h
本文・添付書類	変更申請範囲	・仕様書、系統図
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称		代替気象観測設備 可搬型データ表示装置
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、試験・検査できること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと ・ 第 45 条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・ 第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 保有数は、必要数として 1 台、予備として故障時のバックアップを 1 台の合計 2 台以上を確保する 外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・ 第 49 条 中央制御室に伝送された可搬型気象観測設備の観測値を表示し、記録する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 保管場所／台数 第 1 保管庫・貯水所・制御建屋/ 1 台 ・ 表示範囲 リアルタイムトレンド（3 時間） ・ 電源 乾電池又は充電池式 ・ 伝送方式 無線（衛星電話）伝送 ・ 備考 代替モニタリング設備の可搬型データ表示装置と兼用
本文・添付書類	変更申請範囲	・ 仕様書、系統図
	既認可	—

設工認展開内容（監視測定設備）

設備・機器名称		環境モニタリング用代替電源設備 環境モニタリング用可搬型発電機
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 33 条 位置的分散を図ること、必要数を確保すること、重大事故時の環境条件に耐えること、試験・検査できること、他の設備に悪影響を及ぼさないこと ・第 45 条 再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録すること 常設モニタリング設備は、代替電源設備からの給電を可能とすること。
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 35 条 主要材料に鋼材を使用する ・第 36 条 外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に保管し、設計基準に対処するための設備と異なる場所に保管する 放射線監視設備の環境モニタリング設備に給電できる容量を有する外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋に保管し、風（台風）等により機能を損なわない 他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない 再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認、性能の確認及び外観の確認ができる ・第 49 条 放射線監視設備の環境モニタリング設備に給電できる 代替モニタリング設備は、常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数を配備する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型重大事故等対処設備 ・主要材料 鋼材 ・保管場所／台数 第1保管庫・貯水所/9台 ・容量 約5kVA／台 ・タンク容量 24L ・燃費 2.7L／h
本文・添付書類	変更申請範囲	・仕様書、系統図
	既認可	—

設工認展開内容（通信連絡設備）

設備・機器名称	代替通信連絡設備 統合原子力防災ネットワーク I P 電話 統合原子力防災ネットワーク I P - F A X 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム ※設計基準対処施設の通信連絡設備（所外通信連絡設備）と兼用	
ADRB 約束事項	<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 条、第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 7 条、第 31 条 耐震性を確保すること（耐震 C クラス） （常設重大事故等対処設備） ・第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること 共用により機能を損なわないこと ・第 27 条、第 47 条 多様性を備えた所外との通信連絡ができること 電源が喪失した場合でも動作可能であること ・第 33 条 重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないこと 共用により機能を損なわないこと 	
技術基準の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 条、第 29 条 主要材料に鋼材及び難燃性ケーブルを使用する ・第 6 条、第 33 条 地震力に耐える（基本方針） ・第 16 条 アクセス可能な場所に設置する 同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する ・第 31 条 有線回線，衛星回線による通信方式の多様性を確保する 第 51 条 緊急時対策建屋用発電機，非常用所内電源系統，無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵する ・第 36 条 他通信機器及び通信方式、電源の多様性、位置的分散、同一系統／端末使用による悪影響防止、地震力に耐える（C クラス相当）風（台風）等により機能を損なわない建屋内に設置、地震力に耐える（C クラス相当）、操作及びアクセス可能な場所に設置 	
基本仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・安全機能を有する施設、常設重大事故等対処設備 ・耐震クラス C クラス、常設重大事故等対処設備 ・主要材料 鋼材等（電線管、盤） ・仕様（通信方式） 有線，衛星回線（通信事業者回線） ・電源 緊急時対策建屋用発電機に接続又 ・設置場所 緊急時対策建屋 ・操作場所 制御室、緊急時対策所 ・台数 1 台（MOX 加工施設と同一の端末を使用） 	
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・系統図、配置図 ・耐震性に係る説明書（基本方針）、 ・重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、数量説明）
	既認可	—

設工認展開内容（代替安全冷却水系）

設備・機器名称		可搬型排水受槽
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 可能な限り独立性を有すること。 位置的分散を図ること 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等時の環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 35 条 蒸発乾固への対処に使用した排水を貯留できること 貯留した排水を第 1 貯水槽へ移送し、排水を再び水源として用いることができること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 36 条 重大事故等の対処が可能な可搬型重大事故等対処設備を用いる。 複数の保管場所（常設重大事故等対処設備等を設置する建屋等から、100m 以上隔離）に分散して保管する 必要数（必要数、予備：2n）及び容量を確保する 環境条件（地震及び竜巻）を考慮して、転倒しないことを確認するか、固縛措置等を講じて保管する アクセス可能な場所に保管する ・ 第 35 条 蒸発乾固への対処に使用した排水を貯留する 貯留した排水を第 1 貯水槽へ移送し、排水を再び水源として用いる
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス 一（可搬型重大事故等対処設備：転倒しないことを確認するか、固縛措置等を実施） ・ 主要材料 メーカーカタログ品 ・ 容量 約 300 m³/基 ・ 設置場所/台数 必要数：8 基 予備：8 基（故障時バックアップ） 合計 16 基 屋外エリア 1 / 8 基、屋外エリア 2 / 8 基
本文・添付書類	変更申請範囲	・仕様表、配置図、系統図
	既認可	—

設工認展開内容（代替安全冷却水系）

設備・機器名称		ホース展張車
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 可能な限り独立性を有すること 位置的分散を図ること 必要な個数を確保すること 重大事故等時の環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 36 条 重大事故等の対処が可能な可搬型重大事故等対処設備を用いる 複数の保管場所（常設重大事故等対処設備等を設置する建屋等から、100m 以上隔離）に分散して保管する。 必要数（必要数、予備、故障時バックアップ：$2n+1$）を確保する 環境条件（地震及び竜巻）を考慮して、転倒しないことを確認するか、固縛措置等を講じて保管する アクセス可能な場所に保管する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス —（可搬型重大事故等対処設備：転倒しないことを確認するか、固縛措置等を実施） ・ 主要材料 メーカーカタログ品 ・ 設置場所／台数 <ul style="list-style-type: none"> 必要数：2 台 予備：3 台（故障時及び待機除外時バックアップ） 合計 5 台 屋外エリア 1／2 台、屋外エリア 2／2 台、待機除外用保管場所／1 台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、配置図 ・ 耐震評価書
	既認可	—

設工認展開内容（水供給設備）

設備・機器名称		ホース展張車
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 33 条 可能な限り独立性を有すること 位置的分散を図ること 必要数を確保すること 重大事故等時の環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 36 条 重大事故等の対処が可能な可搬型重大事故等対処設備を用いる 複数の保管場所（常設重大事故等対処設備等を設置する建屋等から、100m 以上隔離）に分散して保管する 必要数（必要数、予備、故障時バックアップ：$2n+1$）を確保する 環境条件（地震及び竜巻）を考慮して、転倒しないことを確認するか、固縛措置等を講じて保管する アクセス可能な場所に保管する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・分類 可搬型重大事故等対処設備 ・耐震クラス 一（可搬型重大事故等対処設備：転倒しないことを確認するか、固縛措置等を実施） ・主要材料 メーカーカタログ品 ・設置場所／台数 <ul style="list-style-type: none"> 必要数：4 台 予備：4 台（故障時バックアップ） 待機除外時バックアップ：ホース展張車（代替安全冷却水系）の待機除外バックアップと兼用 合計 8 台 屋外エリア 1 / 4 台、屋外エリア 2 / 4 台、（待機除外用保管場所 / 1 台）
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、配置図 ・耐震評価書
	既認可	—

設工認展開内容（代替安全冷却水系）

設備・機器名称		運搬車
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 33 条 可能な限り独立性を有すること 位置的分散を図ること 必要数を確保すること 重大事故等時の環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 36 条 重大事故等の対処が可能な可搬型重大事故等対処設備を用いる 複数の保管場所（常設重大事故等対処設備等を設置する建屋等から、100m 以上隔離）に分散して保管する 必要数（必要数、予備、故障時バックアップ：$2n+1$）を確保する 環境条件（地震及び竜巻）を考慮して、転倒しないことを確認するか、固縛措置等を講じて保管する アクセス可能な場所に保管する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・分類 可搬型重大事故等対処設備 ・耐震クラス 一（可搬型重大事故等対処設備：転倒しないことを確認するか、固縛措置等を実施） ・主要材料 メーカーカタログ品 ・設置場所／台数 必要数：2 台 予備：3 台（故障時及び待機除外時バックアップ） 合計 5 台 屋外エリア 1 / 2 台、屋外エリア 2 / 2 台、待機除外用保管場所 / 1 台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、配置図 ・耐震評価書
	既認可	—

設工認展開内容（水供給設備）

設備・機器名称		運搬車
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 33 条 可能な限り独立性を有すること 位置的分散を図ること 必要数を確保すること 重大事故等時の環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 36 条 重大事故等の対処が可能な可搬型重大事故等対処設備を用いる 複数の保管場所（常設重大事故等対処設備等を設置する建屋等から、100m 以上隔離）に分散して保管する 必要数（必要数、予備、故障時バックアップ：2n+1）を確保する 環境条件（地震及び竜巻）を考慮して、転倒しないことを確認するか、固縛措置等を講じて保管する アクセス可能な場所に保管する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・分類 可搬型重大事故等対処設備 ・耐震クラス 一（可搬型重大事故等対処設備：転倒しないことを確認するか、固縛措置等を実施） ・主要材料 メーカーカタログ品 ・設置場所／台数 必要数：4 台 予備：4 台（故障時バックアップ） 待機除外時バックアップ：運搬車（代替安全冷却水系）の待機除外バックアップと兼用 合計 8 台 屋外エリア 1 / 4 台、屋外エリア 2 / 4 台、（待機除外用保管場所 / 1 台）
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、配置図 ・耐震評価書
	既認可	—

設工認展開内容（抑制設備）

設備・機器名称		運搬車
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 33 条 可能な限り独立性を有すること 位置的分散を図ること 必要数を確保すること 重大事故等時の環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 36 条 重大事故等の対処が可能な可搬型重大事故等対処設備を用いる 複数の保管場所（常設重大事故等対処設備等を設置する建屋等から、100m 以上隔離）に分散して保管する 必要数（必要数、予備、故障時バックアップ：$2n+1$）を確保する 環境条件（地震及び竜巻）を考慮して、転倒しないことを確認するか、固縛措置等を講じて保管する アクセス可能な場所に保管する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・分類 可搬型重大事故等対処設備 ・耐震クラス 一（可搬型重大事故等対処設備：転倒しないことを確認するか、固縛措置等を実施） ・主要材料 メーカーカタログ品 ・設置場所／台数 必要数：1 台 予備：1 台（故障時バックアップ） 待機除外時バックアップ：運搬車（代替安全冷却水系）の待機除外バックアップと兼用 合計 2 台 屋外エリア 1 / 1 台、屋外エリア 2 / 1 台、（待機除外用保管場所 / 1 台）
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、配置図 ・耐震評価書
	既認可	—

設工認展開内容（代替安全冷却水系）

設備・機器名称		可搬型中型移送ポンプ運搬車
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 可能な限り独立性を有すること 位置的分散を図ること 必要数を確保すること 重大事故等時の環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 36 条 重大事故等の対処が可能な可搬型重大事故等対処設備を用いる 複数の保管場所（常設重大事故等対処設備等を設置する建屋等から、100m 以上隔離）に分散して保管する 必要数（必要数、予備、故障時バックアップ：2n+1）を確保する 環境条件（地震及び竜巻）を考慮して、転倒しないことを確認するか、固縛措置等を講じて保管する アクセス可能な場所に保管する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス 一（可搬型重大事故等対処設備：転倒しないことを確認するか、固縛措置等を実施） ・ 主要材料 メーカーカタログ品 ・ 設置場所／台数 <ul style="list-style-type: none"> 必要数：2台 予備：3台（故障時及び待機除外時バックアップ） 合計5台 屋外エリア1／2台、屋外エリア2／2台、待機除外用保管場所／1台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、配置図 ・ 耐震評価書
	既認可	—

設工認展開内容（補機駆動用燃料補給設備）

設備・機器名称		軽油用タンクローリ
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 可能な限り独立性を有すること 位置的分散を図ること 必要数を確保すること 重大事故等時の環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 42 条 重大事故等時に、重大事故等対処設備へ燃料を補給できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 36 条 重大事故等の対処が可能な可搬型重大事故等対処設備を用いる 複数の保管場所（常設重大事故等対処設備等を設置する建屋等から、 100m 以上隔離）に分散して保管する 必要数（必要数、予備、故障時バックアップ：$2n+1$）を確保する。 環境条件（地震及び竜巻）を考慮して、転倒しないことを確認するか、 固縛措置等を講じて保管する アクセス可能な場所に保管する ・ 第 46 条 重大事故等時に、重大事故等対処設備へ燃料を補給する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス —（可搬型重大事故等対処設備：転倒しないことを確認するか、固縛措置等を実施） ・ 主要材料 メーカーカタログ品 ・ 設置場所／台数 必要数：3 台 予備：4 台（故障時及び待機除外時バックアップ） 合計 7 台 屋外エリア 1／3 台、屋外エリア 2／3 台、待機除外用保管場所／1 台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、配置図 ・ 耐震評価書
	既認可	—

設工認展開内容（計装設備）

設備・機器名称		計装設備 可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（ガンマ線用サーベイメータ）
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 可能な限り多様性、独立性を有すること。 位置的分散を図ること 必要数を確保すること 重大事故当時の環境条件に耐えること 容易かつ確実に接続できること 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 38 条 重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設備を設けること。 ・ 第 43 条 重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備が設けること。
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 26 条 重大事故等の対処が可能な可搬型重大事故等対処設備を設ける 複数の保管場所（補給水設備が設置される建屋から 100m 以上の離隔距離を確保した場所）に分散して保管する 必要数（必要数及び予備：2nを確保する 重大事故等時の環境条件（地震、風（台風）、竜巻等）を考慮して固縛措置等を講じて保管する 容易かつ確実に接続できる構造とする アクセス可能な場所に保管する ・ 第 32 条 重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設備を設ける ・ 第 37 条 重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備が設ける
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス ー （可搬型重大事故等対処設備：固縛措置等を実施） ・ 個 数 2 （予備として故障時のバックアップを 1 台） ・ 計測範囲 1E-1～1E+6 μ Sv/h ・ 計測方式 半導体検出器 ・ 設置場所／台数 必要数 1 台、故障時バックアップ 1 台 合計 2 台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置図 ・ 仕様表
	既認可	—

設工認展開内容（電源設備）

設備・機器名称		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 可搬型発電機
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 31 条 耐震性を確保すること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 42 条 独立性を有し、位置的分散を図ること 必要となる十分な容量を確保すること 少なくとも 1 系統は機能の維持及び人の接近性の確保すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 基準地震動に耐える ・ 第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有する 重大事故等の環境条件においても機能を損なわない 重大事故等が発生した場合においても確実に操作できる 運転中又は停止中に検査又は試験ができる 非常用所内電源系統と異なる系統構成にする 非常用所内電源系統と異なる場所に設置する ・ 第 46 条 非常用所内電源系統と異なる系統構成にする 非常用所内電源系統と異なる場所に設置する 必要な個数及び容量を有する 少なくとも 1 系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図る
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 設置場所／台数 FA 建屋／3 台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、系統図、配置図、構造図 ・ 耐震性に関する説明書（耐震計算） ・ 重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、容量説明）
	既認可	—

設工認展開内容（放水設備）

設備・機器名称		大型移送ポンプ車
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 可能な限り独立性を有すること 位置的分散を図ること 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等時の環境条件に耐えること 容易かつ確実に接続できること 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 40 条 建屋の最高点である屋上全般にわたって可搬型放水砲で放水するための水を供給できること 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、可搬型放水砲に水を供給することにより泡消火又は放水による消火活動に対応できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 36 条 重大事故等の対処が可能な可搬型重大事故等対処設備を用いる 複数の保管場所（常設重大事故等対処設備等を設置する建屋等から、100m 以上隔離）に分散して保管する 必要数（必要数、予備、故障時バックアップ：2n+1）及び容量を確保する。 環境条件（地震及び竜巻）を考慮して、転倒しないことを確認するか、固縛措置等を講じて保管する アクセス可能な場所に保管する 汽水の影響に対して対腐食性材料を使用する 容易かつ確実に接続できる構造とする。（コネクタ接続） ・ 第 44 条 建屋の最高点である屋上全般にわたって可搬型放水砲で放水するための水を供給する 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、可搬型放水砲に水を供給することにより泡消火又は放水による消火活動に対応する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス —（可搬型重大事故等対処設備：転倒しないことを確認するか、固縛措置等を実施） ・ 主要材料 メーカーカタログ品 ・ 容量 約 1,800 m³/台 ・ 設置場所/台数 必要数：8 台 予備：9 台（故障時及び待機除外時バックアップ）合計 17 台 屋外エリア 1 / 8 台、屋外エリア 2 / 8 台、待機除外用保管場所 / 1 台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、配置図、系統図 ・ 耐震評価書
	既認可	—

設工認展開内容（注水設備）

設備・機器名称		大型移送ポンプ車
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 可能な限り多様性、独立性を有すること 位置的分散を図ること 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等時の環境条件に耐えること 容易かつ確実に接続できること 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 38 条 スプレイ設備により、燃料貯蔵プール等へ水をスプレイするための水を供給できること ・ 第 40 条 放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制、航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災への対応するための水を供給できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 36 条 重大事故等の対処が可能な可搬型重大事故等対処設備を用いる 複数の保管場所（常設重大事故等対処設備等を設置する建屋等から、100m 以上隔離）に分散して保管する 必要数（必要数、予備、故障時バックアップ：2n+1）及び容量を確保する 環境条件（地震及び竜巻）を考慮して、転倒しないことを確認するか、固縛措置等を講じて保管する アクセス可能な場所に保管する 汽水の影響に対して対腐食性材料を使用する 容易かつ確実に接続できる構造とする。（コネクタ接続） ・ 第 42 条 スプレイ設備により、燃料貯蔵プール等へ水をスプレイするための水を供給する ・ 第 44 条 放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制、航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災への対応するための水を供給する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス —（可搬型重大事故等対処設備：転倒しないことを確認するか、固縛措置等を実施） ・ 主要材料 メーカーカタログ品 ・ 容量 約 1,800 m³/台 ・ 設置場所/台数 必要数: 2 台（放水設備と兼用） 合計 2 台（放水設備と兼用）
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、配置図、系統図 ・ 耐震評価書
	既認可	—

設工認展開内容（放水設備）

設備・機器名称		可搬型放水砲
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 可能な限り多様性、独立性を有すること 位置的分散を図ること 必要数を確保すること 重大事故等時の環境条件に耐えること 容易かつ確実に接続できること 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 40 条 移動等により、複数の方向から、建物に放水できること 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、泡消火又は放水による消火活動に対応できること ホイールローダを用いて運搬できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 36 条 重大事故等の対処が可能な可搬型重大事故等対処設備を用いる。 複数の保管場所（常設重大事故等対処設備等を設置する建屋等から、100m 以上隔離）に分散して保管する 必要数（必要数、予備：2n）を確保する 環境条件（地震及び竜巻）を考慮して、転倒しないことを確認するか、固縛措置等を講じて保管する アクセス可能な場所に保管する 汽水の影響に対して対腐食性材料を使用する 容易かつ確実に接続できる構造とする（コネクタ接続） ・ 第 44 条 移動等により、複数の方向から、建物に放水する 放水設備は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、泡消火又は放水による消火活動に対応する ホイールローダを用いて運搬する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス —（可搬型重大事故等対処設備：転倒しないことを確認するか、固縛措置等を実施） ・ 主要材料 メーカーカタログ品 ・ 設置場所／台数 必要数：7 台 予備：7 台（故障時バックアップ）合計 14 台 屋外エリア 1／7 台、屋外エリア 2／7 台
本文・添付書類	変更申請範囲	・ 仕様表、配置図
	既認可	—

設工認展開内容（放水設備）

設備・機器名称		ホイールローダ
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 可能な限り独立性を有すること 位置的分散を図ること 必要な個数を確保すること 重大事故等時の環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 40 条 可搬型放水砲を運搬できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 36 条 重大事故等の対処が可能な可搬型重大事故等対処設備を用いる 複数の保管場所（常設重大事故等対処設備等を設置する建屋等から、 100m 以上隔離）に分散して保管する 必要数（必要数、予備、故障時バックアップ：$2n+1$）を確保する 環境条件（地震及び竜巻）を考慮して、転倒しないことを確認するか、 固縛措置等を講じて保管する アクセス可能な場所に保管する ・ 第 40 条 可搬型放水砲を運搬する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス —（可搬型重大事故等対処設備：転倒しないことを確認するか、固縛措置等を実施） ・ 主要材料 メーカーカタログ品 ・ 設置場所／台数 必要数：3 台 予備：4 台（故障時及び待機除外時バックアップ） 合計 7 台 屋外エリア 1／3 台、屋外エリア 2／3 台、待機除外用保管場所／1 台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、配置図 ・ 耐震評価書
	既認可	—

設工認展開内容（抑制設備）

設備・機器名称		可搬型汚濁水拡散防止フェンス
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 可能な限り多様性、独立性を有すること。 位置的分散を図ること 必要数を確保すること 重大事故等時の環境条件に耐えること 容易かつ確実に接続できること 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 40 条 海洋、河口、湖沼等への放射性物質の流出を抑制できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 36 条 重大事故等の対処が可能な可搬型重大事故等対処設備を用いる。 複数の保管場所（常設重大事故等対処設備等を設置する建屋等から、 100m 以上隔離）に分散して保管する 必要数（必要数、予備：2n）を確保する 環境条件（地震及び竜巻）を考慮して、転倒しないことを確認するか、 固縛措置等を講じて保管する アクセス可能な場所に保管する 汽水の影響に対して対腐食性材料を使用する 容易かつ確実に接続できる構造とする ・ 第 44 条 海洋、河口、湖沼等への放射性物質の流出を抑制する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス —（可搬型重大事故等対処設備：転倒しないことを確認するか、固縛措置等を実施） ・ 主要材料 メーカーカタログ品
本文・添付書類	変更申請範囲	・ 仕様表、配置図
	既認可	—

設工認展開内容（抑制設備）

設備・機器名称		小型船舶
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 可能な限り多様性、独立性を有すること。 位置的分散を図ること 必要数を確保すること 重大事故等時の環境条件に耐えること 容易かつ確実に接続できること 試験・検査及び保守・修理できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 36 条 重大事故等の対処が可能な可搬型重大事故等対処設備を用いる。 複数の保管場所（常設重大事故等対処設備等を設置する建屋等から、100m 以上隔離）に分散して保管する 必要数（必要数、予備、故障時バックアップ：$2n+1$）を確保する 環境条件（地震及び竜巻）を考慮して、転倒しないことを確認するか、固縛措置等を講じて保管する アクセス可能な場所に保管する 容易かつ確実に接続できる構造とする
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス ー（可搬型重大事故等対処設備：転倒しないことを確認するか、固縛措置等を実施） ・ 主要材料 メーカーカタログ品 ・ 設置場所／艇数 <ul style="list-style-type: none"> 必要数：1 艇 予備：2 艇（故障時及び待機除外時バックアップ） 合計 3 艇 屋外エリア 1 / 1 台、屋外エリア 2 / 1 台、待機除外用保管場所 / 1 台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、配置図 ・ 耐震評価書
	既認可	ー

設工認展開内容（水供給設備）

設備・機器名称		第1貯水槽
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第31条 耐震性を確保すること ・第33条 重大事故等への対処に必要な機能が損なわれないこと(1.2Ss) 位置的分散を図ること 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等時の環境条件に耐えること 試験・検査及び保守・修理できること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと ・第41条 重大事故等への対処に必要な水源を確保できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第33条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれない ・第36条 重大事故等への対処に必要な機能が損なわれない 位置的分散を図る 必要な個数及び容量を確保する 重大事故等時の環境条件に耐える 汽水の影響に対して対腐食性材料を使用する 試験・検査及び保守・修理できる 他の設備に悪影響を及ぼさない ・第41条 重大事故等への対処に必要な水源を確保する
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・分類 常設重大事故等対処設備 ・耐震クラス C (1.2Ss 機能維持) ・主要材料 コンクリート ・設置場所 第1保管庫・貯水所内 ・容量 約20,000 m³/基 (第1貯水槽A 約10,000 m³、第1貯水槽B 約10,000 m³) ・台数 1基
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、配置図、系統図 ・耐震計算書
	既認可	—

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋の遮蔽設備
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 30 条 支持できる地盤に設置すること ・ 第 31 条 耐震性を確保すること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 46 条 適切な遮蔽設計を行うこと
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 32 条 十分に支持できる地盤に設置すること ・ 第 33 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと ・ 第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 50 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 常設重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス 常設耐震重要重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鉄筋コンクリート ・ 厚さ 約 1.0m 以上
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策建屋換気設備の系統概要図 ・ 耐震に関する説明書（基本方針）
	既認可	—

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋送風機
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 31 条 耐震性を確保すること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 46 条 適切な換気設計を行うこと
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと ・ 第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 50 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 常設重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス 常設耐震重要重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 設置場所 緊急時対策建屋 地上 1 階 ・ 台数 4 台 ・ 容量 約 63,500m³/h/台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策建屋機器配置概要図（地上 1 階） ・ 緊急時対策建屋換気設備の系統概要図 ・ 緊急時対策建屋換気設備の切替概要図 ・ 耐震計算書
	既認可	—

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋排風機
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 31 条 耐震性を確保すること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 46 条 適切な換気設計を行うこと
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと ・ 第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 50 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 常設重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス 常設耐震重要重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 設置場所 緊急時対策建屋 地上 1 階 ・ 台数 4 台 ・ 容量 約 63,500m³/h/台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策建屋機器配置概要図（地上 1 階） ・ 緊急時対策建屋換気設備の系統概要図 ・ 緊急時対策建屋換気設備の切替概要図 ・ 耐震計算書
	既認可	—

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 31 条 耐震性を確保すること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 46 条 適切な換気設計を行うこと
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと ・ 第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 50 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 常設重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス 常設耐震重要重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 設置場所 緊急時対策建屋 ・ 数量 1 式
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策建屋換気設備の系統概要図 ・ 緊急時対策建屋換気設備の切替概要図 ・ 耐震計算書
	既認可	—

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋フィルタユニット
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 31 条 耐震性を確保すること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 46 条 適切な換気設計を行うこと
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと ・ 第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 50 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 常設重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス 常設耐震重要重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 設置場所 緊急時対策建屋 地上 1 階 ・ 基数 6 基 ・ 粒子除去効率 99.9%以上 (0.15μmDOP 粒子) ・ 容量 約 25,400m³/h/基
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策建屋機器配置概要図（地上 1 階） ・ 緊急時対策建屋換気設備の系統概要図 ・ 緊急時対策建屋換気設備の切替概要図 ・ 耐震計算書
	既認可	—

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋加圧ユニット
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 31 条 耐震性を確保すること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 46 条 適切な換気設計を行うこと
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと ・ 第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 50 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 常設重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス 常設耐震重要重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 設置場所 緊急時対策建屋 地上 1 階 ・ 容量 4,900m³以上
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策建屋機器配置概要図（地上 1 階） ・ 緊急時対策建屋換気設備の系統概要図 ・ 緊急時対策建屋換気設備の切替概要図 ・ 耐震計算書
	既認可	—

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 31 条 耐震性を確保すること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 46 条 適切な換気設計を行うこと
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと ・ 第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 50 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 常設重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス 常設耐震重要重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 設置場所 緊急時対策建屋 ・ 数量 1 式
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策建屋換気設備の系統概要図 ・ 緊急時対策建屋換気設備の切替概要図 ・ 耐震計算書
	既認可	—

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋情報把握設備 情報収集装置
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 31 条 耐震性を確保すること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 46 条 必要な情報を把握できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと ・ 第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 50 条 必要な情報を把握できること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 常設重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス 常設耐震重要重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 設置場所 緊急時対策建屋 地下 1 階 ・ 台数 2 台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策建屋機器配置概要図（地下 1 階） ・ 情報収集装置及び情報表示装置の系統概要図 ・ 耐震計算書
	既認可	—

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋情報把握設備 情報表示装置
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 31 条 耐震性を確保すること ・第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・第 46 条 必要な情報を把握できること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 33 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと ・第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・第 50 条 必要な情報を把握できること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・分類 常設重大事故等対処設備 ・耐震クラス 常設耐震重要重大事故等対処設備 ・主要材料 樹脂製 ・設置場所 緊急時対策建屋 地下 1 階 ・台数 2 台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策建屋機器配置概要図（地下 1 階） ・情報収集装置及び情報表示装置の系統概要図 ・耐震計算書
	既認可	—

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋電源設備 緊急時対策建屋高压系統 6.9kV 緊急時対策建屋用母線
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 31 条 耐震性を確保すること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 46 条 多重性又は多様性を有すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと ・ 第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 50 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 常設重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス 常設耐震重要重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 設置場所 緊急時対策建屋 ・ 数量 2 系統
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策建屋電源設備の系統概要図 ・ 耐震計算書
	既認可	—

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋電源設備 緊急時対策建屋低圧系統 460V 緊急時対策建屋用母線
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 31 条 耐震性を確保すること ・第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・第 46 条 多重性又は多様性を有すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 33 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと ・第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・第 50 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・分類 常設重大事故等対処設備 ・耐震クラス 常設耐震重要重大事故等対処設備 ・主要材料 鋼材 ・設置場所 緊急時対策建屋 ・数量 4 系統
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策建屋電源設備の系統概要図 ・耐震計算書
	既認可	—

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋電源設備 重油貯槽
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 31 条 耐震性を確保すること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 46 条 多重性又は多様性を有すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと ・ 第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 50 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 常設重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス 常設耐震重要重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 設置場所 緊急時対策建屋 ・ 基数 2 基 ・ 容量 約 100m³/基 ・ 使用燃料 A 重油
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策建屋機器配置概要図（地上 1 階） ・ 燃料補給設備の系統概要図 ・ 耐震計算書
	既認可	—

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋換気設備 対策本部室差圧計
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 31 条 耐震性を確保すること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 46 条 適切な換気設計を行うこと
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと ・ 第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 50 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 常設重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス 常設耐震重要重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 設置場所 緊急時対策建屋 地下 1 階 ・ 基数 1 基
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策建屋機器配置概要図（地下 1 階） ・ 緊急時対策建屋換気設備の系統概要図 ・ 緊急時対策建屋換気設備の切替概要図 ・ 耐震計算書
	既認可	—

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋換気設備 待機室差圧計
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 31 条 耐震性を確保すること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 46 条 適切な換気設計を行うこと
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと ・ 第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 50 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 常設重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス 常設耐震重要重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 設置場所 緊急時対策建屋 地下 1 階 ・ 基数 1 基
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策建屋機器配置概要図（地下 1 階） ・ 緊急時対策建屋換気設備の系統概要図 ・ 緊急時対策建屋換気設備の切替概要図 ・ 耐震計算書
	既認可	—

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋放射線計測設備 可搬型エリアモニタ
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 31 条 耐震性を確保すること ・第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・第 46 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 33 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと ・第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・第 50 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・分類 可搬型重大事故等対処設備 ・耐震クラス ー ・主要材料 鋼材 ・保管場所 緊急時対策建屋，第 1 保管庫・貯水所 ・台数 2 台 ・測定範囲 0.001～99.99mSv/h
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策建屋機器配置概要図（地下 1 階） ・緊急時対策建屋換気設備の系統概要図 ・耐震評価書
	既認可	ー

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋放射線計測設備 アルファ・ベータ線用サーベイメータ
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 31 条 耐震性を確保すること ・第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・第 46 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 33 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと ・第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・第 50 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・分類 可搬型重大事故等対処設備 ・耐震クラス ー ・主要材料 鋼材 ・保管場所 緊急時対策建屋，第 1 保管庫・貯水所 ・台数 2 台 ・計測範囲 B.G～100kmin-1（アルファ線） 計測範囲 B.G～300kmin-1（ベータ線）
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策建屋機器配置概要図（地下 1 階） ・緊急時対策建屋換気設備の系統概要図 ・耐震評価書
	既認可	ー

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋換気設備 監視制御盤
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 31 条 耐震性を確保すること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 46 条 適切な換気設計を行うこと
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと ・ 第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 50 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 常設重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス 常設耐震重要重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 設置場所 緊急時対策建屋 地下 1 階 ・ 面数 1 面
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策建屋機器配置概要図（地下 1 階） ・ 緊急時対策建屋換気設備の系統概要図 ・ 緊急時対策建屋換気設備の切替概要図 ・ 耐震計算書
	既認可	—

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋環境測定設備 可搬型酸素濃度計
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること 第 29 条 ・ 第 7 条 耐震性を確保すること 第 31 条 ・ 第 13 条 誤操作を防止できること ・ 第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 46 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 6 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと 第 33 条 ・ 第 11 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること 第 35 条 ・ 第 16 条 検査又は試験並びに保守及び修理ができること ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 50 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 設計基準事故対処設備及び可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス ー ・ 主要材料 樹脂製 ・ 保管場所 緊急時対策建屋，第 1 保管庫・貯水所 ・ 台数 3 台 ・ 測定範囲 0.0～25.0vol%
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策建屋機器配置概要図（地下 1 階） ・ 緊急時対策建屋換気設備の系統概要図 ・ 耐震評価書
	既認可	ー

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋環境測定設備 可搬型二酸化炭素濃度計
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること 第 29 条 ・ 第 7 条 耐震性を確保すること 第 31 条 ・ 第 13 条 誤操作を防止できること ・ 第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 46 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 6 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと 第 33 条 ・ 第 11 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること 第 35 条 ・ 第 16 条 検査又は試験並びに保守及び修理ができること ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 50 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 設計基準事故対処設備及び可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス ー ・ 主要材料 樹脂製 ・ 保管場所 緊急時対策建屋，第 1 保管庫・貯水所 ・ 台数 3 台 ・ 測定範囲 0.0～5.0vol%
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策建屋機器配置概要図（地下 1 階） ・ 緊急時対策建屋換気設備の系統概要図 ・ 耐震評価書
	既認可	ー

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋環境測定設備 可搬型窒素酸化物濃度計
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること 第 29 条 ・ 第 7 条 耐震性を確保すること 第 31 条 ・ 第 13 条 誤操作を防止できること ・ 第 15 条 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 46 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 6 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと 第 33 条 ・ 第 11 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること 第 35 条 ・ 第 16 条 検査又は試験並びに保守及び修理ができること ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 50 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 設計基準事故対処設備及び可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス ー ・ 主要材料 樹脂製 ・ 保管場所 緊急時対策建屋，第 1 保管庫・貯水所 ・ 台数 3 台 ・ 測定範囲 0.0～9.0ppm
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策建屋機器配置概要図（地下 1 階） ・ 緊急時対策建屋換気設備の系統概要図 ・ 耐震評価書
	既認可	ー

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋放射線計測設備 可搬型ダストサンプラ
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 31 条 耐震性を確保すること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 46 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと ・ 第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 50 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス ー ・ 主要材料 鋼材 ・ 保管場所 緊急時対策建屋，第 1 保管庫・貯水所 ・ 台数 2 台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策建屋機器配置概要図（地下 1 階） ・ 緊急時対策建屋換気設備の系統概要図 ・ 耐震評価書
	既認可	ー

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋放射線計測設備 可搬型線量率計
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 31 条 耐震性を確保すること ・ 第 33 条 規則要求に対応できていること ・ 第 46 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと ・ 第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 36 条 個数及び容量等の規則要求に対応できていること ・ 第 50 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス ー ・ 主要材料 鋼材 ・ 保管場所 第 1 保管庫・貯水所, 第 2 保管庫・貯水所 ・ 種類 NaI(Tl)シンチレーション式検出器半導体式検出器 ・ 計測範囲 B. G~100mSv/h 又は mGy/h ・ 台数 2 台
本文・添付書類	変更申請範囲	・ 耐震評価書
	既認可	ー

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋放射線計測設備 可搬型ダストモニタ
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 31 条 耐震性を確保すること ・第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・第 46 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第 33 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと ・第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・第 50 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・分類 可搬型重大事故等対処設備 ・耐震クラス ー ・主要材料 鋼材 ・保管場所 第 1 保管庫・貯水所, 第 2 保管庫・貯水所 ・種類 ZnS(Ag)シンチレーション式検出器 プラスチックシンチレーション式検出器 ・計測範囲 B. G\sim99.9kmin⁻¹ ・台数 2 台
本文・添付書類	変更申請範囲	・耐震評価書
	既認可	ー

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋放射線計測設備 可搬型データ伝送装置
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 31 条 耐震性を確保すること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 46 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと ・ 第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 50 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス ー ・ 主要材料 鋼材 ・ 保管場所 第 1 保管庫・貯水所, 第 2 保管庫・貯水所 ・ 台数 2 台
本文・添付書類	変更申請範囲	・ 耐震評価書
	既認可	ー

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋放射線計測設備 可搬型発電機
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 31 条 耐震性を確保すること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 46 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと ・ 第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 50 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス ー ・ 主要材料 鋼材 ・ 保管場所 第 1 保管庫・貯水所, 第 2 保管庫・貯水所 ・ 台数 3 台 ・ 容量 約 3kVA/台
本文・添付書類	変更申請範囲	・ 耐震評価書
	既認可	ー

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋電源設備 緊急時対策建屋用発電機
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 31 条 耐震性を確保すること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 46 条 多重性又は多様性を有すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと ・ 第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 50 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 常設重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス 常設耐震重要重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 設置場所 緊急時対策建屋 地上 1 階 ・ 種類 ディーゼル発電機 ・ 台数 2 台 ・ 容量 約 1,700kVA/台 ・ 力率 0.8(遅れ) ・ 電圧 6.6kV ・ 燃料 A 重油(約 420L/h)
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策建屋機器配置概要図（地上 1 階） ・ 緊急時対策建屋電源設備の系統概要図 ・ 耐震計算書
	既認可	—

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋電源設備 燃料油移送ポンプ
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 31 条 耐震性を確保すること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 46 条 多重性又は多様性を有すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと ・ 第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 50 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 常設重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス 常設耐震重要重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 設置場所 緊急時対策建屋 地上 1 階 ・ 台数 4 台 ・ 容量 約 1.3m³/h/台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策建屋機器配置概要図（地上 1 階） ・ 燃料補給設備の系統概要図 ・ 耐震計算書
	既認可	—

設工認展開内容（緊急時対策所）

設備・機器名称		緊急時対策建屋電源設備 燃料油配管・弁
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 29 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 31 条 耐震性を確保すること ・ 第 33 条 必要な個数及び容量を確保すること 重大事故等の環境条件に耐えること 運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 46 条 多重性又は多様性を有すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないこと ・ 第 35 条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・ 第 36 条 必要な個数及び容量を有すること 重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること 運転中又は停止中に検査又は試験ができること 他の設備に悪影響を及ぼさないこと 共通要因によって同時に機能喪失しないこと ・ 第 50 条 要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類 常設重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス 常設耐震重要重大事故等対処設備 ・ 主要材料 鋼材 ・ 設置場所 緊急時対策建屋 ・ 数量 1 式
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策建屋電源設備の系統概要図 ・ 耐震計算書
	既認可	—

設工認展開内容（安全冷却水系）

設備・機器名称		安全冷却水系 代替安全冷却水系 可搬型中型移送ポンプ
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 33 条 可能な限り多様性、独立性を有すること 位置的分散を図ること 必要数を確保すること 重大事故時の環境条件に耐えること 容易かつ確実に接続できること 試験・検査及び保守・修理できること ・ 第35条 内部ループへの通水による冷却、貯槽等への注水、冷却コイル等への通水による冷却に対処できる設備を設けること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第26条 重大事故の対処が可能な可搬型重大事故等対処設備を用いる 複数の保管場所（常設重大事故等対処設備等を設置する建屋等から100m以上離隔）に分散して保管する 必要数（必要数、予備、故障時バックアップ:2n+1）を確保する 環境条件（地震）を考慮して固縛措置等を講じて保管する 容易かつ確実に接続できる構造とする（ストーズ構造） アクセス可能な場所に保管する 〔検査項目：外観、機能性能検査 〕 ・ 第28条 内部ループへの通水による冷却、貯槽等への注水、冷却コイル等への通水による冷却に対処できる設備を設ける
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型重大事故等対処設備 ・ 耐震クラス ー（可搬型重大事故等対処設備：固縛措置等を実施） ・ 主要材料 メーカーカタログ品（ストーズ構造） ・ 容量 吐出量：240m³/h 吐出圧力：0.8MPa ・ 設置場所／台数 必要数 6、故障時バックアップ 6 台、待機除外時バックアップ 1 台 合計 13 台 屋外エリア 1/6 台、屋外エリア 2/6 台、待機除外用保管場所/1 台
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様表、配置図、系統図 ・ 重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、数量説明）
	既認可	ー

設工認展開内容（安全冷却水系）

設備・機器名称	安全冷却水系 代替安全冷却水系 可搬型建屋内ホース																																																																																															
ADRB 約束事項	<ul style="list-style-type: none"> 第 33 条 可能な限り多様性、独立性を有すること 位置的分散を図ること 必要数を確保すること 重大事故時の環境条件に耐えること 容易かつ確実に接続できること 試験・検査及び保守・修理できること 第35条 内部ループへの通水による冷却、貯槽等への注水、冷却コイル等への通水による冷却、セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応に対処できる設備を設けること 																																																																																															
技術基準の整理	<ul style="list-style-type: none"> 第26条 重大事故の対処が可能な可搬型重大事故等対処設備を用いる 複数の保管場所（常設重大事故等対処設備等を設置する建屋等から100m以上離隔）に分散して保管する 必要数（必要数、予備、故障時バックアップ：$2(n+1)+\alpha$）を確保する 重大事故時の環境条件（地震、圧力、温度等）を考慮して固縛措置等を講じて保管する 容易かつ確実に接続できる構造とする（ストーズ構造） アクセス可能な場所に保管する 〔検査項目：外観検査〕 第28条 内部ループへの通水による冷却、貯槽等への注水、冷却コイル等への通水による冷却、セルへの導出経路の構築及びセル排気系を代替する排気系による対応に対処できる設備を設ける 																																																																																															
基本仕様	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備 耐震クラス ー（可搬型重大事故等対処設備：固縛措置等を実施） 主要材料 消防法に基づき型式承認された消防用ホース 仕様等 <table border="1" data-bbox="384 1196 1398 1809"> <thead> <tr> <th>建屋</th> <th>外径</th> <th>ホース長</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>故障時バックアップ</th> <th>設置場所/台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">AA</td> <td>65A</td> <td>20m</td> <td>161 本</td> <td>6 本</td> <td>101 本</td> <td>屋内/126 本、コンテナ 1/69 本、コンテナ 2/85 本</td> </tr> <tr> <td>25A</td> <td>2m</td> <td>52 本</td> <td>2 本</td> <td>26 本</td> <td>屋内/54 本、コンテナ 2/26 本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">AB</td> <td>65A</td> <td>20m</td> <td>216 本</td> <td>6 本</td> <td>197 本</td> <td>屋内/164 本、コンテナ 1/197 本、コンテナ 2/118 本</td> </tr> <tr> <td>65A</td> <td>5m</td> <td>108 本</td> <td>—</td> <td>108 本</td> <td>コンテナ 1/108 本、コンテナ 2/108 本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">AC</td> <td>65A</td> <td>20m</td> <td>28 本</td> <td>2 本</td> <td>14 本</td> <td>屋内/30 本、コンテナ 1/14 本</td> </tr> <tr> <td>40A</td> <td>20m</td> <td>232 本</td> <td>6 本</td> <td>142 本</td> <td>屋内/132 本、コンテナ 1/116 本、コンテナ 2/52 本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">CA</td> <td>40A</td> <td>20m</td> <td>82 本</td> <td>6 本</td> <td>42 本</td> <td>屋内/82 本、コンテナ 1/38 本、コンテナ 2/4 本</td> </tr> <tr> <td>15A</td> <td>4m</td> <td>20 本</td> <td>2 本</td> <td>10 本</td> <td>屋内/22 本、コンテナ 1/10 本</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">KA</td> <td rowspan="2">150A</td> <td>10m</td> <td>240 本</td> <td>6 本</td> <td>132 本</td> <td>屋内/222 本、コンテナ 1/132 本、コンテナ 2/24 本</td> </tr> <tr> <td>5m</td> <td>16 本</td> <td>4 本</td> <td>10 本</td> <td>屋内/16 本、コンテナ 1/10 本、コンテナ 2/4 本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">65A</td> <td>2m</td> <td>24 本</td> <td>4 本</td> <td>14 本</td> <td>屋内/24 本、コンテナ 1/14 本、コンテナ 2/4 本</td> </tr> <tr> <td>20m</td> <td>186 本</td> <td>4 本</td> <td>113 本</td> <td>屋内/150 本、コンテナ 1/113 本、コンテナ 2/40 本</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10m</td> <td>38 本</td> <td>4 本</td> <td>23 本</td> <td>屋内/34 本、コンテナ 1/23 本、コンテナ 2/8 本</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: right;">合計 2387 本</td> </tr> </tbody> </table>	建屋	外径	ホース長	必要数	予備	故障時バックアップ	設置場所/台数	AA	65A	20m	161 本	6 本	101 本	屋内/126 本、コンテナ 1/69 本、コンテナ 2/85 本	25A	2m	52 本	2 本	26 本	屋内/54 本、コンテナ 2/26 本	AB	65A	20m	216 本	6 本	197 本	屋内/164 本、コンテナ 1/197 本、コンテナ 2/118 本	65A	5m	108 本	—	108 本	コンテナ 1/108 本、コンテナ 2/108 本	AC	65A	20m	28 本	2 本	14 本	屋内/30 本、コンテナ 1/14 本	40A	20m	232 本	6 本	142 本	屋内/132 本、コンテナ 1/116 本、コンテナ 2/52 本	CA	40A	20m	82 本	6 本	42 本	屋内/82 本、コンテナ 1/38 本、コンテナ 2/4 本	15A	4m	20 本	2 本	10 本	屋内/22 本、コンテナ 1/10 本	KA	150A	10m	240 本	6 本	132 本	屋内/222 本、コンテナ 1/132 本、コンテナ 2/24 本	5m	16 本	4 本	10 本	屋内/16 本、コンテナ 1/10 本、コンテナ 2/4 本	65A	2m	24 本	4 本	14 本	屋内/24 本、コンテナ 1/14 本、コンテナ 2/4 本	20m	186 本	4 本	113 本	屋内/150 本、コンテナ 1/113 本、コンテナ 2/40 本		10m	38 本	4 本	23 本	屋内/34 本、コンテナ 1/23 本、コンテナ 2/8 本	合計 2387 本						
建屋	外径	ホース長	必要数	予備	故障時バックアップ	設置場所/台数																																																																																										
AA	65A	20m	161 本	6 本	101 本	屋内/126 本、コンテナ 1/69 本、コンテナ 2/85 本																																																																																										
	25A	2m	52 本	2 本	26 本	屋内/54 本、コンテナ 2/26 本																																																																																										
AB	65A	20m	216 本	6 本	197 本	屋内/164 本、コンテナ 1/197 本、コンテナ 2/118 本																																																																																										
	65A	5m	108 本	—	108 本	コンテナ 1/108 本、コンテナ 2/108 本																																																																																										
AC	65A	20m	28 本	2 本	14 本	屋内/30 本、コンテナ 1/14 本																																																																																										
	40A	20m	232 本	6 本	142 本	屋内/132 本、コンテナ 1/116 本、コンテナ 2/52 本																																																																																										
CA	40A	20m	82 本	6 本	42 本	屋内/82 本、コンテナ 1/38 本、コンテナ 2/4 本																																																																																										
	15A	4m	20 本	2 本	10 本	屋内/22 本、コンテナ 1/10 本																																																																																										
KA	150A	10m	240 本	6 本	132 本	屋内/222 本、コンテナ 1/132 本、コンテナ 2/24 本																																																																																										
		5m	16 本	4 本	10 本	屋内/16 本、コンテナ 1/10 本、コンテナ 2/4 本																																																																																										
	65A	2m	24 本	4 本	14 本	屋内/24 本、コンテナ 1/14 本、コンテナ 2/4 本																																																																																										
		20m	186 本	4 本	113 本	屋内/150 本、コンテナ 1/113 本、コンテナ 2/40 本																																																																																										
	10m	38 本	4 本	23 本	屋内/34 本、コンテナ 1/23 本、コンテナ 2/8 本																																																																																											
合計 2387 本																																																																																																
本文・添付書類	<table border="1" data-bbox="225 1809 1445 2029"> <tr> <td data-bbox="225 1809 368 1973">変更申請範囲</td> <td data-bbox="368 1809 1445 1973"> <ul style="list-style-type: none"> 仕様表、配置図、系統図 重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、数量説明） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1973 368 2029">既認可</td> <td data-bbox="368 1973 1445 2029">—</td> </tr> </table>	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> 仕様表、配置図、系統図 重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、数量説明） 	既認可	—																																																																																											
変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> 仕様表、配置図、系統図 重大事故等対処設備に関する説明書（使用条件（環境条件）、数量説明） 																																																																																															
既認可	—																																																																																															

設工認展開内容（建物・構築物）

設備・機器名称		第1保管庫・貯水所
ADRB 約束事項		<ul style="list-style-type: none"> ・第5条 可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用すること ・第15条 試験・検査及び保守・修理できること ・第30条 支持できる地盤に設置すること ・第33条 重大事故等の対処に必要な機能が損なわれないこと(1.2Ss) 風、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山、外部火災に耐えること、鳥類等の侵入を防止又は抑制すること
技術基準の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・第4条 主要材料にコンクリート、鋼材を使用する ・第11条 アクセス可能な構造 ・第23条 許容支持力度を有する地盤に設置する(地盤の極限支持力度7.5MPa) ・第26条 重大事故等の対処に必要な機能を損なわないこと(地震応答解析) 風(台風:41.7m/s)、竜巻(100m/s)、火山(火山灰:55cm、1.3g/cm³)、積雪(190cm)に耐える、落雷(270kVA)を考慮し、避雷設備を設ける、降水(最大1時間降水量:67.0mm)を考慮し排水溝を設ける、凍結(最低気温:-15.7℃)及び高温(最高気温:34.7℃)を考慮して空調設備を設ける、外部火災(森林火災)の影響を考慮した防火帯の内側への配置、鳥類等の侵入を防止又は抑制する 〔検査項目:基盤、材料、構造、強度、外観検査〕
基本仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・安全機能を有する施設 ・耐震クラス (1.2Ss) ・主要材料 普通コンクリート、鉄筋コンクリート用棒鋼 ・主要寸法 南北方向 約52m、東西方向 約113m、高さ 地上約16m 壁厚 0.45m~2.0m 鉄筋 D16、D18、D22、D25、D29、D25、D32、D38 ・その他 避雷設備の設置、防火帯内に設置、空調設備を設置、排水溝を設置、地盤の極限支持力度7.5MPa、バードスクリーンを設置
本文・添付書類	変更申請範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様表、平面図、断面図、配置図 ・耐震性に関する説明書(地震応答解析結果、応力解析結果) ・重大事故等対処設備に関する説明書(環境条件)
	既認可	—